

# 集中検討会議への準備作業会合

## 議 事 次 第

平成 23 年 4 月 23 日 (土)  
10:00 ~ 12:00  
4 号館 第 1 特別会議室

1. 開 会
2. 討 議
3. 閉 会

### 配布資料

- (資料 1) 社会保障改革に関する意見等 (ヒアリング等結果要旨)
- (資料 2) 社会保障改革に関する意見等 (関係府省提出資料要旨)
- (資料 3) 岡村委員提出資料
- (資料 4) 3 月 26 日以降の委員提出資料等
  - ・ 駒崎委員・安藤委員提出資料
  - ・ 生水委員提出資料
  - ・ 赤石委員提出資料
  - ・ 有吉委員提出資料 (①、②)
  - ・ 中橋委員提出資料
  - ・ 前田委員提出資料
  - ・ 意見交換会のポイント (日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会)
- (資料 5) 社会保障及び「共通番号」制度に関するアンケート調査結果

# 集中検討会議への準備作業会合

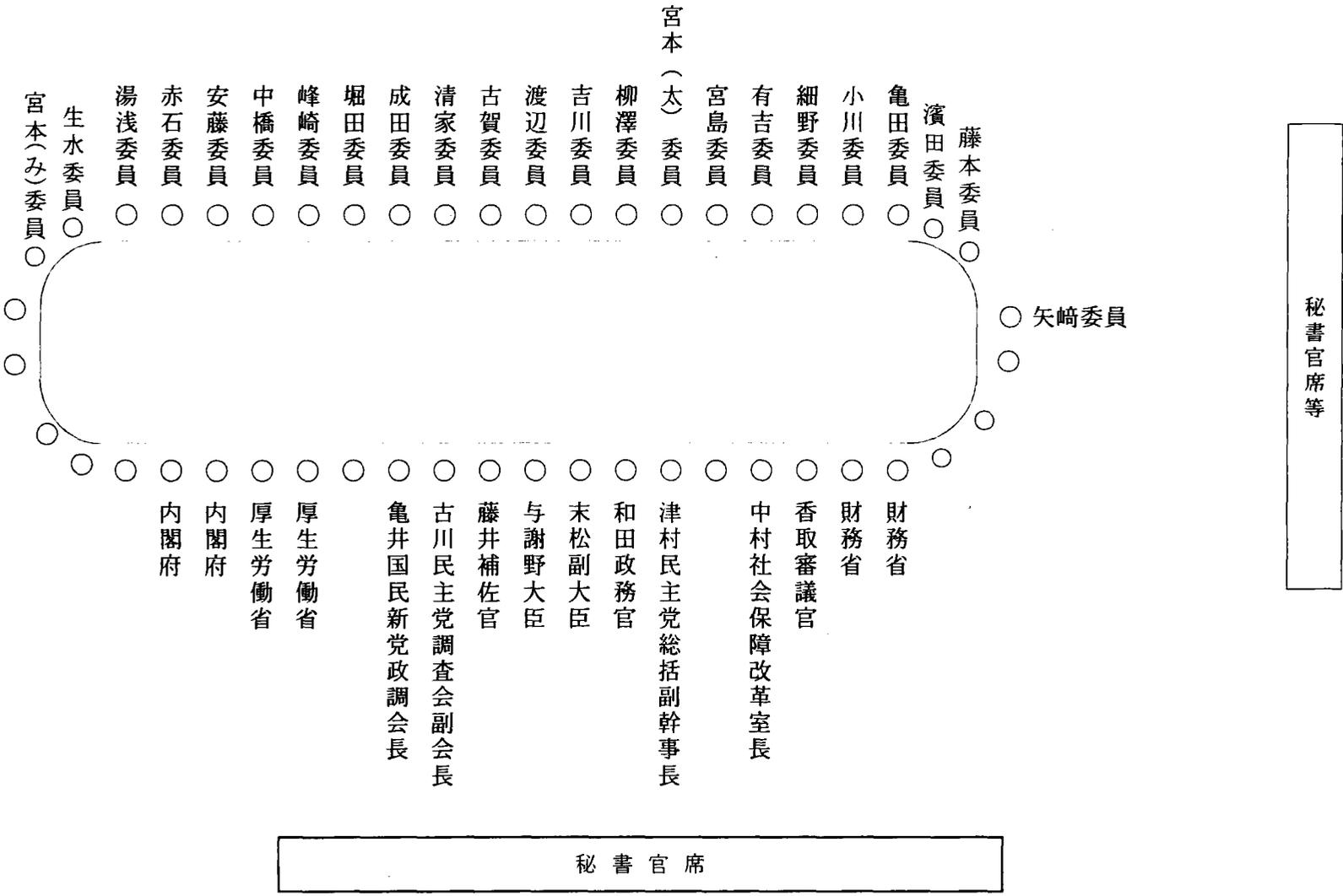
平成 23 年 4 月 23 日 (土)  
於：中央合同庁舎第 4 号館第 1 会議室 (11 階)

随行者席

入口

随行者席

入口



事務局  
速記

秘書官席等

秘書官席

# 社会保障改革に関する意見等

## (社会保障改革に関する集中検討会議におけるヒアリング等結果要旨)

事項	項目	経済・労働団体	新聞各社	地方団体	有識者	集中検討会議委員
1. 総論的事項	社会保障改革の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障制度改革は待ったなし。(日商)</li> <li>・経済活力は国民の安心基盤であり、社会保障の安定にも資する。(経団連)</li> <li>・中間層の再生と経済社会の好循環、全世代型の体系への転換、安定財源確保を行い、積極的社会保障政策への転換が必要。(連合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者向け福祉は、水準を見直す部分を冷静に見極め、少子化対策や失業・雇用対策、教育にはもっと力を入れる。(朝日)</li> <li>・社会保障国民会議や安心社会実現会議、さらには現政権下の議論も含め課題は出尽くしており、待ったなしで実行。(毎日)</li> <li>・成長政策や少子化対策に国を挙げて取り組む。同時に社会保障について、不公平の是正やサービスの改善と効率化を目指した改革を実施。(日経)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元気な高齢者が活躍できる社会の実現。(知事会)</li> <li>・多様な働き方を可能にするような制度改革と支援の仕組みづくりを急ぐべき。(知事会)</li> <li>・全国一律の現金給付は国、サービス給付は地域の実情に応じ地方が実施するという役割分担の下で互いに協力。(知事会)</li> <li>・社会保障給付の多くは基礎自治体が供給しており、社会保障の対人サービスは基礎自治体のマンパワーと組織が支えている。基礎自治体は相当量の単独事業も実施している。(市長会、町村会)</li> <li>・生涯を通じた生活全般の社会保障、ヒューマンタッチ(マンツーマン)の社会保障、国と地方の協働と役割分担に基づく社会保障、地域社会・社会福祉法人・NPO・企業等との協働による社会保障等を社会保障改革の目指すべき基本方向とすべき。(市長会)</li> <li>・サービスを必要とする人に、包括的なケアを提供できるよう、総合案内所的拠点(社会保障の総合プラットホーム・ワンストップサービス)を整備・拡充する必要がある。(市長会)</li> <li>・分権型・連携型の社会保障に向けて、地方に対する義務付け・枠付けを見直すとともに、制度の切れ目なくサービスを一体的に提供。(町村会)</li> <li>・社会保障の理解を深める教育と雇用保障が社会保障の基盤。(町村会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本社会に存在する3つの断層(セーフティネットの薄さ、正規非正規の処遇格差、自営業の所得捕捉制約からくる社会保障制度の分立)の克服が課題。(駒村)</li> <li>・国民が納得できるような絵を描くときには、ミクロによる「合成の誤謬」に陥らないよう、マクロ全体としてつじつまのとれた案を作成すべき。(伊藤)</li> <li>・個別の分野での制度設計における鍵は、コストベネフィットバランス。また、個々のユーザーがコストを下げるためのインセンティブは入れ込む余地がある。(伊藤)</li> <li>・よりよい社会保障給付をより低いコストで実現することこそ「社会保障給付の効率化」。(土居)</li> <li>・高齢化のスピードを直視した現実的な姿を提示するとともに、公費の役割を明示し、給付を重点化して、限られた財源を最大活用。(大田)</li> <li>・供給側ではなく、利用者の立場に立ったサービスの供給体制の見直しが必要。民間活用で医療や介護を成長分野とすべき。(大田)</li> <li>・「新成長戦略」の確実な実施。福祉国家戦略と新成長戦略の同時遂行。(藤井)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨今の日本国債の格下げの問題も含め、遅れば遅れるほど財政状況の改善の必要性が高まり、必要とされる社会保障の改革に回らなくなるのではないか。時間は非常に限られている。(2/5 峰崎)</li> <li>・医療・介護を活用し、雇用と消費が連鎖する制度を作り、経済活性化。結果、国家財政が豊かになり、より公費が投入できるという好循環を目指すべき。(3/5 亀田)</li> <li>・働ける人は皆働くことを前提とし、高齢者という概念や定義を忘れ、社会が求めるサービスを議論して制度設計すべき。年齢による区分(定年制度等)は廃止。(2/19 亀田)</li> <li>・改革をするからには、現状の問題点を指摘した上で、改革の考え方、哲学を大きく一つにまとめて、国民に提案していくべきである。(2/5 吉川)</li> <li>・社会保障改革について、このままの状態では日本の国家はこうなるということを国民に十分理解してもらう必要。ビジョンや現状を平易な言葉で、国民とコミュニケーションすべき。(2/5 成田)</li> <li>・負担は軽くなるけれども、国民にとって現在よりも制度がより良くなるという改革案とすべき。そのためには制度を合理的にすべき。(3/5 堀田)</li> <li>・社会保障改革が進む前提として、経済成長や付加価値・生産性の向上が不可欠。(4/19 清家・吉川・渡辺)</li> <li>・社会保障の「産業化」という問題について、成長分野として位置づけ、これを「産業化」していくというリーダーシップが必要。(4/19 岡村・渡辺)</li> </ul>

	<p>目指すべき社会保障の姿（給付と負担）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自助、共助、公助のバランスをとりつつ、国民の負担で賄う範囲を明らかにすべき。（経団連）</li> <li>・ 「公」に過度に依存せず、現行の社会保険方式を原則としながら、不足する部分を公費負担で補う。現役世代と企業に負担を求めていくことは限界。（日商）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療・介護の危機は、社会保障費抑が一因。やみくもな抑制路線は改めなくてはならない。（読売）</li> <li>・ 自立自助が社会の基本。（産経）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自助・自立を前提としつつ、社会保障制度は、これを補完する相互扶助の仕組みという基本に立ち返るべき。そのためにも受益と負担の関係を明らかにし、国民に分かりやすく浸透性の高いしくみに改めるべき。（知事会）</li> <li>・ 増大・多様化する社会保障需要に対し、NPOなど新しい公共を担う多様な主体が活躍する共助社会づくりを進めるべき。（知事会）</li> <li>・ 自助、共助、公助の適切な組み合わせが重要。（町村会）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若い人が1年間働いても稼げないほどの年金を夫婦でもらっている場合もあり、若い人々は支えていくことに不安を感じている。（2/19 宮島）</li> <li>・ 国民は給付の改善だけを求めるのではなく負担も考えるべきと提起すべき。（2/26 笹森）</li> <li>・ 社会保障を持続し、機能させていくためには、国民に必要な負担をお願いしなければならないということを正面から訴えるべき。（4/1 峰崎）</li> <li>・ 自助・共助の考え方は社会保障の基本理念であり、国民の理解が必要。（4/7 岡村）</li> <li>・ 地域の問題は地域で解決していけるような仕組みの構築が必要である。（4/19 矢崎）</li> </ul>
	<p>施策の優先順位</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積極的社会保障政策において、①子ども・子育てを社会全体で支えるしくみ、②三層構造のセーフティネット、③高齢期の安心、④安心の住まいを保障、⑤労使等が運営に参画する「社会保障基金」の創設、を推進。（連合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先進国と比較しても少子化・子育てへの公費支出は極端に少なく、少子化対策に思い切った資金を投入（朝日、毎日）</li> <li>・ ほころびが出ている年金・医療・介護と子育てや若者支援も分厚い対応をしなければならないという二正面作戦が必要。（毎日）</li> <li>・ 新財源は医療、介護、少子化を優先し、年金は現行制度の骨格を維持。（産経）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童・家庭関係社会支出は増額すべき。（知事会）</li> <li>・ 年金や高齢者医療など国の負担が大きな分野だけ取り出して限定的に考えるべきではない。（町村会）</li> <li>・ 切れ目なく全世代を対象とし制度全体のあるべき姿を示すべき。（町村会）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多くの若い人は、生き難さ、働き難さが社会保障の問題であると理解しておらず、むしろ、社会保障は高齢世代を支えるだけのものだと、距離感、信頼の喪失が生じている。理解の共有と信頼回復の同時追求が必要。（2/5 宮本太）</li> <li>・ この社会そのものが持続困難になっている中での基本的な対応策は、老若男女を問わず一人でも多くの人たちが、支えられる側から支える側に回っていくということ。（2/5 宮本太）</li> <li>・ 年金制度は社会保険制度で対応可能。税財源は、サービスの提供があり、また、産業の活性化にもつながる医療や介護といった分野に投入していくべき。（2/5 清家）</li> <li>・ 社会保障制度の持続可能性は、制度の設計にかかっているのではなく、それを支える現役世代の活力にかかっていることを強調すべき。制度を改革する際には、雇用をもっと元気にすることがポイント。（2/5 清家）</li> <li>・ 年金、医療、介護だけでなく、むしろ日本の未来を担う子ども、若者、現役世代が力を発揮する社会の基盤形成が必要（4/7 古賀）</li> <li>・ 子育て・子ども、貧困・格差問題が入ったことは高く評価。（2/19 笹森）</li> <li>・ 医療・年金・介護保険だけでなく、福祉の今までなかった分野にどのように新しいセーフティネットを充実させていくかも重要。（2/19 前田）</li> <li>・ 人生前半の社会保障をより充実すべき。（2/19 宮島）</li> <li>・ 子供世代・現役世代への支出、家族関係支出を増やすことが必要。（赤石②）</li> <li>・ 「持続可能な社会」の実現のためには、新たな価値を生み出す次世代育成支援など「ポジティブ・ウェルフェア」（積極的福祉）を目指すべき。（宮本み①）</li> <li>・ 国が現役世代への社会保障を行わないということは、日本の将来に責任を持たないと言っているに等しい。目に見える目標値を定め、若年世代への社会保障を厚くしなければ、現役層の負担増への理解は得られない。（4/19 有吉（鈴木）資料）</li> </ul>

	震災復興対策との関係			<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興の財源は将来の財政健全化の方向と結びつけた方がよい。(伊藤)</li> <li>・高齢化が進んでいる被災地では、社会保障の強化は震災復興と矛盾するものではなく、震災復興と社会保障の強化と財政健全化の同時達成は、実現可能。ただし、それぞれの財源の確保が必要(土居)</li> <li>・財政健全化目標は後ろ倒しする必要はない。震災復興の財源負担は2020年代には解消して、2030年代には社会保障の充実に専念できる財政運営が必要。(土居)</li> <li>・社会保障の財源と震災の財源はあまり重複しない方がよい。(土居)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災復興と社会保障・税一体改革の関係は、完全に切り離すべきでもなく、一方で混同すべきでもない。両者のつなげ方が大きな課題。(3/26 宮本太)</li> <li>・震災により、財源制約が厳しくなる中、より限られた財源で手当すべきものと、社会保険という共助で手当すべきものを今まで以上に峻別し、保険制度については、保険原理に従いより高いリスクをカバーするものとなるよう、見直すべき。(3/26 清家)</li> <li>・震災により財政制約は厳しくなっている一方、万が一のときのリスクに備える、という社会保障の機能が適切に発揮されるためには、効率化が必要。真に守るべき機能を骨太に示す必要。(4/1 清家)</li> <li>・震災で、一人一人が自助努力のみで生きていくのは不可能であり、社会的な支えが必要だということが明らかになった。少子高齢化、家族形態の変容により、社会的に困難な状況にある人たちが増えるといういわば「長らかつ音のない地震」が起きている中で、社会保障は震災復興と同じ役割を担っており、それに備えるべき。(4/1 吉川)</li> <li>・震災により、社会保障に振り向けることが可能な財源は厳しくなっており、重点化・効率化は重要。(4/1 吉川)</li> <li>・震災復興のために新たに大規模な政府支出が必要なことを考えれば、財政の国際的な信認、市場の信認を確保するためにも、より一層、社会保障と税の改革の必要性が高まっている。(4/19 清家)</li> </ul>	
	超党派での議論の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期に安定的な制度を構築することが必要。超党派、労使、国民各層代表による国民的な「協議の場」を設置。(経団連、連合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税制と社会保障の一体改革は、もとは自民党政権が試みてきた政策。民主党政権が検討している内容もさして変わらないとすれば、両党で協議すべき。(朝日)</li> <li>・年金は、政権が代わるたびに変えられるものではなく、与野党の政治家が国民の声を聞き、協力して検討。(日経)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・与野党議員からなる法律に基づく常設の社会保障諮問会議の設置が必要。(駒村)</li> <li>・負担増→福祉サービス水準向上→受益感覚という過程を踏まえつつ、国民との対話、与野党との対話を通じて、適切なビジョンの形成に努めるべき。(藤井)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで社会保障改革について答申が出されてきたが、立法府が実施していないことは責任放棄。政府・与党だけの問題ではなく、国会の責務であることを問いかけるべき。(2/19 笹森)</li> </ul>	
2. 番号	番号制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障・税共通番号の導入は急務。(経団連、日商、連合)</li> <li>・所得捕捉の強化、社会保障における負担と給付を個人ベースで可視化。社会保障の運営事務コストを削減。(同友会)</li> <li>・番号導入のメリット・デメリットとその対策等をわかりやすく情報発信すべき。(連合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号は、所得・資産の正確な把握、公平な課税に役立つとともに、効率的できめ細かい社会保障ができる。(朝日、読売、毎日、日経、産経)</li> <li>・目的外利用に対する厳罰、第三者機関による監視、個人情報の漏出防止など安全確保と、問題が生じた際に救済する対策が重要。(朝日、産経)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金未納問題への対策にあたり、「社会保障・税に関わる番号制度」を活用。(知事会)</li> <li>・全ての国民を対象として公平かつ効率的な社会保障給付を実現するためには「共通番号制度」の導入等が不可欠。(市長会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障・税に関わる番号制度の「マイ・ポータル」における利用可能な行政サービスの明示。(湯浅)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民IDは是非とも作るべき。(亀田①)</li> <li>・公平性と経費の抑制という面から考えると、共通番号制をしっかり整備し、かつ、ITを最大限に利用し効率化を推進。(4/7 岡村)</li> <li>・社会保障番号の導入によって、現行の制度が具体的にどう改善するのかという情報を入れて発信すべき。また、効率化の中で番号がどういう役割を果たすのか示すべき。(4/19 吉川)</li> </ul>

### 3. 医療・介護

サービス提供体制の見直し(重点化、効率化、機能分化と連携、地域包括ケア等)

- ・医療機関・介護との機能分化と連携促進。地域医療の担い手確保。包括払い方式、後発医薬品の使用促進。(経団連、同友会、日商)
- ・介護について、地域ケア体制の整備や医療ケアニーズ対応への環境整備。まちづくりのあり方も含めた総合的な医療・介護ニーズ対応。(経団連)
- ・家族等介護者への支援体制充実。介護労働者の適正処遇による人材の確保。(連合)
- ・株式会社等、多様な経営主体の参入促進。(同友会)

- ・医師養成、医師が医療に専念できる環境作りに取り組み、そのうえで、診療科目の選択や医師の配置に対して公的に関与する制度を設ける。(朝日)
- ・医師配置を行う公的機関の創設、地域の開業医による救急医療体制整備、医療ミス防止のための調査委の設置。(読売)
- ・「家庭医」を育成・普及。療養病床の高齢患者をケアの厚い介護施設に誘導。(日経)
- ・地域包括ケアシステムの確立。(連合)

- ・医療機関等の機能分担と連携強化、地域偏在と診療科間の偏在の解消。医療ニーズを考慮した計画的な医師・看護師等の養成・確保。保健所や市町村保健センター等が実施する健康増進の取組の拡充。(知事会)
- ・地域を支える医師・看護師等の絶対数確保すべく即効性のある施策と十分な財政措置、県域を超えた医師派遣体制や需給調整システムの更なる充実、病院勤務医・看護師等の就労環境改善のための支援策、女性医師・看護師の出産・育児後復帰の支援、自治体病院をはじめとする中核病院の十分な財政措置。(市長会、町村会)
- ・介護予防や自立した生活のためのサービスを大幅に拡充。(知事会)
- ・21年度介護報酬改定及び介護職員処遇改善交付金の効果を十分検証した上で、中長期的に安定した人材確保のための抜本的措置を講ずべき。(知事会)
- ・介護従事者の処遇改善に係る事業は国の負担と責任で恒久化すべき。(市長会)
- ・介護保険の指定居宅サービスや介護保険施設等の指定・監査事務権限を基礎自治体に一元化。(市長会)
- ・地域包括ケアシステム確立のため、地方自治体の裁量範囲を拡大が必要。介護予防の充実。医療と介護の連携が重要。(町村会)
- ・施設整備の拡充や介護人材の確保。(町村会)

- ・政府が医療提供体制のグランドデザインを描き、その方向性を示した上で、地域の特性に基づいた医療計画と調整。(矢崎)
- ・急性期医療から在宅医療まで人材育成を含めた地域完結型のシームレスなシステムの構築。(矢崎)
- ・病院の機能分担と連携強化による地域医療の崩壊防止。(矢崎)
- ・介護事業者について、合併・協同組合化を促進し、中堅企業に育成。(池田)
- ・ケアマネジャーの質向上。(池田)
- ・高齢者のための住居の整備と巡回型訪問介護サービスの充実を組合せ。(池田)
- ・今の介護保険制度では、要介護者が人為的に作られている。適切な介護サービスにより、軽快させることは可能。(池田)
- ・患者の命を守るのか、QOLや尊厳を守るのか、現場の医師の判断の拠り所となる国民的なコンセンサスを作してほしい。(矢崎)
- ・「医療と介護の連携」と言いながら、現場の作業協力の話はあっても、どれだけ給付を節約できるかという話がほとんどない。(土居)
- ・医療提供体制や介護の供給で工夫する余地はある。復興の際に、医療、介護の提供を工夫すれば、より低コストでよりよいサービスが提供可能。(土居)
- ・中核病院を指定し、財源と人材を集中投入。家庭医の育成、開業自由への制約。(大田)
- ・被災地域を特区にした新たな医療供給体制の構築。(大田)
- ・措置から契約への移行に適合した経営に社会福祉法人を改革すべき。(大田)

- ・保険医であれば診療報酬の約7割は公金で賄われている以上、へき地へ行く、皆が好まない麻酔科等の診療科を選択するなどの義務が課せられるべき。(3/5 濱田)
- ・医療・介護は雇用の受け皿となるが、専門職の業務範囲の見直し及び新たな職種の創設を行い、そのための訓練プログラムと支援制度が必要。(2/19 亀田)
- ・現場の医師の声を踏まえ、地域医療の現場に資金が流れるシステムを構築。(丹生①)
- ・医師のスキルアップのため、へき地でも様々な情報が収集可能な体制を構築。(藤本③)
- ・全身を診られる総合医を増やすべき。(藤本③)
- ・介護保険の利用に限界があるならば、市町村や都道府県の福祉施策を充実。(2/19 小川)
- ・現状だと伸びていく負担が軽くなり、かつ制度がよくなる改革案でなければ国民は受け入れない。金銭ではなくボランティアなど労力を活用して中身を充実させるよう案を検討する必要。(3/5 堀田)
- ・地域包括ケアは正しい。自宅で最期まで暮らせる方向への転換は強力に進めるべき。(3/5 堀田)
- ・認知症への国民の不安が大きい。認知症高齢者の後見人が不足。市民の後見人を養成すべき。(3/5 堀田)
- ・介護事業者の倒産、介護従事者の離職の問題が深刻。(3/5 小川)
- ・介護について市町村の福祉政策を充実させるための地方の権限の見直し。(小川②)
- ・空き室の多い公団住宅、社宅等を少子・高齢社会にあった住宅に創り変え、経済を活性化。(小川②)
- ・特別養護老人ホームにおける「ムリ」や「ムダ」、医療の在り方等の見直しが必要。(小川②)

保険制度の安定（保険者機能の強化等）

- ・公的医療保険制度は地域保険に再編・統合。（同友会）
- ・高齢者医療制度は、税負担割合の拡大で対応。（経団連）
- ・高齢者（退職者）医療は、被用者グループが支える「退職者健康保険」、任意継続加入、地域の国保への加入を選択可能とする。（連合）
- ・レセプトチェックの強化など保険者機能の強化。（日商）
- ・介護保険の対象を重度の利用者に重点化。（経団連）
- ・介護保険の税負担割合を拡充。（経団連）
- ・介護保険の給付対象を全年齢に拡大するとともに、被保険者範囲を医療保険加入者に拡大。（連合）

- ・保険料と患者負担の増加を抑え、その分税金投入を増加。負担と給付を決めるのは都道府県の仕事にし、診療報酬は知事が最終的に決定。（朝日）
- ・介護保険の税負担割合を高めるとともに、若者に保険料負担を求めることも検討。（朝日）
- ・医療と介護は一体改革をする必要。家族の負担を軽減しつつ地域医療・在宅介護を重点的に拡充する。（毎日）
- ・介護報酬を緊急に引き上げて職員の待遇と施設経営を改善し、「介護難民」を防ぐ。（読売）

- ・現行の後期高齢者医療制度は維持し、安定的な運営に努めるべき。（知事会）
- ・市町村の国保特会は、一般会計からの多額の法定外繰入が恒常化しており、国費の拡充等による安定的な運営を確保すべき。（知事会、市長会、町村会）
- ・国民健康保険制度について都道府県としても積極的に責任を担う覚悟（ただし、将来的には全国レベルでの一元化を目指すべきとの意見あり）。（知事会）
- ・国を保険者とする医療保険制度の一元化を実現するにあたり、実現までの間、都道府県を運営主体とする国保制度に再編・統合（施行時期も明確化）。（市長会、町村会）
- ・介護保険料の上昇を国民理解の範囲内に抑制するため、保険料と公費（国・地方）の在り方の見直しを検討すべき。（知事会）
- ・介護給付費の抑制を図るため、介護予防の更なる充実と公費負担の引き上げ（併せて国庫負担割合の引き上げ）。（市長会）
- ・介護保険における国民共通経費や低所得者対策などは国費で負担。（市長会）
- ・介護保険運営の広域化検討。（市長会）
- ・介護保険の保険料負担は限界に達しており、現行の枠組みでは維持できず、公費投入による財政基盤の強化は不可欠。（町村会）
- ・介護保険料の減免や保険給付の態様について地方自治体が独自に決定できるようにすべき。（町村会）

- ・国民皆保険制度を維持することが重要。（矢崎）
- ・安定的な財源確保に向けては税財源の充当ではなく、保険料の引上げで対応。被保険者の年齢引下げも選択肢。（池田）
- ・市町村において、保険者機能、保険者責任を再認識する必要。（池田）
- ・介護保険の給付の重点化。付加的なサービス等についての選択肢の拡大。（大田）

- ・雇用創出、経済活性化、社会保障の充実のため、税・保険料だけでなく、経済的フローが回り持続可能な財源が確保できる医療・介護制度への抜本改革。（2/19 亀田）
- ・介護保険は、20歳から責任を持つ意識の構築が必要。（小川②）
- ・介護保険制度の財源の責任を市町村から国レベルとすべき。（亀田①）

	<p>公的給付のあり方・利用者負担等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の窓口負担等について再検討。(日商)</li> <li>・公的保険適用の診療と患者の全額自己負担による自由診療との併用(混合診療)を拡大。株式会社の医療機関への参入促進。(同友会)</li> <li>・介護保険の自己負担を1割から2割に引上げ。(同友会)</li> <li>・介護保険施設入所者は重度に限定。(同友会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険の免責制度など、自己負担拡大策を導入。混合診療を原則解禁し、医療を産業として育成。高齢者について医療保険と介護保険の一体運用も検討。(日経)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公費医療費助成の在り方を公平性の観点から見直すべき。(知事会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補足給付を中心に介護保険給付の無駄削減が必要。(池田)</li> <li>・混合診療の解禁。(大田)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険において、大きなリスクは皆で支え合うが、中所得者以上の者は小さなリスクは自助努力で賄うというのも一つの考え方。(2/5 吉川)</li> <li>・医療・介護のセーフティネットをすべて公費や保険で賄うのは無理。限られた公的財源は、優先順位を明確にし、メリハリをつけて投入すべき。(3/5 亀田)</li> <li>・医療費高騰抑制のため、薬剤費の抑制が必要。(濱田③)</li> <li>・真に必要なニーズを満たすために保険や税を使い、公的にやるべきものと私的なものをきちんと区別すべき。(4/7 宮島)</li> <li>・医療保険の免責制の問題の議論が必要(4/1 清家)</li> <li>・既に保険外併用療養費制度が導入されており、低所得者が医療を受けられなくなるおそれのある混合診療の解禁には反対である。(4/19 峰崎)</li> </ul>
	<p>医療イノベーション・技術革新への対応等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療におけるICTの活用。診療情報の共有化、遠隔医療等ネットワーク化。(経団連、日商)</li> <li>・介護ロボット等の機器の実用化、普及。介護保険外サービス市場の拡大。(同友会)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療における情報ネットワークの構築のためのIT活用。(矢崎)</li> <li>・診療データの共有、カルテ、レセプトの電子化による治療データの分析。(大田)</li> </ul>	

4・子ども・子育て	子ども・子育て新システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定財源確保と多様な主体の参入促進による待機児童の解消。(経団連)</li> <li>・特別会計の創設、企業負担増には反対。企業の役割はワークライフバランスの推進。(経団連)</li> <li>・保育所等の社会基盤整備。(日商)</li> <li>・「子育て基金」、「子ども・子育て総合支援センター」、「こども園」、放課後児童クラブ、多様な保育サービスなどの保育環境の整備・充実。(連合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育サービスの充実、保育、育休含め多様なサポートによる育児支援の強化。(朝日、読売、日経)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「社会全体で子ども・子育てを支える」という考え方をベースに議論すべき。(知事会)</li> <li>・子育て施策については、国と地方の役割分担を明確にした制度を構築すべき。(知事会)</li> <li>・子育て施策について、国で十分な財源を確保し、地域の実情に応じたものとなるよう地方の裁量に委ねるべき。(市長会、町村会)</li> <li>・具体的な制度設計に当たっては「国と地方の協議の場」等における基礎自治体の意見を十分尊重すべき。(市長会、町村会)</li> <li>・子育て支援拠点と包括的な相談体制の整備。(市長会)</li> <li>・妊婦健診の公費負担の恒久化、子どもの医療費助成のナショナルミニマムとしての制度化検討。(市長会)</li> <li>・乳幼児医療費助成制度等の全国統一化。(町村会)</li> <li>・子ども・子育て新システムは、地方の創意工夫が可能となるような制度とすべき。(町村会)</li> <li>・幼保一体化は、都市部と地方での状況の違いに即した制度設計と実施方法にすべき。関係者との十分な協議が必要。(町村会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的自治体が担う包括的現物サービス基盤の整備が必要。(前田)</li> <li>・問題状況に応じた予防的支援が重要。(前田)</li> <li>・妊娠期から後期青年期までの包括的な施策体系・支援基盤の構築。(前田)</li> <li>・きめ細やかな子育て支援基盤整備のための財源と権限を基礎自治体に付与すべき。(前田)</li> <li>・誕生から小学校入学まですべて幼児教育と位置づけて一元化すべき。(大田)</li> <li>・利用者の人数に応じて補助金を払う又は育児バウチャーとすべき。(大田)</li> <li>・自治体の判断基準を透明にわかりやすくし、多様な供給主体の参入を促すべき。(大田)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の人も参加できる子育て支援の仕組み、企業の特性を生かした子育て支援メニューの開発を促進すべき。(中橋②)</li> <li>・全ての「子どもの育ち」と「子育てをしている家庭」を支援するための地域の子育て支援が行える仕組み(居場所や相談の拠点)づくりが必要。(4/19 中橋資料)</li> <li>・全ての子どもに対し、包括的支援と平等な機会の提供が必要。(鈴木③)</li> <li>・新システムは、幼保一体化により、待機児童をより吸収してトータルとして必要な受け皿を増やしながらか、コストの効率化をしっかりと実現することが大事。(4/7 宮島)</li> <li>・都市部では小規模園を解禁することで、より低コストでかつ機動的な待機児童対策が可能となる。(4/7 駒崎・安藤資料)</li> </ul>
	働き方・仕事と子育ての両立等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てサービスを総合的に提供。仕事と子育ての両立支援を通じて、女性の就業率を向上。(連合)</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者控除、第3号被保険者制度・パート適用の見直しなど、男女の社会における活動の選択に中立な仕組みとすべき。(赤石②)</li> <li>・男性稼ぎ主モデルからの転換が必要。女性の継続就業率を上げ、M字カーブを解消。(赤石②)</li> <li>・仕事と子育てを両立しやすくすることは、今ある人材の活用とともに、次世代の労働力の確保を通じ、経済成長や持続可能性を高めるものであり、我が国の将来の発展に欠かせないものである。(4/19 宮島)</li> <li>・日本社会の平均的な女性の考え方を踏まえれば、働きたい女性が進出できるように、という視点が大事。(4/19 亀井)</li> </ul>

	子ども手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手当の水準や所得制限の導入を検討。(経団連、日商)</li> <li>・現物給付を優先し、現金給付とのバランスを図る。(連合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども手当の考え方は理解できるが、所得制限の導入や、配偶者控除の廃止などを検討。(日経)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども手当と現物給付とのバランスに十分配慮。(市長会)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金給付より、施設にいく仕組みの方が国民自身も納得できる。(丹生①)</li> <li>・保育所や子育て支援サービスに活用できる用途限定の「国民保育券」とすべき。(4/7 駒崎・安藤資料)</li> </ul>
5・年金	年金制度抜本改革の考え方・改革のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の2階建てを維持。(経団連)</li> <li>・新基礎年金制度と新拠出建年金制度の2階建て。(同友会)</li> <li>・保険料拠出を基本とし、公費負担で補うという考え方は将来にわたって維持。(日商)</li> <li>・支給開始年齢は65歳を堅持し、標準的な年金水準は所得代替率50%を維持する制度設計。(連合)</li> <li>・第一段階の改革として、基礎年金の全額税方式化と被用者年金一元化、第二段階の改革で、所得比例年金を一元化し、基礎年金を最低保障年金へ転換。一定以上の年収世帯はクローバック。(連合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いまの社会保険方式を土台に改革を進める。(朝日、読売)</li> <li>・抜本的な改革にこだわり、緊急に必要な改革ができなくなることを避けるため、改革案を①すぐに取り組むべき改革と、②将来的な課題、の2段階に整理。(毎日)</li> <li>・基礎年金を全額、消費税で賄い、充実させる。未納問題を改善、制度完成後は無年金者がいなくなる。(日経)</li> <li>・年金は「自己責任」が原則であり、①高齢者同士の助け合い、②給付水準の抑制、③支給開始年齢の引き上げが避けられない。(産経)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料と税財源の組み合わせという現行方式を前提としつつ、現行制度の課題へ実効性ある対応を図るべき(ただし、将来的に税方式への移行を検討すべきとの一部意見あり)。(知事会)</li> <li>・番号制度も活用し、未納問題への実効性のある対策(低所得者への免除制度の積極的な利用促進、高所得者等への強制徴収の徹底など)を講ずるべき。(知事会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の持続可能性を維持すること、社会状況の変化に対応したものとすること、税財源と保険財源の組合せによる適切な給付水準を確保することが重要。(駒村)</li> <li>・今後有権者の高齢化により、改革の政治的な負荷は上昇するため、改革は喫緊の課題。(駒村)</li> <li>・働き方に対して「中立」で影響を与えない一元化された年金制度を2段階で実施。(駒村)</li> <li>・基礎年金の負担を一元化すべき。(大田)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全額税方式について、世代間の公平を維持できるか疑問。また、消費税率引上げ分を全部年金で使い切り、現役世代を支援する財源を捻出できないと、その部分でも世代間の公平が維持できない。(2/26 宮本太)</li> <li>・社会保険方式と税方式をどういう理念と制度の下に組み合わせるかについては、国民がきちんと理解できないと、年金の信頼は得られない。(4/7 宮島)</li> <li>・現行の制度でも第1号にも所得比例年金にあたる「国民年金基金」があることや、自営業者の場合は事業主負担ぶんがないため、そもそも自営業者を第2号と同じ制度に一元化するのは必然性が乏しい。(2/26 細野)</li> </ul>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">最低保障機能、基礎部分の設計・財源</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面、基礎年金国庫負担2分の1の財源を確保し、税負担割合の段階的引上げ。(経団連)</li> <li>・新基礎年金制度を創設し、65歳以上全員に月額7万円を給付、財源は全額年金目的消費税。(同友会)</li> <li>・社会保険方式を基本とすべき。(日商)</li> <li>・現行制度からの移行期間中の低年金・無年金者に対し、加算(補完)年金を実施。(連合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料を25年間以上払わないと年金がもらえない現在の仕組みは改める。低所得者は保険料の免除や軽減をもらえなく受けられるようにする。(朝日)</li> <li>・受給資格期間を10年に短縮して無年金を少なく。無年金・低年金者に、税による新しい給付(高齢者福祉給付)を創設。(毎日)</li> <li>・月5万円の「最低保障」で低年金をカバー。基礎年金の満額は7万円に引上げ。(読売)</li> <li>・国内に10年以上住んだ人には老後、基礎年金を払う。そのために消費税率を5%程度引き上げ、その税収の全額を財源とする。(日経)</li> <li>・月額2万円程度の「自立応援年金制度」の創設。受給する際に所得状況チェック。財源は「高年金者」の基礎年金国庫負担部分と新たな財源で賄う。受給資格期間を10年程度に短縮。(産経)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給世帯の約半数が高齢世帯であることを考えると、将来の無年金等の発生予防の観点から、最低保障額の設定、受給資格期間(25年間)の短縮、保険料納付期間(2年間)の弾力化等の措置を検討すべき。(知事会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マクロ経済スライドの実施により、基礎年金水準は大幅に低下するため、何らかの対応が必要。(駒村)</li> <li>・基礎年金を税財源の最低保障年金に組み替える。最低所得保障は世帯単位とする。(駒村)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・25年の受給資格期間は、免除期間も含めており、「低年金を防止するための措置」であることを考えると、安易な受給資格の引き下げは未納者を増やすことにも繋がりがねず、将来の低年金を生むことにもなる点に注意すべき。受給資格期間については、保険料の強制徴収や年金教育の徹底とセットで検討すべき事柄。(3/5 細野③)</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">所得比例部分の設計(適用拡大・一元化等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積立方式・個人勘定の新拠出建年金制度を創設。(同友会)</li> <li>・年金一元化については、慎重に議論を進めるべき。(日商)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まず厚生年金の適用を拡大。(朝日、毎日、読売、産経)</li> <li>・所得把握の難しい自営業者も含めての制度一元化は将来の課題。(毎日)</li> <li>・基礎年金の保険料廃止分を、若者の将来の給付の充実や、パート社員の厚生年金加入促進等に充てる。(日経)</li> <li>・厚生、共済両年金を一元化し、自営業者等の所得把握が難しい国民年金は別制度のまま。(産経)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非正規労働者の厚生年金への適用拡大を図ることが重要。(知事会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一段階で、民間正社員・公務員・非正社員等を含んだ一元化。第二段階で、自営業者を含んだ一元化。(駒村)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非正規雇用者に厚生年金を適用すべき。(3/5 細野・峰崎・赤石)</li> <li>・雇用差別が生じないように、独のような1時間でも働いたら、年金保険料の事業主負担分は発生させる仕組み(低所得者に関してのみ、自己負担分の納付は選択可とする)を目指すべき。(3/5 細野)</li> <li>・非正規の方が厚生年金に入れば、若者も将来に希望が持てる。(湯浅②)</li> <li>・非正規労働者の厚生年金適用の拡大といった財政を伴わない改革は前倒しすべき。(3/26 清家)</li> </ul>

	その他（マクロ経済スライドのあり方等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高額所得者等に対する給付の適正化。低年金、無年金の高齢者に対する税負担による生活支援。雇用の多様化・流動化に対応した制度の見直し。（経団連）</li> <li>・最低加入年数を10年に短縮。年金受給開始年齢を将来的に2年程度引き上げ、所得に応じて基礎年金額を減額する仕組み。（日商）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デフレに対応して水準を引き下げる必要。給付の名目下限を外し、デフレ下でも適用する。（朝日、日経、産経）</li> <li>・少子化対策として、育児世帯の国民年金保険料を夫婦とも3年間無料に。（読売）</li> <li>・年金支給開始年齢を引き上げる。（日経、産経）</li> <li>・3歳未満のいる子育て世帯の保険料を税で肩代わり。（産経）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化のコストを給付抑制・支給開始年齢引上げで吸収。抑制分を私的年金の拡充で補完。（駒村）</li> <li>・支給開始年齢の引上げ、マクロ経済スライドのデフレ下での適用、年金課税の強化、国民年金未納付対策、厚生年金適用漏れ拡大への対策が必要。（大田）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付と負担のバランスを改善することが非常に重要で、適切な給付の抑制として、マクロスライドをデフレ下でも実施。（4/7 宮島）</li> <li>・支給開始年齢の引上げの議論が必要（4/1 清家）</li> <li>・未納・未加入問題の解決のため「社会保障に対する教育」が必要。（2/26 細野）</li> <li>・「年金制度は破綻しない」といった現状認識の共有が重要。我が国の「金融・経済教育」の立て直しが必要。（細野③）</li> </ul>
6. 貧困・格差対策	社会的包摂・参加保障（若者自立支援、職業能力開発、パーソナルサポート等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三層構造によるセーフティネットの再構築。（連合）</li> <li>・「居住の権利」を社会保障に位置づけ、「住宅セーフティネット」を確立。現物給付（公営・借り上げ住宅等）または現金給付（家賃補助等）による「住宅支援制度」を創設。（連合）</li> <li>・施設も「住まい」と位置づけ、良質な居住環境を確保。（連合）</li> <li>・「子どもの貧困」、とりわけひとり親の貧困を解消。（連合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「同じ価値の労働に同じ賃金」、最低賃金の引き上げ、労働者派遣法の見直しによる日雇い等の減少。職業能力の向上。（朝日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護の長期化を防ぎ、保護からの自立を効果的に促進するため、個人の特性に応じたプログラムに基づく、就労・自立支援等の強化・充実。（知事会）</li> <li>・福祉事務所、ハローワーク、職業訓練施設等のより一層の連携強化。（知事会）</li> <li>・雇用施策は福祉・産業振興・教育施策などと連携して総合的に実施すべき。（知事会）</li> <li>・ハローワークの地方移管を早急に実現すべき。（知事会）</li> <li>・生活保護制度の抜本的な改革にあたって、自立就労支援策として、稼働世代のために自立支援集中プランやボーダーライン層への就労支援制度の創設。（市長会）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者、女性、障害者、失業者、生活保護受給者等に係る「参加と包摂」の貫徹。（湯浅）</li> <li>・求職者支援制度に住宅手当や生活支援、個別支援をセットにした「第二セーフティネット」を構築。（湯浅）</li> <li>・地域の様々な支援窓口の連携強化が必要。（湯浅）</li> <li>・福祉の分野では、徹底的に改革をしてもモラルハザードはなくなる。特に積極的労働市場政策の分野は生じやすいので対策を講じていく必要。（藤井）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パーソナルサポート等の整備により、非正規雇用化が進む女性に税金を払えるだけの力をつける必要。（2/19 宮本み）</li> <li>・子どもの貧困が特に深刻。貧困と孤立の中でシングルマザーは苦しんでおり、支援すべき。（2/19 赤石）</li> <li>・行政の現場で情報を共有するために個人情報保護法の見直しが必要。（2/19 藤本）</li> <li>・住民の基本的な情報を把握していた自治体の中には震災により壊滅的な被害を受けたところもある。国が把握、保管すべき国民の情報とその運用について検討が必要。（藤本）</li> <li>・今ある制度・インフラ（社会福祉協議会、生活保護、就労支援など）の活用を検討すべき。（2/19 生水）</li> <li>・ホームレス、失業による社宅からの退出の面でも住宅政策は重要。ケア付き高齢者住宅政策ばかりではなく、多世代の住むまちづくりの視点で行うべき。（2/19 小川）</li> <li>・貧困の連鎖を断ち切るために教育は重要。（2/26 生水）</li> <li>・ワークシェアリングの導入を検討（小川②）</li> <li>・均等待遇の促進、同一価値労働同一賃金の考えのもと、男女の賃金格差を解消。（赤石②）</li> <li>・母子家庭に対する資格取得支援の給付事業を定着させるべきである。（赤石②）</li> <li>・就労支援、住宅の安定や子育て支援により、比較的低賃金でも次世代を育成できる社会を構築。（鈴木③）</li> <li>・求職者支援制度以外の、訓練としての中間就労が必要。（鈴木③）</li> <li>・発達障害児・者への包括的支援、精神疾患の治療中の方への各種サービスの充実。（鈴木③）</li> </ul>

						<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合的な困難を抱える子ども・若者に対し、関係団体・機関が横断的に連携し、困難や個別のニーズに寄り添うサポーターが支援する「伴走的支援」が必要（鈴木4/7資料）。</li> <li>・若年者、障害者、女性等現在労働市場から排除され、地域社会にも参加しにくい人々の「参加と包摂」の実現。そのため、第2のセーフティネットと、中間的労働の場を含めた新たな雇用施策が必要。（4/19有吉（鈴木）資料）</li> <li>・子ども若者の一貫した支援は重要。子ども若者問題について総合的なサービスを担う部署が行うことが適当だが、予算は不十分。（4/19有吉（鈴木）資料）</li> <li>・子どもの教育格差の問題に対処するには、福祉的分野との密接な連携が必要。（4/19前田資料）</li> <li>・就学前の障害児施策に比べ、学齢期以降の障害児施策は不足。（4/19有吉（鈴木）資料、前田資料）</li> <li>・子ども若者支援に携わる人材が不足。（4/19有吉（鈴木）資料、前田資料）</li> <li>・人材不足の要因は、身分保障が不十分なこと。多大な財源が必要だが、それが確保されない限り、問題は解決しない。（4/19前田資料）</li> <li>・包括的な若者政策と若者支援施策が必要。（宮本み①）</li> <li>・先進諸国には困難な若者を捕捉するシステムがあるが、日本の現状は支援が縦割りになっており、改善が必要。（宮本み①）</li> <li>・行政の申請主義では、本当に必要な人への支援が行われない。行政側が問題発見していく取組みが重要。（生水①）</li> <li>・包括的支援には、行政・地域による「つながり」が必要。現場にもっとも必要なものは「マンパワーの育成と充実」。（4/7生水資料）</li> <li>・ホームレスの方を社会として支援する限度は自己責任を問えるまでである。（湯浅②）</li> <li>・ひとり親家庭への支援が就労に偏っており、生活全般を見渡し支援する仕組みの構築が必要（4/19前田資料）。</li> </ul>
--	--	--	--	--	--	--

	生活保護制度のあり方		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護の運用を見直し、自立を促進。自立できるまで一時的に住める公営の寮を増加。(朝日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護基準の適正化と勤労控除の見直しなど就労意欲を促進する具体的方策を検討すべき。(知事会)</li> <li>・医療扶助や住宅扶助等の適正化を図るべき。(知事会)</li> <li>・暴力団や貧困ビジネス対策等不正受給防止対策を徹底すべき。(知事会)</li> <li>・関係者の連携強化による保護すべき者の早期発見、相談者へのきめ細やかな対応による漏給防止の徹底。(知事会)</li> <li>・他の施策との密接な連携を図り、抜本的な改革に早急に取り組むことが必要。その際、就労支援制度を創設する必要。(市長会)</li> <li>・相談窓口体制の充実。(市長会)</li> <li>・生活保護制度の適正化に向けた法改正等。(市長会)</li> </ul>		
7. 障害者	障害者福祉制度のあり方			<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の総合福祉のためにも「制度の谷間」問題の解消を図るべき、利用者の負担能力を考慮した適正な負担とすべき、障害者が自立した生活を営めるよう、総合的なサービス体系の構築を図るべき、十分な障害福祉サービスが確保できるよう、安定財源を確保すべき。(知事会)</li> <li>・障がい者の自立と社会参加に向けた施策の充実、自治体間格差の解消と十分な財政措置を講じる必要。新制度については、関係者の意見等を尊重。(市長会)</li> </ul>		

<b>8. 財源確保と財政健全化</b>	<b>財政健全化の同時達成</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政赤字の状況等を考えると、消費税を引き上げざるを得ない。(日商)</li> <li>・ 負担増は、少子化対策や第2のセーフティネットの整備等の社会保障の機能強化とセット。(連合)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政健全化の問題は長期的な財政バランスのみならず、目先のマクロ経済の状況をよく見る必要。震災も含めた流れの中でマクロ経済が大きく変わりつつあり、できるだけ早くきちんとした財政健全化のシナリオを出す必要。(伊藤)</li> <li>・ できる限り早期にヴィジョン付き増収措置を開始する必要。その際、財政赤字の縮小と福祉制度の機能不全の是正等を同時にかつ急速に講じる必要。(藤井)</li> <li>・ ワイズ・スペンディングを目指し、公債や借入金への依存を徹底して排除。(藤井)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本の社会保障制度がファイナンシャルに持続可能でないということは、そのまま日本の財政の持続可能性がないということ。我が国の財政は非常に厳しい状況にあり、破綻を避けなければいけない、これは至上命題。(2/5 吉川)</li> <li>・ 時間が経てば経つほど財政再建という領域がだんだん肥大化してきており、政府が切迫感をもって取り組んでいかなければならないという問題意識の共有が必要。(2/5 峰崎)</li> <li>・ 財政は、国債の価格を通じ、マーケットという世界につながる問題である。先送りというイメージを与えたら国民の期待にも反することになるし、またマーケットにも想定外の反応を呼び起こしかねない。(2/26 柳澤)</li> <li>・ 社会保障において税金を節減しながらも、より国民の利便性を高め、質を高めていける方法は存在。(4/7 駒崎・安藤資料)</li> <li>・ 社会保障は義援金と同じであり、政策配分には厳しい目が必要。政策には優先順位をつけなければならないし、同じ財源を最大に生かす効率化が必要。(4/7 宮島)</li> </ul>
----------------------	-------------------	--	--	--	--	--

税負担のあり方

- ・基礎年金、高齢者医療、介護、子育て支援の給付の自然増と税負担割合の引上げ分に消費税を充当（消費税の社会保障目的税化）。消費税率をできるだけ速やかに10%まで引き上げる。2020年代半ばまでに10%台後半に引上げ。（経団連）
- ・消費税は年金目的税化。公的年金等控除の縮小・廃止。消費税率引上げに伴う低所得層の負担増に配慮し、給付つき税額控除を導入。（同友会）
- ・消費税の引上げに当たっては、複数税率は導入すべきでない。逆進性対策は、まずは社会保障給付など歳出面から対応すべき。（日商）
- ・現役世代や企業に大きく依存した税・社会保険料体系を維持していくことは限界。（経団連・日商）
- ・直間比率の見直し、法人実効税率、中小法人に係る軽減税率のさらなる引き下げ。地域主権の実現に向け、国と地方のあり方と税制について検討（日商）
- ・所得税の課税最低限の引上げ、税率構造を見直し、給付付き税額控除の導入、金融所得課税の強化から総合課税化へ、給与所得控除の見直し。相続税の強化等。（連合）
- ・インボイス方式、「消費税税額控除」の導入等による、消費税の社会保障安定財源化。（連合）
- ・法人所得課税の改革、地方消費税の引上げを含め安定的な地方税体系を確立。（連合）

- ・財政を「安心勘定」（社会保障部門）と「我慢勘定」（社会保障部門以外）の二つに大きく分け、我慢勘定では歳出削減。安心勘定を支えるために大幅な負担増は避けられない。所得税や相続税を含めた一体的な税制の見直しをする中で、消費増税。（朝日）
- ・社会保障の安定財源として消費税を基本にしながらも、所得と資産への課税についても見直すことを検討すべき。（毎日）
- ・消費税を目的税化して「社会保障税」に改め、税率を10%とする。ただし、食料品など生活必需品は5%に軽減。税収の用途は、医療、介護も含めた社会保障給付に限定。（読売）
- ・消費税は将来、10%台半ばまで引き上げ。（日経）
- ・「自立応援年金制度」の財源は、豊かな高齢者の基礎年金の税負担分を減額して捻出し、不足分は、消費税増税などの新財源を充てる。（産経）

- ・所得税・法人税・相続税についても目指すべき水準を明示。（湯浅）
- ・消費税について、高齢者三経費と少子化対策の間の按分率を明示。（湯浅）
- ・社会保障の税財源として、消費税が重要。消費税は世代間格差の縮小に寄与するし、経済成長を阻害しない。所得課税と消費課税の役割分担が必要。（土居）
- ・増税の時期は先送りすべきではない。（土居）
- ・厳密な意味での目的税化は不適切。高齢化社会における公平性にはストック課税が重要。（大田）

	<p style="text-align: center;">その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民に負担増を求める際には、徹底した行財政改革を実行。負担増を求めるタイミングや経済運営に万全を期す必要。税と保険料のバランスや負担水準をどの程度にするのかを検討。(日商)。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的かつ効率的な社会保障制度を持続的に維持するため、国・地方を通じた恒久的かつ安定的な財源を確保。(市長会)</li> <li>・全国一律の現金給付は国が、現物サービスは地方が担うとの考え方を基本に、地方の安定財源の確保も念頭に置く必要。(町村会)</li> <li>・低所得者の保険料負担が重く、所得再分配機能が低下していることから、公費と保険料の割合の大幅な見直しが必要。(町村会)</li> <li>・地方が、単独事業を含め、地方の実情に応じたきめ細かな福祉サービスを安定的に行っていくためには、それを支える地方財源の確保が極めて重要。(町村会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政規模、税の所得再分配機能を拡充。(湯浅)</li> <li>・社会保障給付費に対する国と地方の役割分担に応じて消費税収を配分。(土居)</li> <li>・地方の財源確保については、地方の自主・自立性を高めるための地方税財政制度の見直しとあわせ、地方自治体が自ら納税者に向き合い、納得を得ながら行政サービスを行うことを目指すべき。(土居)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障のサービスを実施するのは地方自治体であり、国と地方の役割の整備と財源配分の議論が重要。(2/26 生水)</li> <li>・補助制度ではなく権限移譲により地方自治体に決定権を与えることが、生活を支えるトータルな福祉の実現の近道である。(2/26 前田)</li> <li>・地方は、国に負担を求める前に、「給付と負担の見える化」し、住民に示す努力をすべき。(4/7 矢崎)</li> <li>・診療報酬と消費税は切り離して、消費税は見える化(外税)すべき。(亀田①)</li> <li>・日本版休眠口座基金の創設。(駒崎①)</li> </ul>
--	--	--	--	--	--	--

※委員名の後にある①～③は、意見交換の場の第1回～第3回を示している。  
 ※(「委員名」資料)は、準備作業会合において提出された資料を示している。

**社会保障改革に関する意見等**  
(集中検討会議への準備作業会合における提出資料要旨)

資料 2

事項	項目	財務省	総務省	経済産業省	文部科学省	内閣府 (少子化対策・男女共同参画)
1. 総論的事項	社会保障改革の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障と税の一体改革のポイントは、①社会保障の安定の実現、②社会経済の変化に対応した機能の強化、③社会保障の安定・強化と財政健全化の同時達成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改革の視点は、①社会保障制度の持続可能性の確保、②制度の簡素化、柔軟性の確保、制度相互間の連携（制度における地方自治体の自己決定・自己責任の確立）、③対人社会サービス（現物給付）の質・量の充実、の3つ。</li> <li>・世代間、地域間で偏りが無いよう確実性・公平性を重視すべき大きなセーフティネットと、柔軟性を重視すべききめ細かなセーフティネットの2つが調和しつつ、国民の満足度の高い社会保障サービスを提供できるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障が経済成長と相互に関連し合う動的なものとしてとらえる必要があるのではないか。</li> <li>・「多くの現役世代が少ない高齢世代を支える」ことを前提に構築された現行の社会保障制度を維持すると、現役世代の負担が大きくなるが、社会保障制度の持続可能性の観点からどう考えるかが課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢社会の中で持続的な社会を実現し、国民一人一人の能力を発揮するため、「切れ目なく全世代を対象とした社会保障」と「未来への投資としての社会保障」が重要。</li> <li>・今の日本が置かれた状況は格差（負の連鎖）が固定化しつつあり、1人1人に教育の機会（共通のスタートライン）を保证する必要</li> <li>・人口減少社会において、一人一人の潜在能力（ケイパビリティ）を最大限に伸ばし、トランポリン社会を実現することが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨今の経済社会情勢を踏まえ、男女がともに生きやすい社会、働く意欲のある女性が能力を発揮できる社会を創るためにも、男女共同参画の視点から、かつての男性片働きを前提とした制度を、一人ひとりの活動の選択に中立的な制度とすべく検討することが必要。特に、配偶者控除制度や年金の第3号被保険者制度、非正規労働者への社会保険適用の在り方については、更なる検討が必要。</li> <li>・すべての子どもへの良質な成育環境を保障する社会、男女が子育てと仕事を両立できる社会を実現する。</li> </ul>
	目指すべき社会保障の姿（給付と負担）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化が急速に進展する中、現行の社会保障制度は給付と負担のバランスが崩れた状況。</li> <li>・サービス量の不足（医師不足、待機児童などのほころびの補修）やサービス量の拡大（高齢化等に伴うサービス量の拡大）への対応。</li> <li>・あわせて、国民の理解を得る前提としてのサービスの重点化・効率化が、質的な機能強化につながる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防、就労支援（自立支援）、相談業務等の機能強化により、個人が支えられる側から支える側に回れるよう支援。</li> <li>・制度の運営に係る規制を簡素化し、必要最小限のものを法令で定める。それ以外は地方自治体の裁量に委ね、自己責任の下で運営。</li> <li>・制度の柔軟性を確保するため、施設基準等の緩和、財政面での自由度拡大（包括的な財源措置等）</li> <li>・現場の経験を制度に反映させるしくみを構築</li> <li>・多様な事業主体の参画などにより、対人社会サービスを質と量の両面から確保</li> <li>・特に、子育て世帯や現役世代に対するサービスを充実</li> <li>・専門的な対人社会サービスの職務に携わる非正規職員の正規職員化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化を新たな需要や雇用の創出につなげるための成長戦略の推進</li> <li>① 女性や高齢者、若者が生きがいをもって働ける社会の実現</li> <li>② 医療・介護・健康分野における多様な事業主体の参入等によるライフ・イノベーションの促進</li> <li>③ 高齢者が安心して生活できる環境の整備や高齢者が望むサービス・商品の開発促進による高齢者の消費活性化</li> <li>・持続可能な社会保障の実現</li> <li>① 民間の創意工夫の活用</li> <li>② 真に必要なニーズに応えるための公的保険分野の再検証</li> <li>③ 公的保険を補完する自助努力の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「切れ目なく全世代を対象とした社会保障」、「未来への投資としての社会保障」の原則を踏まえ、全ての人に活躍のチャンスが得られるよう、子ども・若者の学びを切れ目なく支援し、「強い人材」の実現による雇用・就業の拡大を図ることにより、教育や雇用と連携した社会保障と経済成長の好循環を確立。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少・高齢化が進む中で将来の社会保障や経済を支えていくためには、女性の就労を支援してM字カーブ問題を解消し、女性の潜在力を最大限活用することが必須。</li> <li>・また、次世代が良質な成育環境の下で育つことを保障することも、社会保障制度を持続可能なものとするために不可欠。</li> </ul>

	<p>施策の優先順位</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能強化の検討に当たっては、まずサービス量の増加という視点が必要（サービス量の増加につながらない単なる負担の軽減といった視点は優先順位が劣後）。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>人口が減少しようとも持続可能な社会のためには、未来への投資が必要。未来への投資として、教育の果たす役割は大きい。</li> <li>全世代を通じてみると、若年層へのサービスに関する給付は少なく、負担は大きい。若年層の少なさを考慮しても、日本は家族・教育・積極的労働政策（ポジティブ・ウェルフェア）への支出は少ない。</li> <li>少子化が進む諸外国も未来への投資を着実に図っており、日本も全世代を対象とした社会保障が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て新システムは、社会保障の中でも優先課題。（「社会保障改革の推進について」（平成22年12月14日閣議決定））</li> </ul>
<p>2・医療・介護</p>	<p>サービス提供体制の見直し（重点化、効率化、機能分化と連携、地域包括ケア等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師不足に対応して、①急性期入院医療、②在宅医療・介護への人・資源配分の重点化＝診療報酬・介護報酬の配分見直し。（有識者検討会報告）</li> <li>医師を全国に計画配置。（集中検討会議・読売資料）</li> <li>「家庭医」の普及、大学病院等では専門医が難しい病気の治療に専念。療養病床などの高齢患者を介護施設に誘導。（集中検討会議・日経資料）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>画一的な健診制度から、保健師による相談や健康づくりの充実により、医療費を抑制</li> <li>介護予防の充実により、介護費用を抑制</li> <li>介護施設の基準の緩和、多様な事業主体の参画などにより量的に拡充。</li> <li>介護職員等の処遇改善。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者のQOLを大事にした終末期をおくることが可能とするため、病院治療から在宅介護へ選択の幅を拡大すべきではないか。</li> <li>看護師や薬剤師、作業・理学療法士の役割の強化を図るべきではないか。また、医療経営人材の育成により経営能力向上を図るとともに、医療機関の経営統合等を推進すべきではないか。</li> <li>特別養護老人ホーム（特養）の整備を行おうとするのであれば、都道府県による有料老人ホーム等の特定施設を総量規制から除外することにより、民間活力による施設整備を促進すべきではないか。</li> <li>「おたっしやポイント」の導入により、高齢者が地域ボランティア活動等に従事することにより健康を維持・増進することを支援・促進すべきではないか。</li> </ul>		

	<p>保険制度の安定（保険者機能の強化等）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保を都道府県単位化することにより、保険料の格差是正や財政基盤の安定化を推進（将来的に、国保及び被用者保険の一元化を視野）</li> <li>・国保に低所得者が集中する構造に鑑み、公費配分や被用者保険との財政調整等により財政基盤を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者が保険支出を削減するインセンティブを強化する。例えば、健診・保健指導の実施率等、メタボ率に応じて、後期高齢者医療制度の後期高齢者支援金を加減算する仕組みを強化すべきではないか。</li> </ul>		
	<p>公的給付のあり方・利用者負担等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険の場合、ビックリスクをみんなできちっと支え合うが、中所得以上の方はスモールリスクは自助努力で賄うということも一つの考え方である。（集中検討会議・吉川委員発言）</li> <li>・軽度の要介護者等への給付の見直し（重点化）（集中検討会議・経団連資料）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化や生活習慣病の増大に伴い、予防・リハビリなどサービスの需要が多様化していることに鑑み、公的保険・医療行為の範囲を明確化することで、保険外での新市場の創出を図るべきではないか。</li> <li>・市販品類似薬（うがい薬、湿布薬等）は公的保険の対象から除外すべきではないか。また、ジェネリック医薬品及びジェネリック医薬品のある先発医薬品の薬価の見直しを進めるべきではないか。</li> <li>・介護報酬を、時間ではなく、個別のサービス内容で定めることとし、そのサービス内容は基本的なものとするべきではないか。それ以外のサービスについては自己負担とし、一体的に提供可能とするべきではないか。</li> <li>・IT等を活用することにより事務作業を効率化し、介護サービスの提供時間が月間450時間又は介護士・ヘルパー10名増すごとに1名の事務職の必置基準等を緩和すべきではないか。</li> <li>・軽度者は保険給付の対象外とすることにより、重度の要介護者に十分な介護サービスを提供すべきではないか。</li> <li>・特養への入所は、より必要性の高い重度の要介護者に重点化すべきではないか。</li> </ul>		

	医療イノベーション・技術革新への対応等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTの活用により在宅での健康管理を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どこでもMY病院構想の推進等により、個人が自らの医療・健康情報を電子的に管理し、どこの病院に行っても活用できるようにすることで、重複投薬等を防ぐべきではないか。また、カルテの電子化と電子化するときの標準化を進め、データ分析を通じた「診療行為の標準化」など根拠に基づいた医療（EBM）を実現すべきではないか。</li> </ul>		
3. 子ども・子育て	子ども・子育て新システム		<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てサービスの充実（子ども・子育て新システムの制度設計において地方の自由度を拡大）。子どものニーズに応じた保育サービスや就学前教育を実施（幼保一体化など）。保育施設や人員配置の基準の緩和、多様な事業主体の参画などにより量的に拡充。保育ママ、一時預かり等のメニューの弾力化や財政面での自由度拡大。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の基本的な考え方に基づく「子ども・子育て新システム」を構築。</li> <li>○すべての子どもへの質の高い幼児教育・保育を保障し、子ども・子育てを社会全体で支援。</li> <li>・質の高い幼児教育・保育の一体的提供（幼保一体化）</li> <li>・保育の量的拡大による待機児童の解消</li> <li>・家庭における養育支援の充実</li> <li>○基礎自治体（市町村）が実施主体</li> <li>○子ども・子育て会議（仮称）の設置</li> <li>○社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担</li> <li>○政府の推進体制・財源を一元化</li> </ul>

	働き方・仕事と子育ての両立等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・自治体・企業・利用者が子育て支援の拡充のために力をあわせる必要（有識者検討会報告）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士等の処遇改善。児童福祉司等の専門性の向上等による相談業務の強化。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育段階では家庭の負担が大きく、子育て・教育の真っ最中である主に30～50代の現役世代の負担大。</li> <li>・国際的に見ても、日本の子ども・若者向け公的支出は39カ国中38位と下位に位置し、若年層の少なさを考慮しても、家族・教育・積極的労働政策（ポジティブ・ウェルフェア）は低レベル。</li> <li>・教育費の負担は少子化の最大の要因。</li> <li>・義務教育において、すべての子どもに自立して社会に参加できる基盤を確立（少人数学級などによる低学力層への支援、低所得世帯を対象とした就学援助の充実など）</li> <li>・高校教育・高等教育において、意思があれば学びを継続できる環境を整備（低所得世帯を対象にした経済的支援（授業料減免、奨学金等）の充実、米国並みの修士・博士課程の学生に対する支援など）</li> <li>・高校生・大学生等の就業力強化・社会人の生涯にわたる職業に関する学びの推進（雇用の流動化や成長分野の担い手創出に向けた人材育成、社会人の生涯にわたる職業に関する学びの推進、社会人の学び直し・資格取得の機会の創出や経済的支援の充実など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の潜在力の発揮が経済社会の活性化に不可欠。就業継続や子育て後の再就業の支援が重要。</li> </ul>
4・年金	年金制度抜本改革の考え方・改革のプロセス			<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的年金の持続可能性を明らかにするため、アメリカのように、①受給年齢に達している現在加入者、②受給年齢に達していない現在加入者、③将来加入者ごとに、保険料と給付額の見込みを提示し、世代間扶養の状況を明らかにする公的年金会計を導入すべきではないか。</li> </ul>		
	最低保障機能、基礎部分の設計・財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得者に対する「自立応援年金」（月2万円程度、財源は高所得者の基礎年金国庫負担分を削減等）（集中検討会議・産経資料）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者間における所得再分配の観点から、高い所得を有する者に対する基礎年金給付の減額や公的年金等控除の縮減によって得た財源を所得の低い高齢者の基礎年金・最低保障年金に充当すべきではないか。</li> </ul>		

<p>所得比例部分の設計（適用拡大・一元化等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非正規・パートは「新厚生年金（厚生・共済一元化）」へ（集中検討会議・毎日資料）</li> <li>・パート労働者への厚生年金適用（集中検討会議・産経資料）</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・非正規労働者の割合は女性雇用者の半数超。また、非正規雇用が増加する中、男性世帯主の安定的雇用を前提とした現行制度にほころびが生じており、非正規労働者への社会保険の適用拡大の検討が必要。</li> </ul>
<p>その他（マクロ経済スライドのあり方等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定以上の年収世帯は、基礎年金をクロバック（払い戻す）（集中検討会議・連合資料）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の雇用環境の整備を進めることを条件に、年金支給開始年齢について、段階的に年齢引き上げを行うべきではないか。</li> <li>・個人の自助努力を支援するため、一定年齢以上（60歳前後）の引出しを条件とする資産形成に対する公的補助制度又は税制優遇により、私的年金の充実を図るべきではないか。</li> <li>・確定拠出年金（日本版401K）におけるマッチング拠出解禁の早期実現及び拠出限度額の引き上げにより、更なる制度充実を図るべきではないか。</li> <li>・リバースモーゲージ制度や自宅を賃貸し家賃収入を得ることができる制度の利用を促進すべきではないか。</li> <li>・マクロ経済スライドを物価下落時においても実施すべきではないか。</li> <li>・公的年金の国債依存の運用を見直すとともに、企業年金基金の保有する資産の運用高度化を図るべきではないか。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3号被保険者制度について、男女共同参画の視点から、更なる検討が必要。</li> </ul>

<b>5. 貧困・格差対策</b>	<b>社会的包摂・参加保障（若者自立支援、職業能力開発、パーソナルサポート等）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 求職者支援制度法案の成立、同制度の活用</li> <li>・ 縦割りの制度を越えた、国民一人ひとりの事情に即しての包括的な支援（有識者検討会報告）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治体の福祉事務所、雇用・住宅担当部局が中心となり、国のハローワーク等との協働により、包括的支援（パーソナルサポート）を実施。</li> <li>・ NPO等様々な主体により、縦割りの制度の垣根を超えて就労等を支援。縦割りのサービスでは効率性が期待できない地域において多機能型サービスを提供。障がい者、DV被害者などの個人の実情に応じて、雇用、教育、福祉の垣根を超えた包括的支援。</li> <li>・ ケースワーカー等の専門性の向上等による相談業務の強化。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭の経済状況と学力や進学には相関関係が明確に存在し、大学進学率には地域格差がある。また、学歴は卒業後の就労形態や所得に影響し、その影響は次世代へと続き、負の連鎖が発生。</li> <li>・ 負の連鎖を断ち切り、所得にかかわらず一人一人が共通のスタートラインに立つことを保障していくことが、大きな政治課題。</li> <li>・ 少子高齢化により生産年齢人口は減少の一途をたどると想定されるが、我が国が発展するためには、生産年齢の生産力を向上させることが必要。</li> <li>・ しかしながら、特に若年層の失業率や非正規雇用率は増加。また、そのような中、スキルの向上や学び直しのために必要な企業の人材育成機能は低下し、社会人の学び直し等のために高等教育機関に入学する社会人の割合も国際的に見て非常に低い。</li> <li>・ 一人一人が、家庭の状況にかかわらず教育のチャンスを与えられ、そこで知識・能力を高め、社会で活躍するチャンスを得られるよう、義務教育段階や高等学校・高等教育段階等において経済的支援や人材育成を実施。</li> </ul>
	<b>生活保護制度のあり方</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康で働ける世代に対し集中的に就労支援を行うことにより、自立を支援</li> <li>・ 高齢者に対しては、生活保障を確保（年金支給額との均衡に配慮）</li> </ul>		

<p style="text-align: center;"><b>6. 財源確保と財政健全化</b></p>	<p>財政健全化の同時達成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1990～2011 年度における国の一般会計歳出の伸びの大半は社会保障関係費の伸び。国債発行額の増加は、税収の落ち込みとともに、社会保障関係費の伸びが影響。</li> <li>・高齢化の進展に伴い、この 20 年間で国・地方を通じた社会保障の支出規模は倍増し、その分政府（国・地方）の総支出が増加。他方、負担水準はむしろ低下。給付と負担のバランスが崩れ、将来世代の負担に依存。</li> <li>・主要国でも、高齢化の進展に伴い、社会保障支出が増大しており、日本は顕著。一方、主要国では概ね負担水準が上昇しているが、日本はむしろ低下。</li> <li>・OECD 諸国と比較してみると、日本の社会保障支出は同程度である一方、国民負担率は低水準。</li> <li>・税制抜本改革で国・地方を通じた社会保障給付の安定的財源を確保し、まずは「基礎年金国庫負担 2 分の 1」をはじめとした制度の安定化に、さらには機能強化にも対応。</li> <li>・なお、消費税を引き上げる場合には、国・地方の物資調達等にかかる支出が増加することに留意。</li> <li>・リーマンショックの影響で主要国の財政状況は悪化。昨年の G20 トロント・サミットで主要国は財政健全化についてコミット。社会保障給付に見合った安定財源の確保が、国際公約ともなっている財政健全化の同時達成につながる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障費の毎年の自然増は、国費が約 1 兆円、地方費が約 0.7 兆円と、国・地方ともに大幅な増額が毎年度見込まれる。このため、自立支援の充実などより社会保障制度の持続可能性を確保する取組を強化するとともに、国・地方ともに安定的な税財源を確保する必要がある。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国が持続可能な国家となるためには、少子化の改善とともに、生産人口一人一人の能力を高めることが必要。</li> <li>・これには、未来への投資として教育の果たす役割は大。多角的な学びの支援により、一人一人の知識・能力を向上させ、生産人口としての生産性を高めていくことが最大の処方箋。</li> <li>・このような好循環により、安定した就業による社会保障の健全化や生産性の向上による財政の健全化、子どもを産み育てる安心感の醸成がもたらされ、持続可能な社会保障が実現可能。</li> </ul>	

# 社会保障制度改革に関する 日本商工会議所の追加意見

平成23年4月23日

# 集中検討会議（2月19日）での日商意見概要

## <総論>

- ✓ 経済成長の実現、持続可能な社会保障制度の再構築、財政健全化等の総合的な改革に取り組む。
- ✓ 国民に負担増を求める際は、徹底した行財政改革により身を切る姿勢を具体的に示して実行する。
- ✓ 「自助と共助」をベースとし、現行の社会保険方式を原則としながら、不足部分を公費負担で補う。

## <年金>

- ✓ 基礎年金部分は財源の2分の1を国庫負担とし、保険料納付を義務付ける枠組みを維持する。
- ✓ 最低加入年数を10年に短縮、保険料未納期間は満額の2分の1を限度に基礎年金を支給するなど「無年金問題」の解消を図る。
- ✓ 平均寿命の延びや諸外国との比較から、年金受給開始年齢は将来的に2歳程度引き上げもやむなし。
- ✓ 高額所得者は、所得に応じて基礎年金を減額する。

## <医療・介護>

- ✓ 後発医薬品の使用促進、保険者機能の強化、医療情報・サービスのIT化等の効率化を図る。
- ✓ 医師不足対策などの質の向上や機能強化を図る。

## <税財源>

- ✓ 経済の活性化により税収をあげる。諸外国とのバランスのとれない税体系を見直す。
- ✓ 財政赤字や社会保障給付費の伸びを考慮すると、消費税を引き上げざるを得ないが、引き上げのタイミングや導入の仕組みについて十分な検討が必要である。

## 総論

- 「自助と共助（個々人の自立と社会保険方式による助け合い）」の精神が重要
- 社会保障を「将来の投資」として位置づけ
  - 医療・介護・健康は成長分野であり、社会保障の充実を「コスト」として捉えるだけでなく、現状改善や「将来への投資」として位置づける。また、雇用機会の創出・労働力人口不足の解消につなげると同時に、企業等の市場参入を促進するための支援策等を検討すべき。
- 震災からの復旧・復興で財政は制約を受けざるを得ず
  - 東日本大震災からの復旧・復興と並行して、制度改革はスケジュールに沿って検討すべき。
  - 震災からの復旧・復興で、国・地方の財政は制約を受けざるを得ず、給付の抑制、自己負担の引き上げについて検討することは一層重要。
- 医療・介護・年金を改革検討の中心に
  - 社会保険方式の医療・介護・年金と、福祉的要素が強い子育て・貧困対策等とは、基本的に制度の仕組みが異なる。今回の改革では、医療・介護・年金を中心に検討すべき。
- 税と保険料、給付と負担のバランスを再検討
  - 国民負担率の一定の増加はやむを得ないが、現役世代および企業の負担は限界。
  - 税と保険料のバランス、年金受給開始年齢の2歳引き上げなどの給付と負担のバランスを再検討する必要。一方で、自助努力を促すための環境整備に取り組むべき。
- 社会保障と税の共通番号制度を早期に導入

# 医療①

## 1. 患者負担の引き上げ

- 高齢化に伴い、高齢者の負担のあり方を再検討すべき（70～74歳の患者負担を現行の1割から法定の2割へ引き上げ）。
- 一方で、セーフティネットとしての「高額療養費制度」を維持し、所得等に応じた患者負担限度額を設けることで、国民の安心を保障。

## 2. 給付の効率化・適正化等

- IT化による医療情報の収集・分析・活用の推進
  - 傷病ごとに標準的な検査・投薬・処置を分析、診療報酬改定に反映させ、医療費の適正化を図る。
  - 地域ごとの検査・投薬・処置の差異を少なくし、医療費の地域格差を是正。
  - また、一般開業医のIT化支援策を充実する。
- 医療機関同士の連携強化・かかりつけ医と専門医との機能分化を通じた効率化
  - 大病院での初診料引き上げ等、入院治療や専門的な外来を担当する大病院への患者の集中を是正。
  - 地域や診療科における医師の偏在を是正するとともに、医療提供体制を改善。
  - かかりつけ医による診療を原則として包括払いとする等、かかりつけ医と専門医の区分に応じた支払い方法の検討。

## 医療②

### 2. 給付の効率化・適正化等

- 看護師等のスタッフ人材を増強（医師が専門性を必要とする業務に専念できるよう、適切な役割分担を図る）。
- 自助努力の観点に立って、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てするセルフメディケーションの推進を図り、OTC医薬品（市販薬）の活用を促進。
- 「社会的入院」「施設介護」から「在宅医療」「在宅介護」へ  
— 患者のQOLを大切にし、自宅等の住み慣れた地域で生活ができるよう、「地域包括ケア」を推進、在宅医療・介護サービス提供体制を整備。

# 介護

## 1. 利用者負担の引き上げ

- 介護給付費は医療・年金と比べても高い伸びであることも勘案し、利用者負担（現行1割）の引き上げを検討。
- 一方、セーフティネットとしての「高額医療・高額介護合算制度」は維持し、国民の安心を保障。

## 2. サービス給付の効率化・適正化へ

- 不足している介護人材の充実化を図る基盤整備を行う。
- 要支援・軽度の要介護者に対するサービス給付内容の見直し（適正化）。
  - 生活援助（掃除・洗濯・調理等）中心のサービス給付を、身体介護など、真に介護が必要な人へのサービス給付へ
- 特別養護老人ホームにおける「補足給付」は、低所得者対策としての福祉的な制度と位置づけ、介護保険の対象から外すべき。

## 3. 被保険者対象年齢は維持を

- 40歳未満の介護リスクの低さや、結婚・出産・子育て期にあって所得水準が低い現役世代の負担増および企業の負担増を考慮すると、被保険者対象年齢を引き上げるべきではない。

## 4. 民間事業者の参入促進等

- 特別養護老人ホーム等の「運営主体規制」を廃止し、介護事業への民間参入を促進。
- 人員・設備に関する基準の緩和等の規制緩和により、事業者の創意工夫を活かす方策を検討。

# 年金

## 1. 給付の効率化・適正化等

- 経済規模(国民所得)と年金給付総額を連動させる「マクロ経済スライド」を機能させるため、名目年金額を下げるスライド調整も実施する。

## 2. 厚生年金と共済年金は統合

- 保険料の徴収や給付額の算出等で制度の類似点が多い厚生年金と共済年金は、制度の簡素化、公平性確保、財政の安定化等の観点から統合すべき。

## 3. 厚生年金の適用拡大は慎重に

- 適用対象者の範囲、事業主負担や従業員負担の増減と収支バランス、賃金・雇用への影響などを明らかにした上で、慎重な検討が必要。

## 4. 第3号被保険者問題は慎重な検討が必要

- 第3号被保険者制度については保険料負担の不公平が指摘されているが、社会保障制度は「支え合い」の仕組みであること、第3号被保険者の保険料は第2号被保険者が負担していること、第1号被保険者には保険料免除制度があること等を踏まえ、慎重な検討が必要。

## 資料 4

3月26日以降の委員提出資料等

論点提起

～給付拡大の議論と共に、社会保障の生産性を高める議論も並行すべき～

NPO 法人フローレンス代表理事

駒崎弘樹

NPO 法人ファザーリング・ジャパン代表理事

安藤哲也

・これまでの議論では、給付を拡大し、そのための財源として消費税増税を想定していく流れがメインストリームであった

・大少子高齢社会到来を前に、基本的には社会保障を「救う」ことも消費税増税も賛成であるが、わずかな消費税増税だけでは「延命」にはなっても「解決」にはならない

・もちろん大幅な消費税増税をすれば持ちこたえられるかもしれないが、10%を超える増税は政治的に大きな困難を伴う

・社会保障を聖域化せず、生産性を高められる政策案を具体的に検討する議論を機動的に行いたい。本会議で行う時間がなければ、先の意見交換会と同様に与謝野大臣を筆頭とした別会を作り、そこでの議論を全体報告書に反映する形でも可能

・例えば、本論提起者が専門とする保育・子育て分野については、都市部の待機児童対策を大規模認可保育所で行おうとしている。しかし都市部に認可園を作れる土地は少ない。ならば小規模園を解禁することで、より低コストでかつ機動的に待機児童対策が行える

※待機児童の8割は都市部に集中し、0～2歳児が8割。つまり園庭や大規模施設が必要な年齢でもなければ、多数作れるエリアでもない。

・また、2.6兆円を費やす子ども手当に関して「単に現金をばらまくのでは待機児童は解消できない」という批判に対して、保育所や子育て支援サービスに活用できる用途限定の「国民保育券」にすることで、既存の社会福祉協議会や自治体負担の認可外保育所等向けの機関補助を節減できる。

・このように社会保障において税金を節減しながらも、より国民の利便性を高め、質を高めていける方法は存在する。その議論を同時並行的に行うことで、一方的に膨れ上がる社会保障費に歯止めをかけ、子どもや孫達にツケを払わせない体質へと転換していく機会としたい

平成 23 年 3 月 12 日  
生水 裕美 委員 資料

● 包括的支援の必要なケース

・相談者 親戚  
兄夫婦が、同居する長男から年金を取り上げられて介護サービスも受けられない。長男は解雇され自宅に引きこもってお酒を飲み、借金があるらしく親の年金で返済しているようだ。税金等も滞納ある。長男の妻は暴力を受けているらしいが少し障がいがあるかもしれない。乳児もいるので養育が心配。弁護士に相談するが長男自ら借金整理の相談に来なければどうしようもないという。

親への対応

- ・地域包括支援センター 経済虐待事案として対処→高齢者訪問をする  
→危険があれば、施設に一時入所し非難措置をする
- ・高齢福祉課 介護サービスの検討
- ・社会福祉協議会 権利擁護事業の金銭管理サービスの活用を検討、  
→年金を預かってもらい息子からの経済虐待を防止する

乳児への対応

- ・健康推進課 保健師が乳児健診訪問をする

長男の妻への対応

- ・子ども家庭課 家庭児童相談員が乳児健診の保健師と同行訪問  
→DVの危険があれば、乳児と共にシェルターに非難措置をする
- ・障がい者自立支援課 発達支援センター 障がい福祉サービスの検討

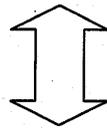
長男への対応

- ・健康推進課 保健師がこころのケアを担当→医療機関に連携
- ・断酒会 アルコール依存症のフォロー
- ・市民生活相談室 多重債務相談の解決支援  
→法律家に繋ぐ
- ・弁護士、司法書士 債務整理受任
- ・商工観光課 就労支援を担当  
→ハローワークの職業訓練等の支援含む
- ・地域NPO団体 精神障がい者等のサロン事業の活用
- ・納税推進室 納税相談の呼び出しで相談に繋ぐきっかけ作り

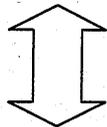
- 包括的支援とは、「市役所・地域の総合力」で相談者の発見から問題解決の支援を連携して行うこと。
- 問題の早期発見と早期対応により重篤なケースを防ぎ、結果的に社会保障費の抑制につながる。
- 一つの部署や機関では問題解決はできず行政・地域による「つながり」が必要。それには情報交流が重要となる。
- 連携の仕組みを構築する事で社会的包摂が可能となる。
- 現場にもっとも必要なもの 「マンパワーの育成と充実」

何か困ったことがあれば市役所に相談しよう！！

行政への信頼感



社会保障制度への安心感



税金負担への理解

社会保障集中検討会議 3月5日の議論を受けて

赤石千衣子

「子ども・子育て 支援」前田委員

ひとり親家庭にはネグレクトの形で、虐待が多く出現する可能性が高いといわれています。これは、貧困の要因もからみ、仕事がなく、様々な困難を抱えやすいということがあると思われま

す。横浜市の取組を見ると、ひとり親に特化したものを提供するよりも、大きな子ども支援・子育て支援の網をかけていき、そうしたひとり親に多く出現する結果となっている虐待なども防止するというような考え方だと思われま

「貧困・格差」湯浅委員

1について

男性性社員片働きモデルの限界については同意見である。この点について、どうしても社会の主流を握っている人が、正社員・専業主婦を妻にする人が多いことが限界になっていると思われる。排除されている人々の参加と包摂を進めていきたい。

2 所得再分配機能の強化、年収 300 万円未満世帯の負担増にならない税・社会保険料の設計、あるいは所得税の累進性の回復（1990 年レベル）、法人税・贈与税・相続税等についても、税と社会保障の検討の中に入るべきだろう。

# 鈴木晶子（特定非営利活動法人ユースポート横濱理事）委員

## 提出資料

※資料 横浜市調査季報（vol.167 2010.10）より抜粋

### ② 人生前半（子ども・若者）の社会保障を支える伴走的支援

#### 1 はじめに

困難な課題を複合的に抱えながら、社会に居場所がどこにもなく、つらい日々を送っている子どもや若者たちが増えている。例えば、経済的に困窮しているうえに、ネグレクトで不登校状態にある子どもたちや、本人に発達障害や精神疾患の疑いがあるにも関わらず、親も精神疾患であるため家族の支援が受けられない無業の若者などのケースであらう。

抱える課題がどれだけ深刻で、これまでの公共的支援の仕組みでは対応できなくなっているという点については、学校教育や区福祉保健センター、児童相談所や若者就労支援等の各々の現場で、子どもや若者たちと日々接している者ならば、肌で感じているはずだ。国もこのような状況を打開するために、困難を抱える子どもや若者たちを包括的に支援するための法律として、今年4月に「子ども・若者育成支援推進法」を制定した。さらに7月には、この法律に

基づいて、これからの時代の子ども・若者支援の方向性をより具体的に示すものとして「子ども・若者ビジョン」を発表している。しかし、これらの法律やビジョンを使いこなせる知恵や人材は、自治体の現場や地域社会の中にこそある。国がどのような美しいビジョンを描いたとしても、地域の現場で日々、子どもや若者たちと向き合っている自治体職員やNPOのスタッフ、そして、何よりも地域住民からそっぽを向かれてしまったとしたら、

#### 執筆

子ども青少年局に関わる  
区局・関係団体による横  
断執筆チーム

文字通り、絵に描いた「モチ」となる。本稿の目的は、困難な課題を複合的に抱える子どもや若者たちに対して、どのような支援方法が有効なのか、また社会全体としていかなるセーフティネットを築いていくかということについて、現場の支援者の目線で、検討・検証し、提言することにある。

2 困難を抱える若者に対する伴走的支援

① 複合的な困難を抱える若者に  
対する伴走的支援の必要性

現在、若者支援の現場では、複合的な困難を抱えて生きてきた若者が多く訪れるようになっており、例えば、よこはま若者サポートステーション（以下、「よこはまサポステ」と略す。）における利用者の抱える背景は表1のとおりである。なお、そのうち、複数の背景を抱える若者は全体の67%に及ぶ状況となっている。

こうした若者の支援を考える際、重要なのが長期的・多角的視点である。住居のない若者が就労支援の現場に来た場合、短期的に見れば住み込みの仕事を勧め、就職させることが支援の成果を上げる早道である。しかし、住居のない状態に至るまでには何らかの背景があり、複合的な困難を抱えるがゆえに、住む家や職を失っているケースが多い。例えば平成22年5月17日付朝日新聞によれば、東京都心のホームレスの34%が程度から軽度の知的障害を持ち、41%に精神疾患が見られたという専門家らの調査結果が報じられている。このような複合的な困難を抱える若者を支援するにあたっては、若者の生い立ちに沿って、なぜ働けない状態になったのかというところを、解き明かす必要がある。

その上で若者の将来を長期的な視点で見据え、就労、福祉、医療、教育などの個別領域を横断する包括的な支援プログラムを組み立てて行かなければならない。そうでなければ、例え一時的に就労し、支援を終結したとしても、いつまた回転ドア式に支援窓口に戻ってくるか分からないということになる。

それでは、支援する側にどのような条件を整えば、このような包括的な支援プログラムの提供が可能になるのだろうか。私達は、基本的に以下の2点がポイントであると考える。

(ア)民間と行政という枠組みを超えた支援に関わる関係団体・関係機関相互の領域横断的な連携。

(イ)専門性を持ちながらも、一人ひとりの若者の抱える困難さや個別のニーズに寄り添う支援者（サポーター）の存在である。

ここでは、この2つの条件を兼ね備える支援方法や仕組みを「伴走的支援」と呼ぶことにしよう。以下では、困難を抱える若者に対する「伴走的支援」の具体的な有り様を検討・検証するため、

- (ア) 泉区保護課とよこはまサポステの連携事例
- (イ) 戸塚高校定時制と若者支援団体K2インターナショナル

の連携事例  
について、それぞれ紹介する。

② 泉区保護課とよこはま若者  
サポートステーションの連  
携事例

(1) 泉区の生活保護世帯の若者  
支援の現状

泉区においても近年、10代後半から30代の若年の生活保護受給者が増えている。特に目立つのは、誰の眼から見ても就労が容易ではないと考えられる若年者（世帯）の存在である。このような就労困難な若年者（世帯）の属性は、泉区においては、概ね3つのタイプに分類できる。すなわち

(ア) いちよう団地を中心とした外国籍の若者。言葉の問題があり、現状の雇用情勢では就労に結びつきにくい。

(イ) 若年の母子世帯。幼少の子どもを持つ場合、休日出勤ができず、雇用されにくい。

(ウ) 精神疾患の疑いがあると考えられる若年者。医療機関の受診歴はないが、メンタルに何らかの課題がある人、適切な人間関係が保てず、すぐに仕事をやめてしまう傾向がある。

これまで、生活保護のケースワーカー（以下、「CW」と略す。）も、このように就労に複合的な困難を抱える若

者に対する自立支援の必要性は感じていたが、効果的な支援は進まなかった。その理由としては、CWだけの支援では限界があったこと、どこに相談をすればよいか、どこに支援を仰げばよいのかなどアプローチの仕方が分からなかったことが考えられる。このような反省を踏まえて、泉区保護課とよこはまサポステの連携による生活保護世帯の若者への就労支援のための取組が始まった。

(2) 「おでかけサポステ」概要  
と取組を通じた連携

よこはまサポステと泉区保護課の連携では、平成21年7月から約4か月の準備期間を経て、11月から泉区役所において、「おでかけサポステ」として就労支援セミナーを実施した。その総括として、セミナーよりも個別相談で話しをする方がより出席しやすく、その後サポステへとつながりやすい、という点が挙げられた。

以上から、平成22年度は、内容を個別相談会とし、7月から実施している。7月は若者3名の相談とCWからの相談が1件、8月は若者2名、若者の家族1名、CWからの相談が1件という相談状況である。また個別相談会のあり方やケース検討の目的で、泉

表1 よこはま若者サポートステーション利用者の抱える背景

	背景カテゴリー	
1	対人関係の問題（孤立・トラブル等）	179件
2	精神疾患・障害がある	109件
3	ひきこもりの経験がある	102件
4	移行期（受験や就職活動時）のつまずき	75件
5	発達障害・知的障害（疑いを含む）	71件
6	不登校	59件
7	学校でのいじめ	43件
8	身体障害・身体疾患	21件
9	労働問題（過重労働・職場でのいじめ等）	20件
10	貧困	19件
11	虐待	15件

(N=327 平成22年7月利用者)

区保護課のCWとサポステスタッフ、こども青少年局青少年育成課の3者で定期的に会議を行っている。

こうした「おでかけサポステ」での連携を通じ、保護課のCWや就労支援専門員が同行し、よこはまサポステに直接来所する生活保護世帯の若者の数も増加傾向にある。

これは、両機関の担当者レベルで自然な連携体制が確立されたことを意味する。ここから、従来サポステの支援が届きにくかった生活保護世帯の若者へのアプローチが可能となっている。一方で泉区保護課においては、ケース検討会議などを通じ、CW自身がサポステを含めた社会資源の活用方法が分かり、今後同様のケースが出てきた場合、この機関に「つなげれば良いか」をすぐに判断できるようになった。

■支援事例紹介(34歳・女性) 中学時代より1週間に2、3日しか登校できず、そのまま卒業。その後は、家にひきこもる状態になった。よこはまサポステへは、担当、CWと一緒に来所する。緊張が強くほとんど目を合わせず、下を向いて質問されたことだけに答えていた。本人曰く「ワーカーさんに勧められたので、行ってみようかなあと思った」。

自ら現状の生活を変えたいという意志は感じられなかったが、すぐに就労というより、ひきこもり状態からの脱出を目指し相談を行うこととした。初来所より半年は相談を続け少しずつ変化は見られるものの、よこはまサポステのプログラム参加を勧めても困ったように下を向くだけだった。しかし、この間もよこはまサポステと保護課両者による粘り強い関わりを続けた。具体的には担当、CWが直接本人と話す機会を作り、サポステスタッフと担当CWが支援の方針や進捗の共有を必要に応じて行った。

こうした関わりを続け「将来的に自分で働いてお金を得たい」と話すようになった。さらに、CWの勧めにより、泉区で開催される「おでかけサポステ」のセミナーに参加、続いて本人の希望で「学び直し」等サポステ内のプログラムにも複数取り組んだ。コミュニケーションにも改善が見られた。現在は「ジョブトレーニング」に行くことを自ら目標とし、そこに向けて自信をつけることを当面の課題としている。

### ③戸塚高校定時制と若者支援団体K2インターナショナルの連携事例

(1)戸塚高校定時制の現状 定時制高校というところ、かつては、日中、汗水流して仕事をし、夕方過ぎから勉強しに行くところというイメージがあった。しかし、現在の定時制高校では正社員として働いている勤労青少年はほとんどいない。戸塚高校定時制では過去4年間で1人だけである。8、9割は現役で全日制高校に入れなかった、「普通の教室」の中からはみ出した子どもたちである。中学時代に不登校だった生徒や様々な困難を抱えながら通う生徒も多く、退学者も多い。一方で、経済的に困窮していて、アルバイト収入で家計を支えながら通学している生徒も多い。そのため、4年生になってもアルバイトに忙しく就職活動ができない生徒もいる。また、困難を抱えた生徒は、現状では卒業後に社会生活に適応することが難しいため、進路に向き合えないまま卒業をむかえてしまうケースも多い。

従って、進路決定率は良くなく、卒業後はフリーターや無業の若者になる生徒も多い。学校としても、生徒の職業意識を高めるため、「横浜マイスター」の美容師や調理師を講師に呼ぶなどキャリア教育に力を入れ、生徒が少しでも多くの職業や社会人に触れる機会を作っているが、学校だけではの取組には限界がある。そこで、若者の自立支援には実績のあるK2インターナショナル(以下「K2」と略す)と連携し、生徒の進路選択支援を始めることとした。

(2)戸塚高校定時制とK2との連携事業について K2が戸塚高校定時制の支援に関わり出したのは、平成19年からである。先生達との意見交換をしながら、生徒達への支援のあり方を探った。21年11月からは週に1回、相談スタッフが学校を訪問し、生徒たちが卒業後に社会で孤立しないように相談支援や情報提供をしている。さらに、生活指導担当、進路指導担当、養護教諭など様々な立場の教員とK2スタッフが支援にあたっての意見交換会を実施。個々の生徒に対する進路方針の共有化を図った。また保護者と連絡を取り、可能な場合は面談を行っている。

なお、支援は学校内にとどまらず、K2の研修室でビジネスマナーや履歴書作成などのセミナーを実施。よこはま南部ユースプラザなど横浜市の若者自立支援機関につなげているケースもある。平成21年度からは、横浜会議の仕組みを活用し、専門の研究者と共に、ヒアリングなどを通じて、生徒の抱えてい

る困難な課題についての詳細な実態分析を行い、支援方法やプログラムに反映している。

■支援事例紹介（19歳・女性）  
小学校・中学校とも不登校  
で特別支援学級に在籍したとのこと。

いじめもあり、どちらの学校での記憶にも良いイメージはなく、今の友達にも特別支援学級にいたことは知られたいくないし、知られるのが怖いと訴えていた。

保健室の先生との関係が良好なことや、関わる先生達の理解ある対応にはしつかりと感謝の反応を示す社会性は身につけているように感じた。

ただ、長女であるという自覚からの「甘えてはいけないのでは・・・」という縛りが強い反面、母親に甘えたいという感情を抑えることができず混乱していた。また家事などをしていく様子はなく、生活スキルが身につけているかは疑問視せざるを得なかった。金銭面での執着はないが、栄養摂取についても食事管理ができていない環境のようであった。

毎回、ゆつくりと時間をかけて不安の吐き出し作業と現実確認作業、そして少し先の目標（希望）づくりを心がけ、安心できる人間関係を作ることに重点をおいた。

卒業試験までの間は毎週カウンセリングを行い、先生との振り返りを行った。

高校卒業後、よこはま南部ユースプラザにて本人の希望を入れつつ、個別支援プランを作成、それに基づいて通所した。また、よこはま型若者自立塾「ジョブキャンプ」へ参加すると共に、「ジョブキャンプ」参加後は合宿型基金訓練に参加し、生活スキルを身につけ、メンタルサポートを受けながら求職活動もしつつ自立への段階を経ていくことで、家族とも支援方針が一致。現在は、K2が経営する食堂で、本格的な職業実習中。

#### ④まとめ

最後に「泉区保護課とよこはまサポステ」、「戸塚高校定時制とK2」の二つの取組事例を検証する中で浮かび上がった「伴走的支援」を展開するにあたっての課題と方向性を、以下に簡単にまとめておこう。

(ア)「伴走的支援」は、支援機関が複合的な困難層を単独で支援することの限界を悟る所から始まる。利用者の抱える困難さが複合的で多様である以上、それに対応する支援メニューも多様で包括的である必要がある。そのためには、個々の機関で利用者を抱え込

んでしまうのではなく、自らには無い支援リソースを持つ他の機関に対して積極的に連携を働きかけて行く必要がある。

(イ)従って「伴行者」に求められる資質も、支援者としてのミッションに溺れ、個人の力量を過信し、利用者へのめり込むといった類のものでは無いことは明らかである。利用者の課題やニーズを見極めると共に、所属する団体機関の支援方針に従って中長期的な「個別支援計画」を組み立てていく能力、そして計画に従って関係する機関・団体を調整していく能力が求められる。

(ウ)最後に、支援事例が示すように、複合的な困難を抱える若者に対する支援は、一朝一夕に結果がでるものではないということである。行きつ戻りつしながらも、利用者が一歩一歩、自立に向けた階段を上って行くことを可能にする粘り強い、息の長い支援が求められる。

### 3 困難を抱える子ども達に対する伴走的支援

#### ①複合的な困難を抱える子ども達—児童虐待を例にして

「若者支援の現場」のスタッフの間では、「もっと早くこの人（利用者）に出会いたかった」という話をよく聞く。困

難を抱える若者の場合、20代後半〜30代と年齢を重ねるにつれ、支援が難しくなり、長期化する傾向があるからだ。また、若者が困難を抱えるに至った経緯を見ると不登校や虐待など小・中学生の時期にその要因があるケースも多い。しかも、思春期の段階で、既に複数の困難な課題を背負わされ、押しつぶされそうになっている子ども達も多いのだ。

例えば、本市としても喫緊の対応が求められている児童虐待を例に取って考えてみよう。一言で「児童虐待」といっても、その要因は様々だ。例えば、保護者の社会的孤立や経済的困窮が要因として挙げられるケースもあれば、当事者である子どもの不登校やそれによる学習の遅れ、発達障害が誘因の一つとなつて、保護者の養育に対する焦燥感や拒否感を招き寄せ、虐待につながってしまうケースもある。すなわち「虐待」の背景には、子どもとその家族を取り巻く複合的な困難な課題が存在している場合が多いのである。また虐待を通じて子どもたちが、社会生活を営む上で更なる困難な状況に陥ってしまうケースも多い。虐待を受けることで、知的発達や情緒面（集中力やおちつき）のなさ、強迫的行動）に影響が出たり、自傷や対人関係の障害等に結

ひついてしまう事もあると言われている。さらに、学校や地域に居場所を失ったり、居場所がない、と感じ、問題行動や非行につながっていくというケースもある。虐待という不幸な家族関係が引き金となつて、子ども達の人生に様々な困難が続いていくのである。

## ② 求められる新たな支援の仕組みづくり

このように考えると、児童虐待への対応という政策課題一つとっても、「虐待事件」という形で顕れた深刻な個別ケースに焦点を当てその対策を考えるだけでは、十分な効果を挙げる事ができないということが理解できる。求められるのは、「モグラ叩き」のような個別対応ではなく、潜在的に虐待につながるようなリスクや課題を抱える子ども達も含めて、彼らの抱える複合的な困難さを社会全体で包括的に解いていく仕組みづくりではないだろうか。

当然のことだが、困難を抱える子ども達に対する包括的な支援の仕組みを、児童相談所や児童養護施設などの専門機関のみで形作することは不可能と言える。例えば、潜在的なリスクを抱えた子ども達への虐待などを未然に防ぐという視点から、日常的に見守り、

フォローするセーフティネットを子ども達の暮らしに身近な地域社会に形成していく必要がある。併せて、養育環境が脆弱な子ども達に対してきめ細やかな生活・学習支援を行うなど、一人ひとりの子ども達の状況に応じて自立を支援する伴走的な取組を展開することが大切になる。

このように、困難を抱える子ども達に対する地域レベルでのセーフティネットの形成と個別的、伴走的な取組の両方のメニューを兼ね備えたものとして、こども青少年局が、神奈川、南、泉、瀬谷の4区との共同で、平成22年10月からパイロット事業として開始したが、「困難を抱える小中学生のための生活・学習支援事業」である。

以下にこのモデル事業の内容を紹介する中で、今の時代の困難を抱える子ども達に対する包括的な支援の仕組みづくりについて考えてみよう。

## ③ 困難を抱える小中学生のための生活・学習支援事業の展開

本事業は、モデル区(地域)にゆかりのある青少年育成や教育支援に取り組む団体(NPO、社会福祉法人、学校法人等)を事業主体とし、様々な理由で困難を抱える子ども

達(主に小学校高学年〜中学生)に対して社会全体で包括的な支援の仕組みを創ることを目的とした事業である。事業の財源としては「県ふるさと雇用再生特別基金市町村補助事業」を活用している。本事業の特徴は次の3点である。

- ① 支援の対象となる子ども達の属性を限定せず、不登校やひとり親家庭、生活保護世帯、外国籍などを含め、困難を抱えている小・中学生を広く対象としていること。
- ② 学習支援に軸足を置きながら、地域の学校や青少年の居場所への支援者の派遣と区域、地域レベルでの支援人材や団体、社会資源のネットワーク形成とを併せて実施するなど複合的なアプローチを展開していること。
- ③ モデル区(地域)の課題や資源に応じて、支援体制や方法、メニューが多様でユニークであること。

支援の対象となる子ども達の属性をあえて限定しなかったのは、「生活保護世帯」とか「ひとり親家庭」など、これまでも行政の支援の対象となっていた層の周辺にこそ、一言で定義することができない複合的で複雑な「困難さ」を抱える子ども達が増えているのであり、彼らに対する支援のアプローチが急務だからである。

学習支援に力点を置くのは、今の社会において、個人の人生における所得水準や失業や貧困の陥るリスク、あるいは社会的ステータス等にもっとも影響も持つのは、その人の受けた教育ないし学歴であるからだ。製造業の空洞化や雇用形態の流動化によって、中卒や高校中退で、世の中を渡って行くことがますます難しくなっている。貧困の連鎖を防ぎ、子ども達が自立して生きて行く上での進路を切り開くものとして学習支援は欠かせない。一方で養育環境が脆弱な子ども達に対して朝食を提供するなど基本的な生活支援を行ったり、場合によっては、子ども達の家庭(保護者)への福祉・医療的な支援も必要になることが想定される。

このように複合的な支援を伴走的に行うためには、多様な支援主体や社会資源のネットワーク化が必須となる。

さらに、大都市・横浜の地域の多様性と子ども達の抱える困難さの複雑性を考慮すると、全市一律の仕様や規格で事業を実施することはナンセンスである。むしろ子ども達の暮らしに身近な区行政が地域社会の固有の事情に応じて、どれだけ柔軟な支援サービスを現場目線で展開することで、この事業の成否を分けるポイントとなる。

その点を意識しながら、モデル区ごとにどのような事業体制で、いかなる支援サービスを実施しようとしているのかを、以下に概説してみよう。

神奈川区の事業主体は、同区にある「神奈川大学」である。大学内に事務局を設置し、その上で区内の小中学校や青少年の地域活動拠点などに教職をめざす学生をボランティアとして派遣する。子ども達に対する伴走的な支援の機会を、学生にとっても貴重な学びや社会体験の場として位置づけ、一石二鳥を狙っている。また中国など各国からの留学生が、外国につながる子ども達への伴走的支援も行う。これも事業主体が大学であるがゆえのアドバンテージである。

泉区の事業主体は、「社会福祉法人杜の会」である。同区にある児童養護施設「杜の郷」を拠点として、近隣にある「岡津ふれあいセンター」を借り上げ、地域の民生委員などの協力を仰ぎ、困難を抱える小中学生の生活・学習支援を行なう「ふれあい塾」を運営する。「杜の郷」は、今年度中に困難を抱える子ども達に対する相談と一時預かりを行う「横浜型児童家庭支援センター」の機能も兼ねる予定であり、多様な機能を持つ

新しい社会的養護のあり方を提示するモデルケースとなる筈だ。

瀬谷区では、「特定非営利活動法人ワーカーズわくわく」が区内の戸建ての民家を賃借し、子ども達が合宿型で「白いご飯を炊いて食べる」体験や個別学習支援を行うための拠点として「生活塾・竹村の丘」を開設する。「わくわく」は地域に根ざして高齢者のデイケアや障害児の居場所づくりを行っている団体でもある。従って、子ども達だけでなく障害者や高齢者なども含めて社会的に排除されがちなあらゆる困難層を包摂するセーフティネットを、NPOが展開する市民事業的な手法で地域社会に再構築する可能性を探ることも、瀬谷区でこの事業を実施する際の重要なテーマとなる。

南区の事業主体は「特定非営利活動法人市民セクターよこはま」である。南区では子ども達の学習・生活支援を担う区内外の様々な主体が結集するプラットフォーム（中間支援組織）を区の青少年地域活動拠点を軸としながら形成することが、モデル事業を実施する上での最重点課題となっている。不登校や児童虐待の発生率、ひとり親家庭や生活保護世帯、外国につながる子どもなど困難を抱える子ども

達の比率が全般的に高い南区においては、様々な支援主体を持ち寄ること、子ども達に対する包括的な支援を可能にする体制づくりが、何よりも求められるからだ。

#### 4—さいごに

困難を抱える子どもや若者たちを支援するために「領域横断的」であることの最初のきっかけは、国の法制度が命じるからということではなく、この原稿で語られてきたように現場の支援機関や団体の切実な問題意識から発せられるべきものである。

一つひとつの現場の支援者が、一人ひとりの子どもや若者が抱える様々な困難さに、どこまでも誠実に寄り添い続けるがゆえに、やむにやまらず自らの領域を踏み越えてしまった結果として、それは有るべきだと思う。「伴走的支援」の実践とは本来そういう性格のものだ。

その上で、このような現場の実践を、背後から支えるための社会的仕組みを形成していくことが自治体の政策・事業セクションの役割であろう。必要に応じて財源を確保したり、国に対してあるべき法制度の確立を要望・提言したりすることを含めてである。

当事者目線に立った実践や政策形成とは本来、このような現場からの協働のプロセスによって為されるべきであり、それは子どもや若者の分野だけでなく、本市のあらゆる政策課題に通底する原則ではないだろうか。

子ども青少年局に関わる区局・関係団体による横断執筆チーム

よこはま若者サポートステーション

施設長 鈴木 晶子

キャリアサポート事業部統括 保坂公美子

キャリアサポート事業部 小宮扶美江

泉区保護課保護係 神坂 省一

湘南・横浜若者サポートステーション統括コーディネーター 岩本 真実

戸塚高校定時制教諭 梶澤 一彦

子ども青少年局 吉沢 賢治

西部児童相談所支援係長 梶田 一純

子ども家庭課児童虐待防止担当係長 柴山 一彦

青少年育成課担当係長 関口 昌幸

企画調整課担当係長 鎌倉 京子

平成23年3月5日社会保障改革集中検討会議に  
おける前田正子氏の報告へのコメント

特定非営利活動法人ユースポート横濱 理事  
有吉(鈴木) 晶子

# 1. 子ども若者の一貫した支援は重要

日本有数である横浜の若者支援は雇用部署ではなく、子ども青少年局だから実現している

- 当法人は横浜で若者就労支援を実際に行っている。横浜市は全国より若者支援のモデルとして多くの視察を受け入れている。
- その実現は雇用部署ではなく、子ども若者問題について総合的なサービスも担う「子ども青少年局」というコンセプトの部署だから実現している

一方で、青少年に割かれる予算は多くなく、規模としては360万都市の横浜でサービスが行き渡るには不十分。

- 常に支援機関はパンク状態。
- 地方も財政が非常に厳しい背景の中、予算を増やすことが困難な状況

## 2. 個別的課題

- 以下の重要課題について、発表の中で触れられておらず前田氏に考えをお伺いしたかった。

### 子どもの教育格差

- 教育委員会との連携等、教育問題にどうとりくむべきなのか？

### 障害を持つ青少年への施策

- 障害児童については施策があるが、障害青少年については不足の状況。どのように考えるか？

### 子ども若者支援に携わる人材の育成

- 今年度横浜市内で保育サービスの充実を図ることに取り組んだところ、保育士の数が足りない等の問題が起こっている。
- 若者支援も同様で、人材が不足している
- こうした人材の育成と身分保障について、どのように考えるか？

平成23年3月5日社会保障改革集中検討会議に  
おける湯浅誠氏の報告へのコメント

特定非営利活動法人ユースポート横濱 理事  
有吉(鈴木) 晶子

# 概略

湯浅氏の報告を受けて、以下の2点が若年者支援分野から重要と感じた点である。

## 1. 現役世代への社会保障の重要性

- 若者の疲弊、若年世代の力の衰退は現場で日々感じる現実である。国が現役世代への社会保障を行わないということは、日本の将来に責任を持たないと言っているに等しい。

## 2. 全ての国民の「参加と包摂」

- 若年者、障害者、女性等現在労働市場から排除され、地域社会にも参加しにくい人々の「参加と包摂」を実現することが必要。そのために本格的な第2のセーフティネットの確立と、中間的労働の場の形成を含めた雇用政策の見直しが必要。
- 「第2のセーフティネット」は現行の求職者支援制度だけでは不足であり、就労から距離のある層への就労、住宅、生活支援、一人一人に合わせてリソースを活用する個別支援が必要と思われる。湯浅氏の言う「“本格的な”第2のセーフティ・ネット」の詳細について伺いたかった。

# 1. 現役世代への社会保障の重要性

## 若年者から見た労働と社会保障の問題点

- 国が企業を支援し、企業業績が上がることによって間接的に現役世代の国民の社会生活が保障される時代は既に終焉を迎えている。
- 企業業績の上昇は現役世代(特に若年労働者)の年収アップにはつながらない。
- 若年者は給与が年功序列式に上昇しないことを前提として認識している。
- 特に非正規雇用者の雇用・生活の不安定さは、如実に現役世代への保障の薄さを物語っている。
  - ※震災後、既に契約打ち切り等が生じ始め喫緊の課題になることが予測される。しかも、「被災地支援優先」の中、苦しいことを訴える声を上げにくい状況が生じている。
- こうした社会保障の薄さが、未婚率を高め、少子化を加速させていることは明白。
- 少子高齢化による社会保障の世代間格差の認識も広がっており、労働、社会保障の問題が相まって世代間対立を生む状況となっている。

## 明確な按分率を定めなければ現役層の負担増への理解は得られない

- 目に見える形で、目標値を定め、限られた財源の中で負担を全世代で分かち合う説明が必要。
- 若年世代への社会保障を厚くしなければ、今後の国力の衰退は明らか。

## 2. 全ての国民への「参加と包摂」

### 労働市場から排除される者の増加

- 若年労働市場の厳しさ。
- 女性の社会参加の改善の不足。
- 既存3障害の雇用の進まなさ。
- 発達障害等、その特性が労働市場から排除される要因になる新たな社会的障壁に苦しむ若者の増加。
- 増加するうつ病等精神疾患罹患者が、回復した後の再就職の難しさ。

労働市場から排除された途端に生活が立ち行かないすべり台式社会

### 第2のセーフティネットと中間的労働の場を含めた新たな雇用施策が必要

- 今後も労働市場から排除される層は一定層出現する。
- 一般労働市場に入る手前の訓練的な施策として「中間労働」の創出が重要。
- 湯浅氏の言う「ワーク・ライフ・ウェルフェアバランス」は重要と考える。詳細をご説明いただきたかった。

社会保障集中検討会議 3月5日 「子ども・子育て支援」前田正子委員の意見について

NPO 法人わははネット 理事長 中橋恵美子

■子ども・子育て家庭を、社会全体でしっかりと支える仕組みづくりを。

→全ての「子どもの育ち」と「子育てをしている家庭」を支援するための地域の子育て支援が行える仕組みづくりが必要だ。

前田委員の意見「保育だけでは子育ての問題は解決しない。あらゆる子育て支援を乳幼児から青年期まで必要である」という意見に賛同である。

前田委員の説明資料（資料2：地域で子育てしやすい環境の整備）中ほどの赤い囲みの部分（相談と交流）は、地域や、家庭の構成、母親の就労等に関わらず、まさに「全ての子育て家庭」に必要な支援である。

（前田委員資料1 「育児・子育てに不安のある世代約6割」からも分かるとおり、これは横浜だけでなく地方でも同様に、現在子育てをポジティブにとらえるよりも「不安、不安」ととらえる人の方が多く、それが少子化につながっているものと感じており、そのネガティブイメージを払しょくすることが必要であり、そのためにも生まれた時から全ての子どもと家庭を支える仕組みが必要である。）

前田委員の説明で、この赤い囲みの部分は「予防的支援」として重要である、との説明があった。この「相談と交流」については母親の就労の有無など、子育て中の家庭のライフスタイルに関わらず、どのような家庭においても必要な支援であり、子育てのスタート期に「相談できる」「地域に自分たちを理解してくれる居場所がある」ことは、子育ての安心感、肯定感につながるものであり、地域で子育てしていく土台になる部分であると考えます。

前田委員の資料3から見てとれるように子育て支援の予算が「保育関係」「現金給付」に重点をおかれているようであるが、個別に現金配布する子ども手当や、保育ニーズに応える施策を充実させることで一定の成果もあることも現場で感じるが、しかし、一方で、特に私たち地方都市で子育て支援をしているものとしても、子育ての現場で感じていることは、現金支給や保育サポートだけでは解決できない、子育ての悩みを抱える家庭や子育てが不安だと漏らす家庭が非常に多く、子どもを産んだ（身ごもった）時から、親子が拠り所となる人のつながりや様々な支援につないでいくことができる社会の仕組みが必要である。

このたびの東日本大震災で、被災地以外の地域子育て支援の拠点を担っている施設にも、通常以上の多くの子育て家庭が集っている。特に保育園等に通っていない在宅子育て家庭は、どこにも所属がなく、家庭内の親子シェルターでいると非常に不安で暮らせない、何かあった時に自分たちの存在自体を認識してくれている人がいないので不安だ。という言葉が漏らす家庭も多い。

被災した地域（仙台市内の子育て支援施設「のびすく仙台」など）でも、暖房が入らない中でも、多くの家庭が震災後に拠り所として終日、地域子育て支援拠点施設で過ごしていると聞く。また幼い子どもを連れた被災家族が、地域を離れて移転していく時に、わざわざ地域子育て拠点を立ち寄り挨拶をして行っている、という話も聞く。幼稚園保育園等に通っていない（どこにも所属していない）子育て家庭が、自分たちの居場所として子育て支援拠点を拠り所としている。そこがあることで安心してこ

その地域で子育てができていた、ということが分かる。

私の住む香川県では、地域子育て支援の拠点は乳幼児の子育て家庭の支援のみならず、地域の高齢者や高校生、大学生なども集う場になっているケースもある。そこでは子どもと関わることで高齢者が元気になったり、あるいは地域の様々な人たちの交流拠点としての意味が生まれたりしている。地域の特性を生かして子育てを核に居場所づくり、相談の場づくりを進めること。が、現金支給等だけではカバーできていない子育ての不安負担感の払しょくと子育てをしていることの肯定感や自信へとつながってきていることを強く感じる。

こうした乳幼児期からの全ての、子どもの育ちと子育て支援をするための居場所や相談の拠点が不可欠であり、どの地域に行っても「ここがあるから子育てが前向きにできる」という拠点づくりを、しっかりとした政府の仕組みとして位置付けていただきたい。

## 【赤石委員】

◆ひとり親に限定した取組があれば教えていただきたい。

## ■児童扶養手当申請の際に

横浜市の場合、社会福祉職を採用し、区役所に配置しています。「相談窓口」とは名付けていませんが、児童扶養手当の更新を担当するのはこの社会福祉職であり単なる申請に終わらず、特に虐待のリスクのある人は必ず気をつけて見るようにしています。(特に虐待のハイリスクの人の担当は児童相談所ですが、それ以下のリスクの人は区役所が担当しています)

今、課題なのは、むしろ児童相談所が把握・対応している虐待のハイリスクの人の対応・情報交換の連携が区役所と児童相談所でうまくとれていないことです。

虐待対応ということではありませんが、母子家庭等就業・自立支援センターを中心に、就労相談・職業紹介(職業紹介事業の許可をとっています)、生活相談・法律相談等を実施するとともに、就労に向けたスキル獲得のための訓練事業等(国事業)を実施しています。

支援が就労に偏っている感は否めず、生活全般を見渡し支援するという仕組みの構築が必要です。

以下、いくつか横浜市で取り組んでいるひとり親家庭対象の事業をあげておきます。

## ■日常生活支援事業

就職活動や家族の病気などにより、一時的に家事・育児に困っている母子家庭、父子家庭及び寡婦の方に、家庭生活支援員を派遣し、日常生活をお手伝いします。

【対象】・母子及び寡婦福祉法第6条に定める母子家庭の母及び寡婦

・父子家庭の父(「父子家庭」は、上記「母子家庭」の規定に準じます。)

## ■養育費取決め等の法律相談

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方を対象に、女性弁護士による養育費の取決め等の無料法律相談を行います。(月3回。予約制)

## ■日常生活や仕事などの電話相談

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方の日常生活や仕事のことなどについて、相談に応じます。ひとり親家庭のお子様からの相談もお受けします。(横浜市母子家庭等就業・自立支援センター)

受付時間：9:00～20:30(月～金)

## ■母子家庭等就労支援事業

母子家庭の母及び父子家庭の父(原則、児童扶養手当受給者)の就労相談に応じます。就労支援員が、一人ひとりに合わせた就労支援計画を作成し、きめ細やかに求職活動を支

援します。

■母子家庭自立支援教育訓練給付金事業

適職に就くために必要な技能や資格を取得するため、指定された教育訓練講座を受講した場合、受講前に申請された方に費用の2割相当額(上限10万円)を支給します。(所得制限があります。)

■母子家庭高等技能訓練促進費等事業

看護師等の経済的自立に効果的な資格を2年以上就業して取得しようとしている場合に、訓練促進費や入学支援修了一時金を支給して、生活の負担軽減を図ります。(所得制限があります。)

《平成23年度修業開始者まで》

修業期間の全期間について訓練促進費が支給されるため、修業を開始した日から申請が可能です。また、支給額は、月額141,000円(課税世帯は月額70,500円)です。

【対象】母子及び寡婦福祉法第6条に定める母子家庭の母で、下記「詳細」にある対象条件を満たす方

【有吉委員】

◆子どもの教育格差・・・教育委員会との連携等、教育問題にどうとりくむべきなのか？

子どもの教育格差の問題は、背景に貧困や虐待あるいは疾病・障害など生活全般にわたる困難さがあり、福祉的分野との密接な連携が必要です。横浜市では、こども青少年局が困難を抱える小・中学生への生活・学習支援やメンタル面でのサポート、子どもたちを包括的に支援する仕組みづくりに取り組んでいます。実のところ、教育委員会の所管する学校教育の場における福祉との連携はなかなか難しく、学校外での場で、福祉的視点での教育支援・学力保障や生活相談を行っています。

以下、横浜市で実施している事業でそれぞれの区が区内の資源を活用しています。

■

(1) 神奈川区

①事業主体：学校法人 神奈川大学

②事業概要：「神大・ユースサポート・プロジェクト(JYSP)」として専従のコーディネーター及び補佐する運営委員からなる事務局を大学内に設置し、区内の小・中学校や青少年の地域活動拠点などに教職をめざす学生ボランティアを派遣します。学生にとっても、小・中学生や教員・地域の大人たちと接する「学び」の場となります。また留学生による外国につながる子どもたちの支援も行います。

## (2) 南 区

- ①事業主体：特定非営利活動法人 市民セクターよこはま
- ②事業体制：区の青少年地域活動拠点（フリースペースみなみ・横浜青年館）を軸にして南区の「青少年支援プラットフォーム」を構築します。関連する機関・団体と連携しながら、困難を抱える子どもたちを孤立化させない仕組みをつくります。また南区の特徴でもある外国につながる子どもたちへの生活・学習支援のネットワーク形成にも取り組みます。

## (3) 泉 区

- ①事業主体：社会福祉法人 杜の会
- ②事業概要：地域に開かれた児童養護施設を目指す「杜の郷」を運営する社会福祉法人「杜の会」が運営主体となり、町内会が管理する「岡津ふれあいセンター」を「ふれあい塾」として利用し、小・中学生の生活・学習支援を行います。支援にあたっては地域の民生委員・児童委員などの協力を仰ぐほか、教育支援事業を行うNPO法人との連携も予定しています。

## (4) 瀬谷区

- ①事業主体：特定非営利活動法人 ワーカーズわくわく
- ②事業概要：瀬谷区の地域に根ざして高齢者・障害者の在宅介護や障害児の居場所づくりを行っている「ワーカーズわくわく」が、困難を抱える子どもたちを支援するために、区内の小中学校や青少年育成関連の団体とのネットワークを形成します。さらに、区内の民家を借上げ、様々な生活体験ができる場を開設し、子どもたちの生活体験・学習支援や子育て家庭への相談支援・生活支援を行います。

### ◆障害児童については施策があるが、障害青少年については不足の状況。どのように考えるか？

就学前の障害児施策に比べ、学齢期以降の障害児施策は不足している感があります。これは、国の施策についても、地方の施策についても共通の課題です。

この中で横浜市では、学齢児中心の児童デイサービス（8か所）を実施するほか、独自事業として放課後や長期休業時の「障害児の居場所」を設置しています。（19か所）

また、発達障害児への支援として、療育センター等の専門スタッフが小学校を訪問し、技術的支援も行っています。

学齢後期（思春期）の支援は横浜でも遅れていて、成人期を迎えたときに円滑に自立生活に移行ができるよう、小児療育相談センター・リハビリテーションセンターの2か所で、中学校期以降の障害児の診療・相談・関係機関の調整等を行っているが、まだまだ足りません。

横浜サポートステーションなどデータでは、背景に発達障害等がある利用者も少なくなく、思春期の障害児支援に取り組む必要性が明らかになっています。

◆若者支援も同様で、人材が不足している・・・こうした人材の育成と身分保障について、どのように考えるか

福祉的業務を担うのは以前は行政と社会福祉法人であったが、昨今はNPOを始めとする市民団体から企業まで多様化してきました。間口は広がりましたが、人材が不足しており、活動が思うように広がらないという状況がみられます。

人材不足の要因一つは、低賃金・重労働であったり将来の保証もない不安定な身分であったりします。この分野はボランティアの精神に支えられてきた経緯があり、「金のためではない、人のため」も良いが、使命感だけではバーンアウトしてしまうおそれがあります。

結果として、なり手はすくなくなり、一度職についても離職するというケースが増えてしまいます。これでは、経験・ノウハウは蓄積されなくなってしまいます。

福祉人材に対する所得保障・身分保障は大きな課題ですが、昨年度からモデル事業として国がはじめた、パーソナルサポート事業はこの部分に踏み込んだ点で評価しています。

(パーソナルサポーターの年収を300～600万円として制度設計)

しかし、新しい社会的ニーズに対応して生み出されてきた福祉的分野に働く人々を身分保障するには、多大な財源が必要です。「善意に頼って安く人を雇っている」と批判を受けても、それを改善する財源は地方自治体にはありません。どう財源を確保するかという解決策がない限り、この問題は解決されません。

ちなみに保育士の場合は、免許はあるものの働いていない潜在保育士向けの講座を開き、保育園とマッチング業務を行っていますが、これは大変盛況です。

団 体	主な意見等
日本医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「すべての国民が同じ医療を受けられる制度」「すべての国民が支払い能力に応じて公平な負担をする制度」「将来にわたって持続可能性のある制度」という基本理念のもと、公的医療保険制度は全国一本化（制度としてひとつに統合すること）すべきである。</li> <li>・公的医療保険制度の全国一本化は、次の4段階の道筋で進めるべきである。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 高齢者医療制度も含めた医療保険制度全体の方向性の検討</li> <li>② 地域保険の創設と職域保険の段階的統合</li> <li>③ 職域保険の完全統合</li> <li>④ 全国一本化（2025年を目標）</li> </ol> </li> <li>・患者一部負担は諸外国に比べ高く、受診抑制が起きていることを懸念。患者一部負担割合については、原則として一般2割・高齢者1割としつつ、低所得者の一部負担割合は軽減することとすべきである。また、小児(中学校卒業まで)は無料とし、高額療養費の上限についても、財政影響を勘案しつつ、できる限り引き下げるべきである。</li> <li>・被用者保険の保険料率は、保険者間の大きな格差があり、その格差を是正し、保険料率を公平化すべき。</li> <li>・医療保険料には一定の上限があるが、支払い能力に応じた公平な負担の観点から、その上限を引き上げるべきである。</li> <li>・消費税収は、高齢者3経費に充てることとされているが、現在も不足。消費税率をかなり引上げない限り、不足分は埋まらないが、不足にどのような財源を充てるのが、また、年金、医療、介護に対して、それぞれどのように消費税収を配分していくのかについて、国民的合意を得る必要がある。仮に消費税率を引き上げる場合、引き上げ分の増収額はすべて国分とすべきではないかと考えている。ただし、地方分権化の流れの中で、社会保障において国と地方がどのような役割を担うのかもあわせて検討する必要がある。</li> <li>・消費税が目的税化された場合、消費税収の枠内に社会保障給付費を収めるべきということにならないか懸念している。</li> <li>・社会保険診療が消費税非課税であるために、医療機関に深刻な消費税負担が生じており、その解消が必要である。</li> <li>・混合診療の全面解禁は、反対。現在も、「評価療養」と「選定療養」は保険診療との併用が認められており、この点で、混合診療は一部解禁されている。この機動性を高めることで国民の要望に応えることは可能である。</li> <li>・医療法人と他の法人の役職員との兼任を認める方向は、医療法人の非営利原則を崩すものであり、危機感がある。慎重に検討すべき。</li> <li>・保険免責制は、軽度かどうかは本人にはわからないし、医療保険の給付範囲を縮小するものとなるので、反対。</li> <li>・今は専門診療科が増え、一人が処方される薬の量も多くなるが、医師と薬剤師が同じ組織体であれば、その量を減らすことは可能であり、医薬分業以前はそれができていた。制度的なところで、医療費の合理化は検討できる。</li> </ul>

日本歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税の徴収と再分配としての社会保障は、近代国民国家の統治システムの基盤である。特に、資本主義社会において価格は市場で決定される大原則の中、医療の価格は国家が一元的に決定しており、その意味合いを理解することが、医療の大事さを理解することにつながる。</li> <li>・日本は経済力に比べ医療費水準は低く、その水準を上げることが必要。医療給付費への税投入割合を拡充して、医療保険財政の安定化を図るべきである。</li> <li>・口腔機能の維持増進によって、低栄養状態の改善、誤嚥性肺炎の防止ができ、QOLを高め、有病者・要介護者の生活を守ることができる。</li> <li>・「看取りの歯科医療」を確立し、生まれてから死ぬまで歯科医師が関与する仕組みを構築すべき。</li> <li>・歯を早く失うと早く亡くなり、歯が多く残っている方が長生きする傾向。咀嚼機能の喪失は、身体的健康悪化に寄与する。歯を残し、食べられることが、健康寿命を延ばす要因となる。8020達成で一人でも多くの元気な高齢者を。</li> <li>・国民医療費に比べ、歯科医療費は伸びていない。技術評価が低いことがその要因だが、高齢者の健康をどう守るのかという観点から、歯科の技術評価を位置づけるべき。</li> <li>・国民に適切な医療・介護を効率的に提供するため、全身と口腔の関連(医科と歯科の連携)を視野に入れた医療・介護提供体制を示す。</li> <li>・適切な給付を享受するためには、すべての国民が応分の負担を分け合うことが必要であり、国民全体で医療・介護の仕組みを支える認識を醸成する必要がある。社会保障の「苦しみを分かち合う」という精神の核を国民が共有する国柄を作ることが求められる。</li> <li>・歯周病などは早期に見つけないと治療が困難になり、かえって医療費の増加を招く。保険免責制は、反対。</li> <li>・番号制度については、医療関係者や国民の間で議論が進んでいないと思う。丁寧な説明をお願いしたい。</li> </ul>
日本薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢社会の進展に伴い、社会保障制度の整備は不可欠であり、とりわけ生命関連の医療保険制度の堅持は国民にとって最重要事項である。</li> <li>・高齢者の増加による医療費などの社会保障費の増加は避けられない事実であり、やみくもな抑制策は合理的でない。</li> <li>・全ての国民が公平に負担をしつつ、高齢化の進行とそれに見合う財源の確保が必要である。</li> <li>・将来的にも安定した社会保障財源の確保が必要。少子高齢社会に対応するため、景気の動向による影響が相対的に低く、国民が広く薄く負担する税方式で財源を確保し、その財源は社会保障費のみに投入すべきである。</li> <li>・増加する社会保障費に対し、国庫負担の関与(補助率など)を高め、安定した社会保障制度を構築することが必要である。</li> <li>・必要な領域へ適切に医療が提供されるよう、保険医療給付の効率化や重点化を図りつつ、評価項目の適切な見直しを促進すべきである。</li> <li>・現行の評価療養、選定療養の積極的な活用を図るべきである。</li> <li>・医療・介護・福祉等を総合的に捉えて、給付と負担の在り方を踏まえ、より広域な地域の枠組みの構築を図るべきである。</li> <li>・改革にあたっては、給付と負担の公平性と、妥当性が確保された社会保障制度の設計が必要である。</li> <li>・薬剤師による管理指導により、飲み残し薬剤費が改善されるなどしており、薬剤師をはじめ、医療従事者の有効活用が重要。</li> <li>・外来患者は、いくつかの病院に掛かると、薬のコントロールができない。院外処方一人の薬剤師にまとめれば、必要な薬の整理はできる。かかりつけ薬局を推進したい。また、病院や地域の医療機関で薬剤師をチームの一員と位置づけてくれば、薬の管理は進む。</li> </ul>

※意見交換会に提出された資料及び発言・質疑応答をもとに、事務局で作成。

# 社会保障及び「共通番号」制度に関する アンケート調査結果

平成 2 3 年 4 月  
内閣官房社会保障改革担当室

# 目次

---

調査概要	P2	第2章 番号制度	P15
第1章 社会保障	P3	2-1. 番号制度導入に対する現在の意識について	P16
1-1. 現在の社会保障制度に対する満足度	P4	2-2. 番号制度導入についての認知度	P17
1-2. 社会保障制度の各分野に対する満足度	P5	2-3. 番号制度導入に対する必要度(1)	P18
1-3. 社会保障制度の各分野についての改革の緊急度	P6	2-4. 番号制度導入に対する必要度(2)	P19
1-4. 社会保障制度の問題点	P7	2-5. 個人情報保護に関する懸念(1)	P20
1-5. 今後の社会保障制度について	P8	2-6. 個人情報保護に関する懸念(2)	P21
1-6. 今後の給付と負担のバランスについて	P9	2-7. 個人情報保護に関する懸念(3)	P22
1-7. 今後の負担のあり方について	P10	2-8. 国家による監視・監督への懸念(1)	P23
1-8. 今後の給付のあり方について	P11	2-9. 国家による監視・監督への懸念(2)	P24
1-9. 今後の社会保障制度のあり方について	P12	2-10. 国家による監視・監督への懸念(3)	P25
参考:WEB一対比較評価法について	P13-14	2-11. 国家による監視・監督への懸念(4)	P26
		2-12. 第三者機関にについて	P27
		2-13. その他の懸念(1)	P28
		2-14. その他の懸念(2)	P29
		2-15. ICカードについて(1)	P30
		2-16. ICカードについて(2)	P31
		2-17. ICカードについて(3)	P32
		2-18. マイ・ポータルについて	P33

---

# 調査概要

- ◆ 調査目的: 社会保障制度についての課題、特に給付と負担のあり方などについて国民の意識を探るとともに、「共通番号」制度についての認知度や制度の導入に関する要望、懸念等を調査・分析する。
- ◆ 調査方法: インターネット上での調査。オンライン回答。
- ◆ 対象者: 20歳以上 男女
- ◆ エリア: 全国
- ◆ 回答者数: 3000人

※総務省統計局の人口推計における10歳階級別の人口構成比に近似

- ◆ 対象者の構成:

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	全体
男性	207	261	240	234	252	249	1443
女性	198	255	237	237	270	360	1557
計	405	516	477	471	522	609	3000

- ◆ 調査期間: 平成23年3月9日(水)～3月16日(水)
- ◆ 調査機関: 株式会社スパイア
- ◆ 報告書内の記述について

[SA]: 単一回答、[MA]: 複数回答、[3MA]: 3つ以内を選び回答、[FA]: 自由回答

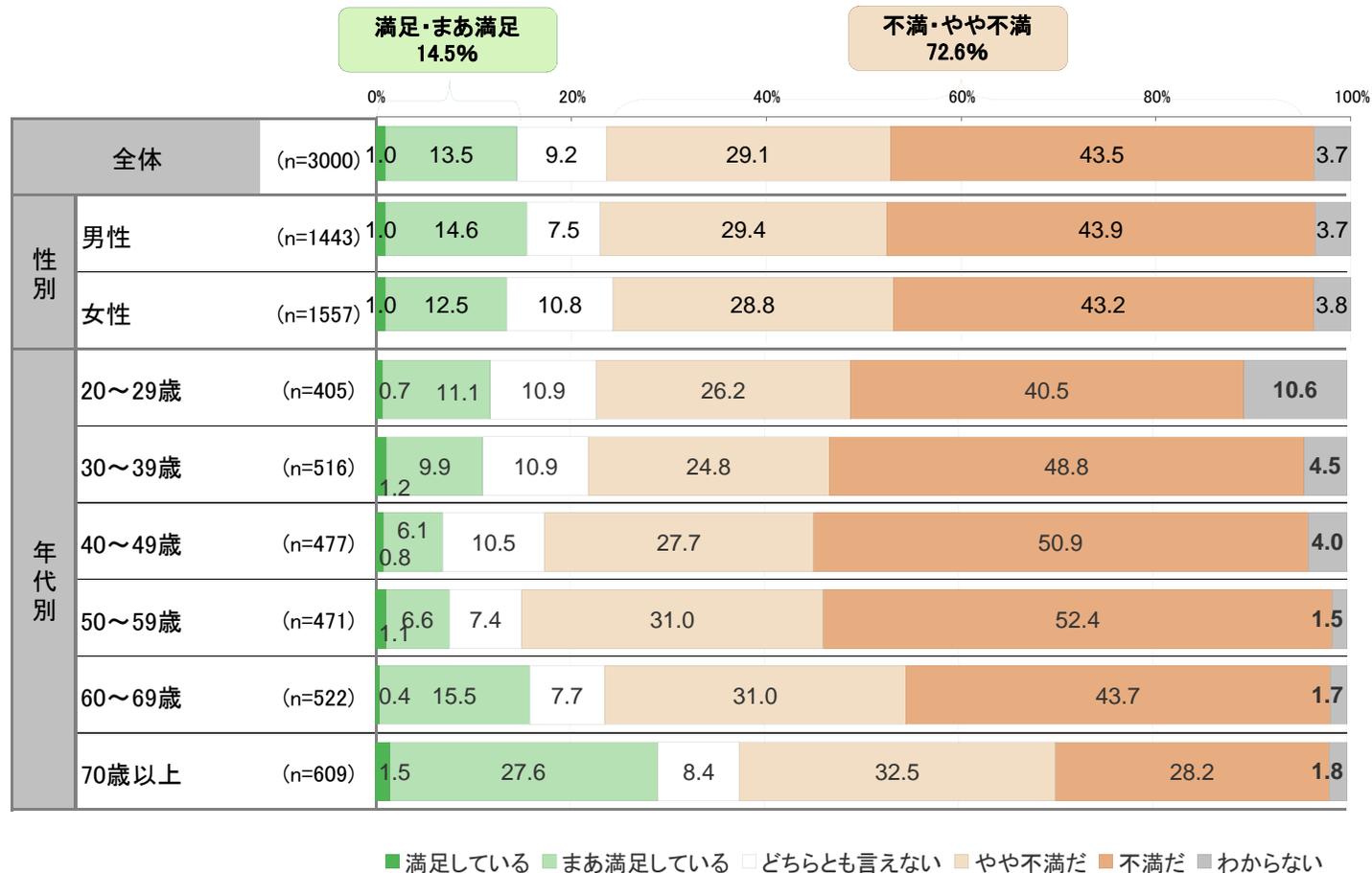
# 第1章 社会保障

---

# 1-1. 現在の社会保障制度に対する満足度

- 現在の社会保障制度に対する満足度は、「満足している」「まあ満足している」を合わせて14.5%。「不満だ」「やや不満だ」は72.6%と、満足度を大きく上回る。
- 年代によって評価が異なり、不満は20代から徐々に上昇し、50代でピークとなる。その後、60代・70歳以上では満足度が高くなり、70歳以上では満足度が3割近い。

質問. あなたは、全体として、現在の社会保障制度にどの程度満足していますか。[SA]

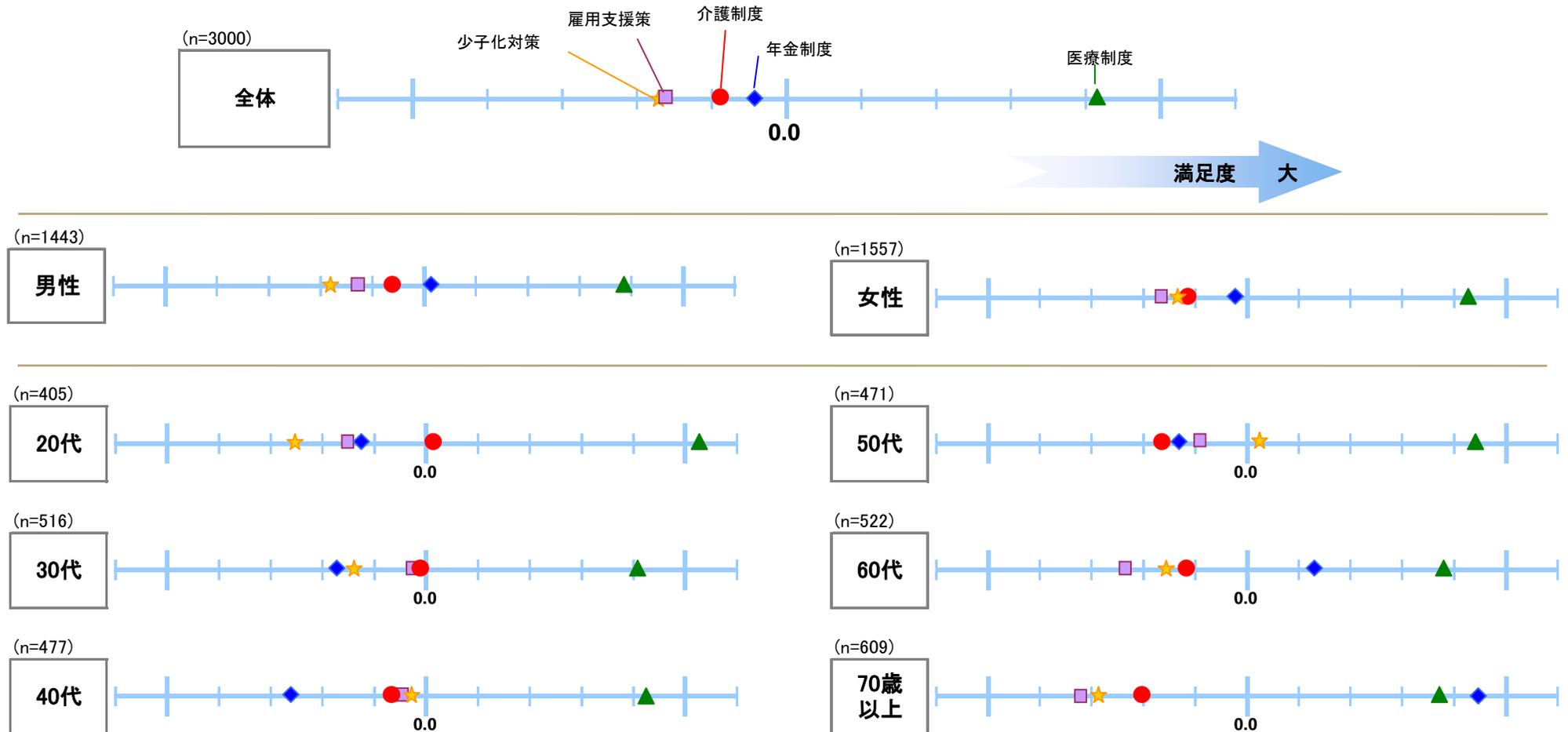


## 1-2. 社会保障制度の各分野に対する満足度

- 「年金制度」「医療制度」「介護制度」「雇用支援策」「少子化対策(子育て支援)」の5つの分野から2つずつ提示し、より満足している分野を選択してもらい、各分野に対する相対的な満足度を確認した。(Web一対比較法(P13-14参照)を用いて調査。)
- 「医療制度」については、男性・女性・各年代とも、満足度が高い。
- 70歳以上では、「医療制度」「年金制度」の満足度が高いのに対して、「介護制度」の満足度が低いことが特徴的。
- 20代では「少子化対策」の満足度が低い。また、50代では「介護制度」の満足度が低い。

質問. 以下の事柄について比較してお答えください。[SA]

【より満足している分野】 (「年金制度」「医療制度」「介護制度」「雇用支援策」「少子化対策(子育て支援)」から2つずつ提示)

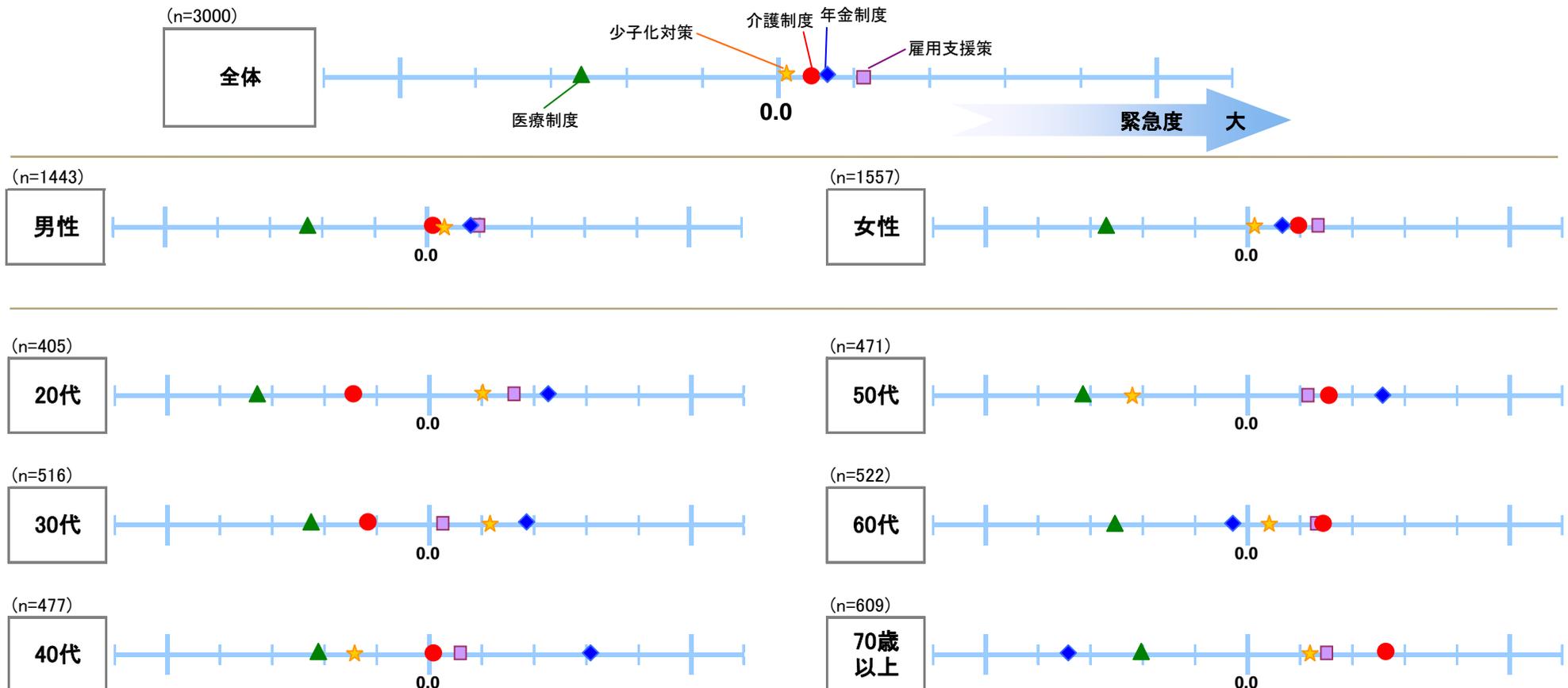


# 1-3. 社会保障制度の各分野についての改革の緊急度

- 「年金制度」「医療制度」「介護制度」「雇用支援策」「少子化対策(子育て支援)」の5つの分野から2つずつ提示し、より緊急に改革に取り組むべき分野を選択してもらい、各分野についての相対的な改革の緊急度を確認した。(Web一対比較法(P13-14参照)を用いて調査。)
- 全体では、「雇用支援策」が最上位であり、次に「年金制度」と続き、満足度の高い「医療制度」は低くなっている。
- 20代～50代では、より緊急に改革に取り組むべき分野として「年金制度」が最も多く選ばれている。
- 「介護制度」については、年代が高いほど緊急な改革に取り組むべきだと考える人が多い。
- 「少子化対策」については、20代・30代とともに、60代・70歳以上でも緊急な改革に取り組むべきだと考える人が多い。

質問. 以下の事柄について比較してお答えください。[SA]

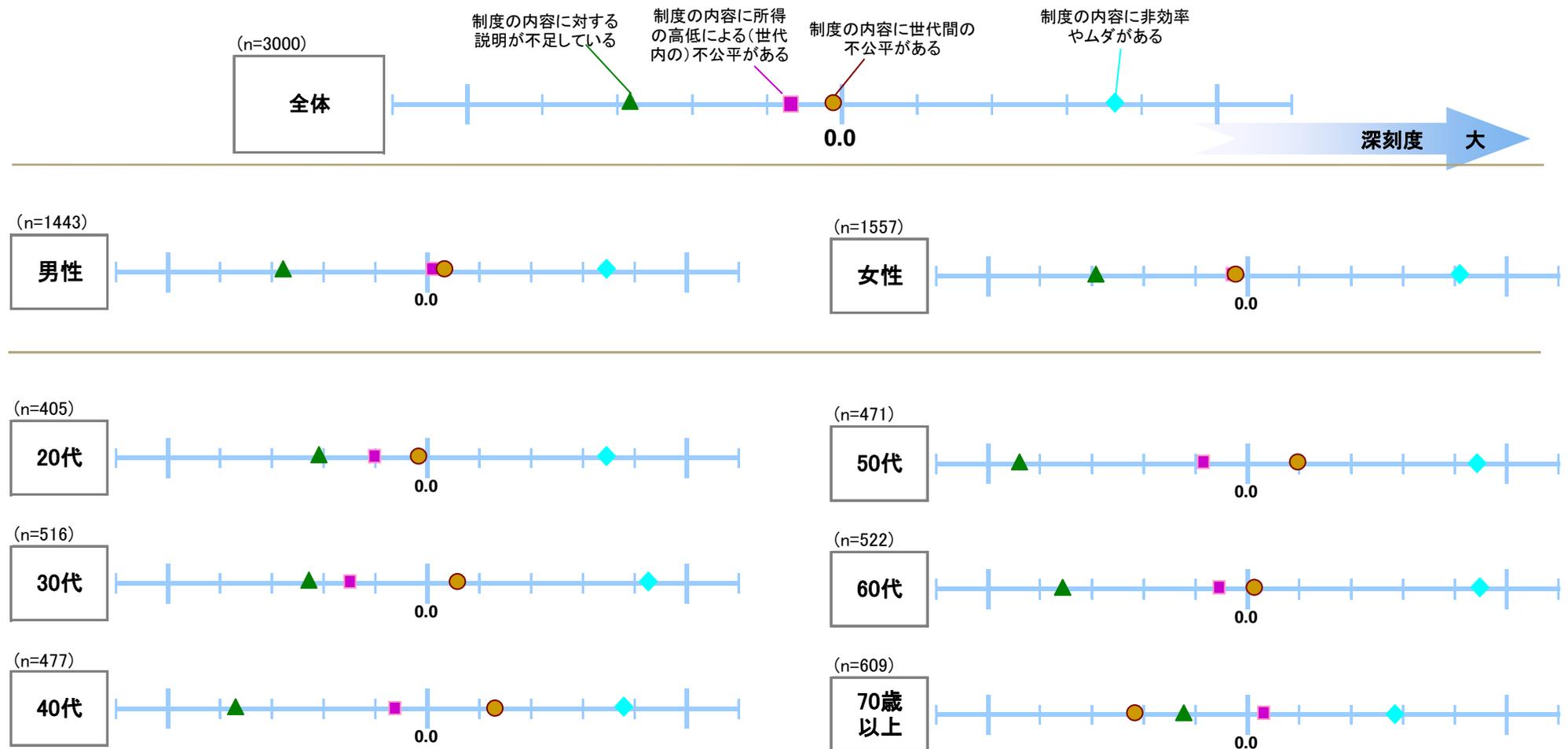
【より緊急に改革に取り組むべき分野】 (「年金制度」「医療制度」「介護制度」「雇用支援策」「少子化対策(子育て支援)」から2つずつ提示)



# 1-4. 社会保障制度の問題点

- 社会保障制度の問題点として、「制度の内容に世代間の不公平がある」「制度の内容に所得の高低による(世代内の)不公平がある」「制度の内容に非効率やムダがある」「制度の内容に対する説明が不足している」の4つから2つずつ提示し、より深刻であると思う方を選択してもらい、各選択肢を問題点とする意識の程度を確認した。(Web一対比較法(P13-14参照)を用いて調査。)
- 男性・女性・各年代とも、「制度の内容に非効率やムダがある」ということをより深刻な問題とする回答が最も多い。

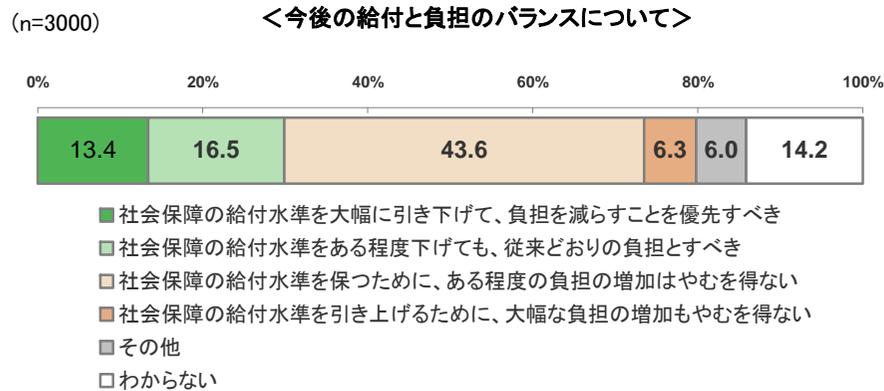
質問. 以下の2つの問題点を比較して深刻であると思う方をお答えください。[SA] (「制度の内容に世代間の不公平がある」「制度の内容に所得の高低による(世代内の)不公平がある」「制度の内容に非効率やムダがある」「制度の内容に対する説明が不足している」から2つずつ提示)



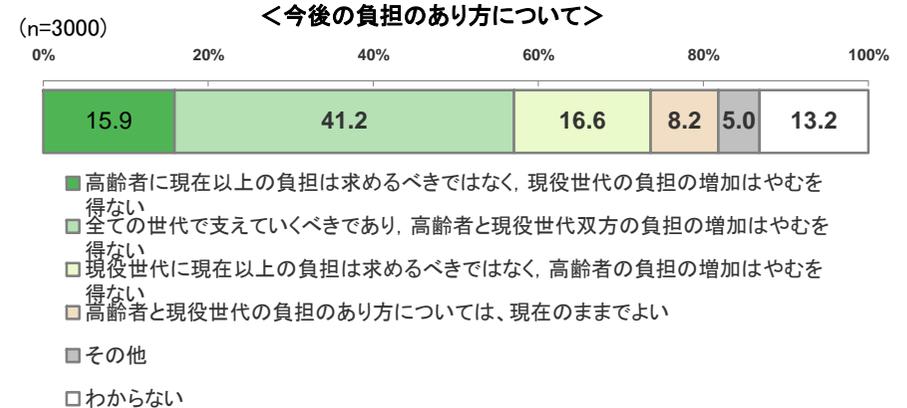
## 1-5. 今後の社会保障制度について

- 今後の社会保障制度の『給付と負担のバランス』に対する意識については、社会保障の給付水準の維持・引上げのために、負担増を容認する人が49.9%と、ほぼ半数を占める。
- 『今後の負担のあり方』としては、「全ての世代で支えていくべきであり、高齢者と現役世代双方の負担の増加はやむを得ない」が41.2%で最も多い。『今後の給付のあり方』としては、「雇用支援策、少子化対策など、現役世代の生活を支えることを現在よりも重視すべき」が44.8%で、高齢者の生活をより重視する意見を上回った。
- 今後の社会保障制度のあり方としては、「自分の生活は、基本的には自分でなんとかするが、(中略)足りない部分は社会保障でみてもらいたい」が61.1%で半数以上を占めた。

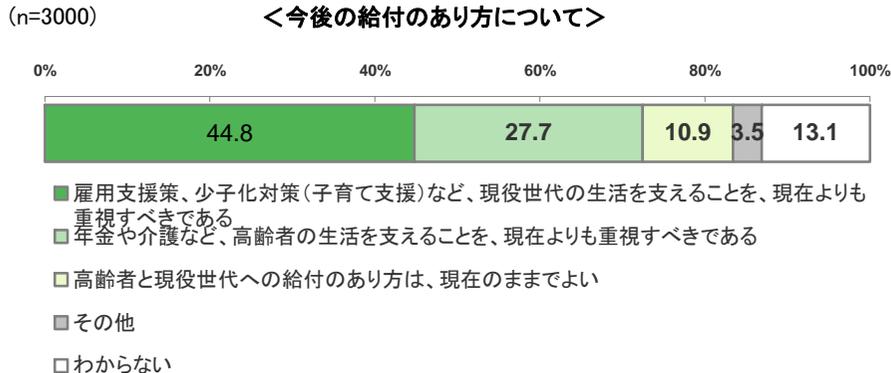
質問. 今後の社会保障の給付と負担のバランスについて、今後どのような方向をめざすべきだと思いますか。【SA】



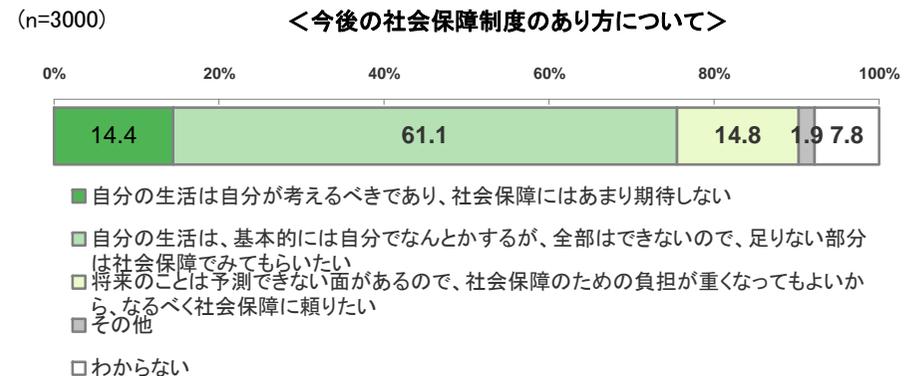
質問. 社会保障制度における高齢者と現役世代の負担のあり方について、今後どのような方向をめざすべきだと思いますか。【SA】



質問. 社会保障制度における高齢者と現役世代への給付のあり方について、今後どのような方向をめざすべきだと思いますか。【SA】



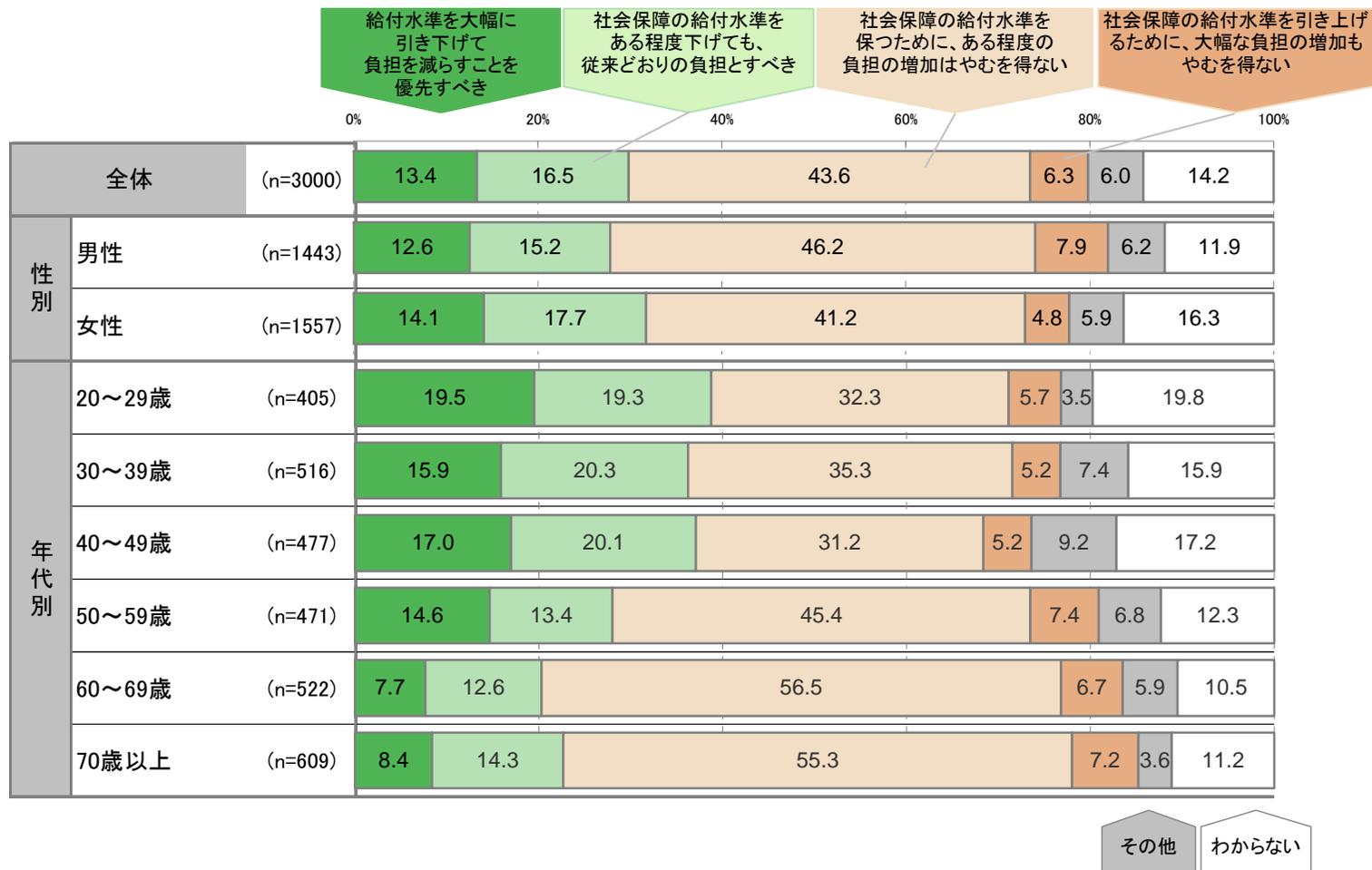
質問. 今後の社会保障制度のあり方について、あなたのお考えに近いものを1つだけお答え下さい。【SA】



## 1-6. 今後の給付と負担のバランスについて

- 今後の社会保障制度の給付と負担のバランスについて、全体としては、社会保障の給付水準を保つ又は引き上げるために負担の増加はやむを得ないとして負担増を容認する人が、給付水準を引き下げても負担を従来どおり又は減らすことを優先すべきと考える人よりも多い。
- 50代以上では、給付水準の維持・引上げのために負担増を容認する回答が5割強～6割強であるが、給付水準を引き下げても負担を維持・削減すべきとの回答が、2割～3割に止まる。一方、20代～40代では、給付水準を引き下げても負担を維持・削減すべきとの回答と、給付水準の維持・引上げのために負担増を容認する回答が、ほぼ同じ程度である。

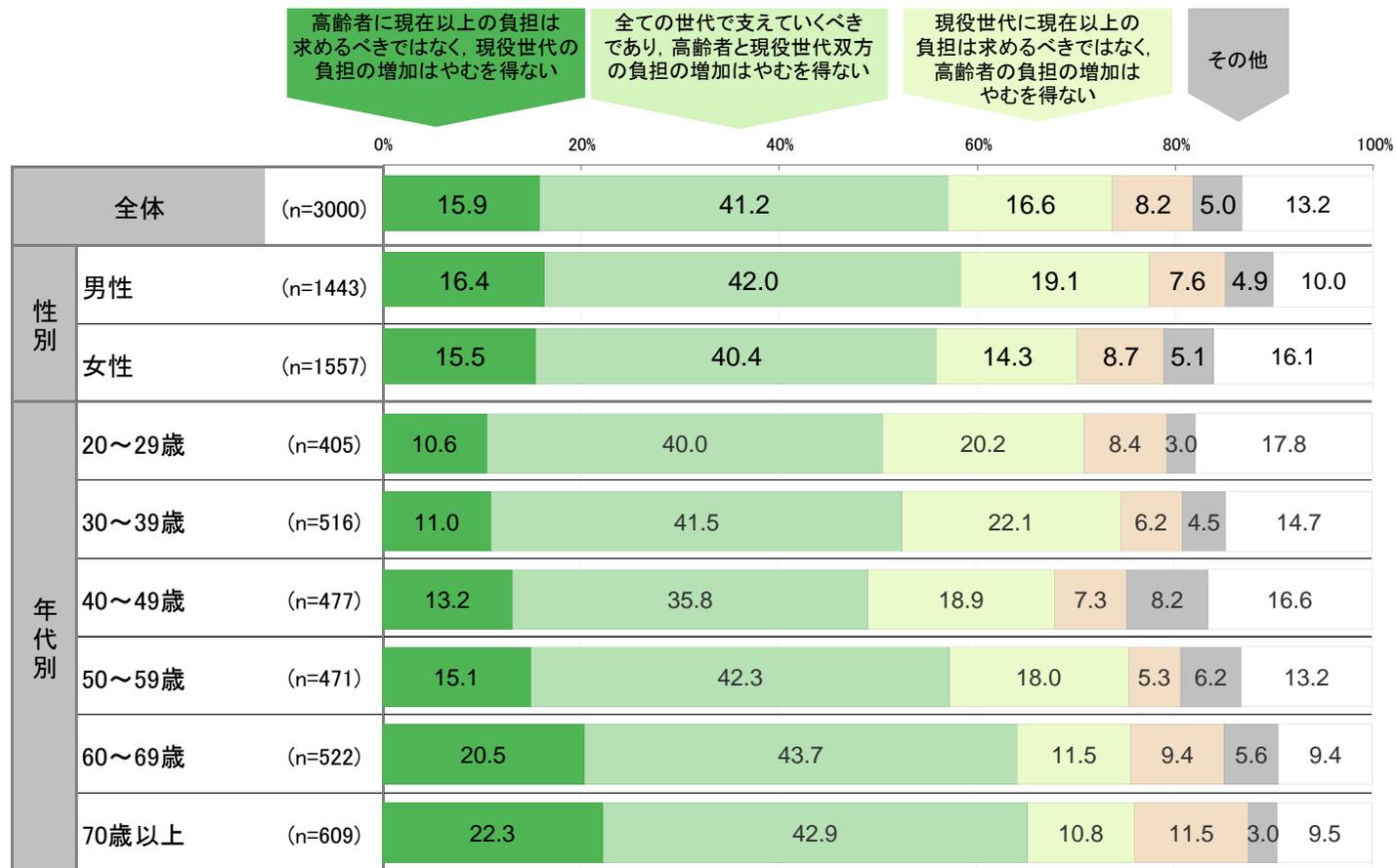
質問. 今後の社会保障の給付と負担のバランスについて、今後どのような方向をめざすべきだと思いますか。[SA]



# 1-7. 今後の負担のあり方について

- 今後の社会保障制度の負担に対する考え方は、男性・女性・各年代ともに「全ての世代で支えていくべきであり、高齢者と現役世代双方の負担の増加はやむを得ない」が4割前後で最も高い。
- 次いで、50代以下では「現役世代に現在以上の負担を求めるべきではなく、高齢者の負担の増加はやむを得ない」が、60代以上では「高齢者に現在以上の負担は求めるべきではなく、現役世代の負担の増加はやむを得ない」という意見がそれぞれ高い。

質問. 社会保障制度における高齢者と現役世代の負担のあり方について、今後どのような方向をめざすべきだと思いますか。[SA]



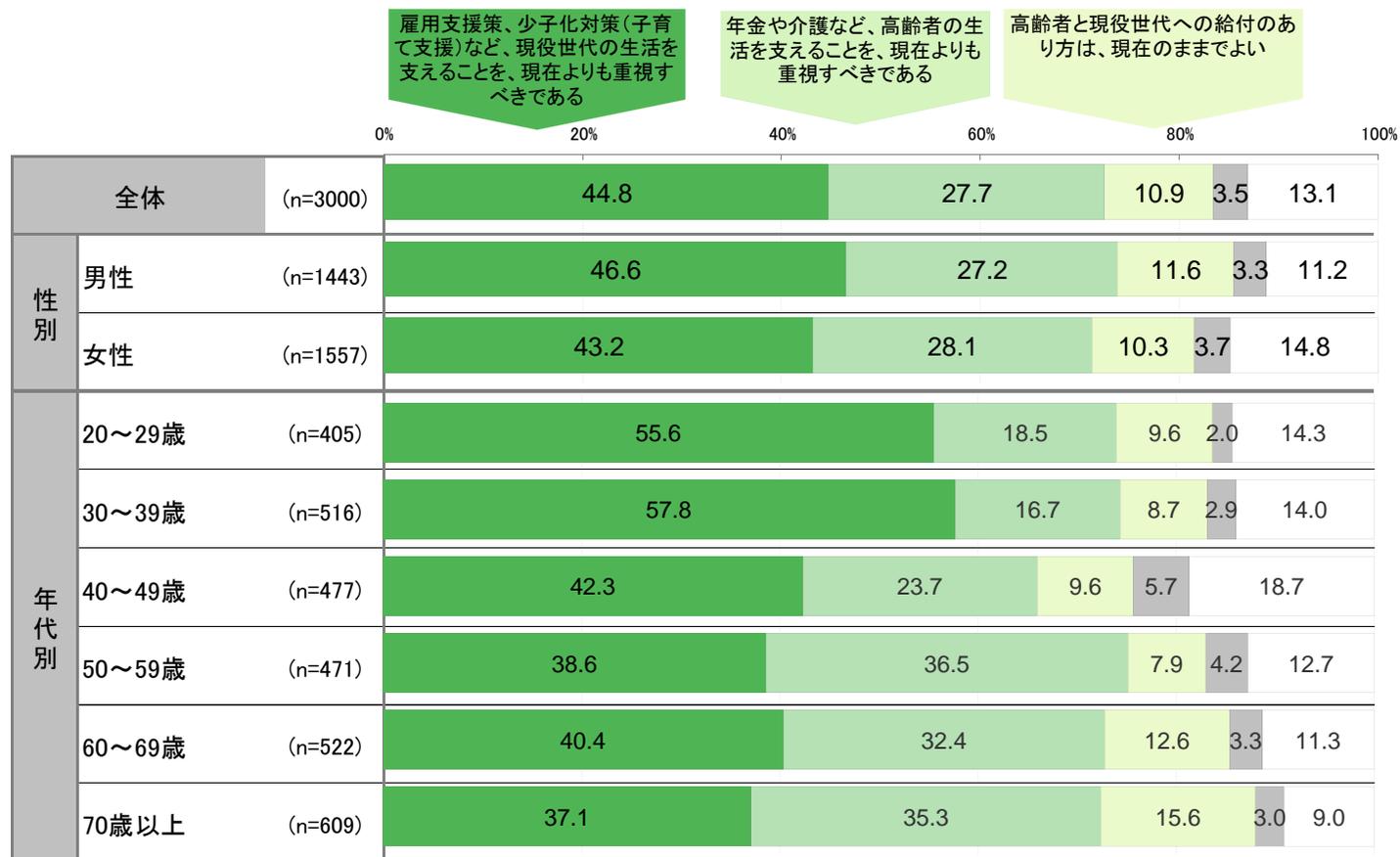
高齢者と現役世代の負担のあり方については、現在のままでよい

わからない

## 1-8. 今後の給付のあり方について

- 今後の社会保障制度の給付のあり方は、男性・女性・各年代ともに、「雇用支援策、少子化対策など、現役世代の生活を支えることを現在よりも重視すべきである」が最も高く、20代・30代ではそれぞれ5割を超えており、特に高い。
- 40代以降では、「年金や介護など、高齢者の生活を支えることを現在よりも重視すべきである」が占める割合が高まる。特に40代から50代にかけては高まりが特に大きい。

質問. 社会保障制度における高齢者と現役世代への給付のあり方について、今後どのような方向をめざすべきだと思いますか。[SA]

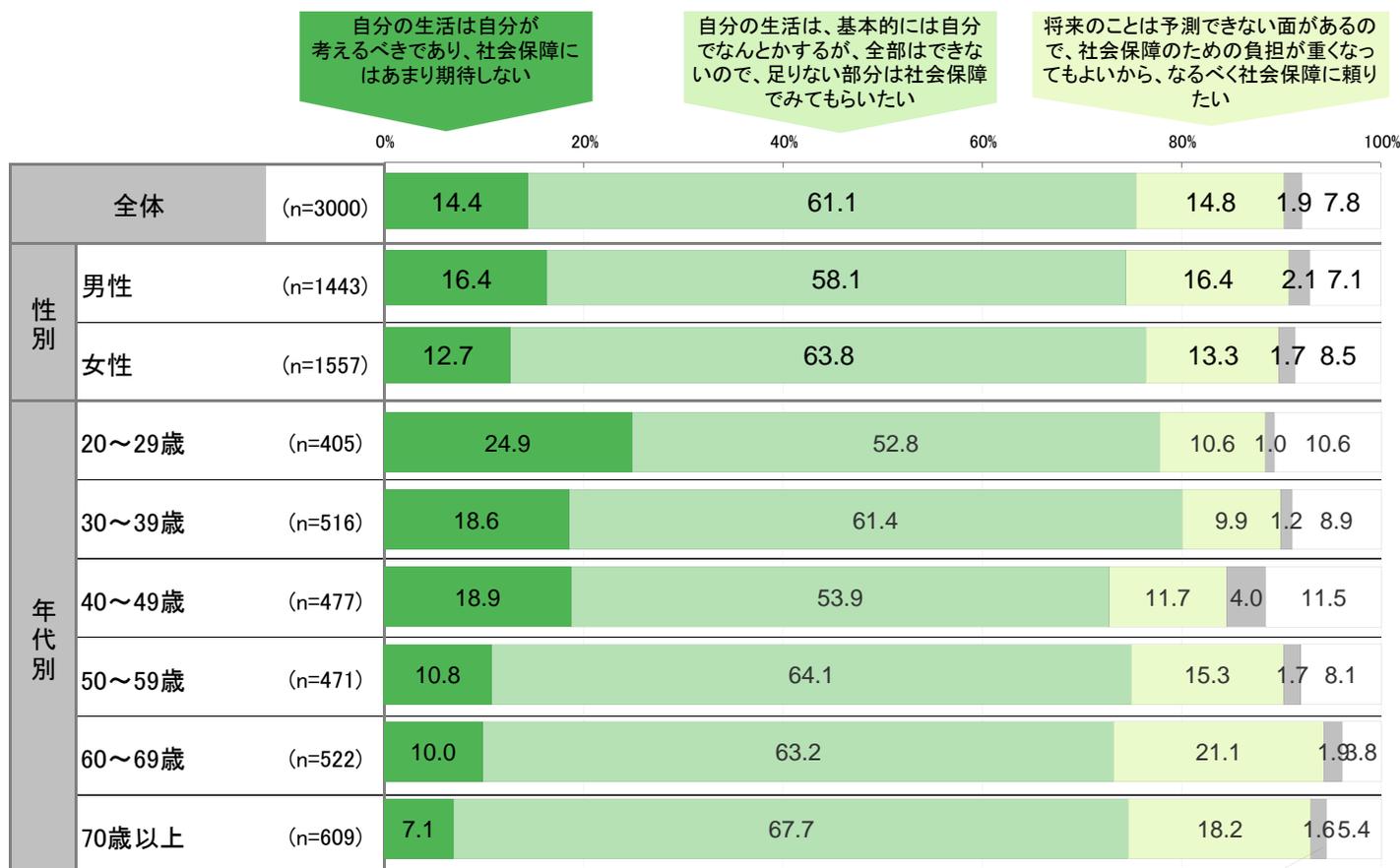


その他 わからない

## 1-9. 今後の社会保障制度のあり方について

- 今後の社会保障制度のあり方としては、「自分の生活は自分でなんとかするが、足りない部分は社会保障でみてもらいたい」という回答が、男性・女性・各年度ともに最も多い。
- 20代から40代にかけては「自分の生活は自分が考えるべきであり、社会保障にはあまり期待しない」という考えが比較的多く、特に20代では全体の4分の1を占めている。50代以上ではこの考え方は減少し、「将来のことは予測できない面があるので、社会保障のための負担が重くなってもよいから、なるべく社会保障に頼りたい」が比較的多い。

質問. 今後の社会保障制度のあり方について、あなたのお考えに近いものを1つだけお答え下さい。[SA]



その他 わからない

# 参考: WEB一対比較評価法について

- よく行われている順位法と絶対評価法

## <順位法>

Q.あなたは、以下のAからEの中で、最も利用しているものはどれですか。1つお選びください。

<input type="radio"/>	A
<input type="radio"/>	B
<input type="radio"/>	C
<input type="radio"/>	D
<input type="radio"/>	E

### メリット

- ✓回答者が選択しやすい

### デメリット

- ✓1つしか選択できないため、残りの選択肢に対する評価の程度がわからない

## <絶対評価法>

Q.あなたは、以下のAからEについてどの程度利用していますか。それぞれについてあなたのお考えに近いものを1つお選びください。

		利用している	まあ利用している	あまり利用していない	利用していない
A	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
C	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
D	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
E	→	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

### メリット

- ✓AからE全ての項目に対する評価の程度がわかる

### デメリット

- ✓多段階評価のため、設問数や評価項目が多い場合に回答者の負担が大きくなる
- ✓同じ評価を受けたもの同士の差が明確でない

順位法と絶対評価法の両方の課題を解決した方法が

## 「※WEB一対比較評価法」

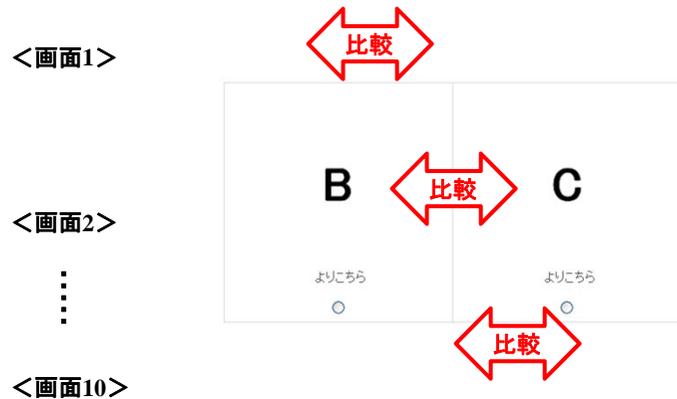
※2つの対象物に対する比較評価を連続的に行うことにより、評価の順位と程度が分かる方法。  
さらにWEBを用いることにより、設問のランダム表示が可能となり、より精度の高い分析が可能となる。

# 参考: WEB一対比較評価法について

## • WEB一対比較法

### <画面イメージ>

Q.以下の2つの問題点を比較して、より●●であると思う方をお答えください。(1つだけ)



①対象物を2つ抽出し、横に並べてどちらがふさわしいかを回答者  
に選択してもらいます。

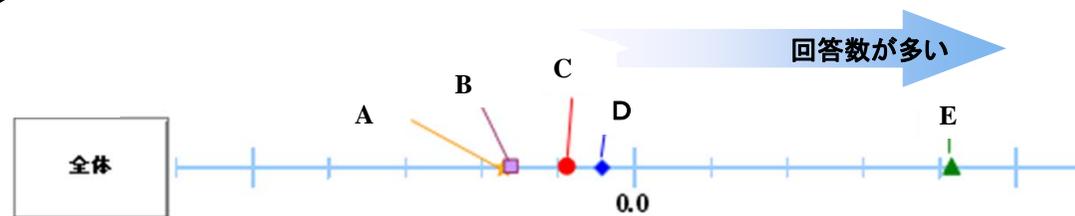
②これを全組合せについて繰り返し行います。  
(ここではAからEの5つが対象なので、全組合せは10通り)

### WEB一対比較法のメリット

✓2つの比較なので、回答者にとって迷いが少なく、回答ができる

✓全組合せについて、評価することが可能であり、明確に評価の順位  
を算出できる。また、一軸上で表すことができる。

### <アウトプットイメージ>



- 全組合せについて確認したそれぞれの対象物の選択率(ここでは「利用している」)をもとに、各対象物を一軸上に並べます。
- 軸上の「0.0」は、回答者による選択率がちょうど5割であることを意味しており、「0.0」より右側が選択率が5割より高く、左側が5割より低いということを意味しています。つまり、評価対象が右にあるほど、より多くの回答者を選択されていることを表しています。
- また、対象物間の間隔が広いほど、その指標の度合いに開きがあることを表しています。

## 第2章 番号制度

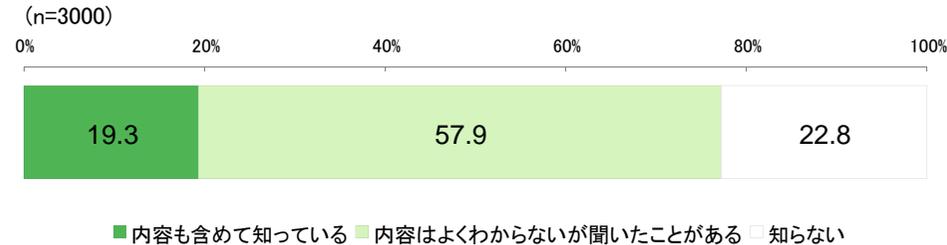
---

## 2-1. 番号制度導入に対する現在の意識について

- 社会保障・税に関わる番号制度の導入検討については、「内容も含めて知っている」は19.3%。「内容はよくわからないが聞いたことがある」は57.9%で、合わせると8割近くに認知されている。
- 認知者の認知経路としては「テレビ・ラジオ」(71.5%)が最も高く、次に「新聞報道」(61.1%)が高い。
- 先進諸外国の番号制度導入についての認知度は、「内容も含めて知っている」が16.5%、「内容はよくわからないが聞いたことがある」が55.8%である。
- 番号制度の必要度については、「必要だと思う」(26.2%)、「どちらかといえば必要だと思う」(44.2%)を合わせると70.4%である。

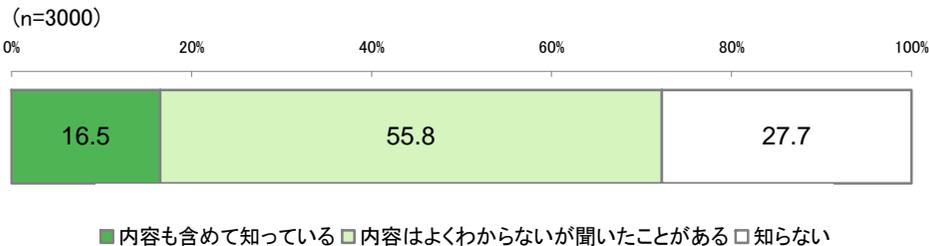
質問. 現在、政府で社会保障・税に関わる番号制度の導入が検討されていることについて、あなたはご存知ですか。【SA】

<番号制度導入検討についての認知度>



質問. 先進諸外国では、多くの国で既に番号制度が導入されています(例: アメリカ・社会保障番号、スウェーデン・共通番号、韓国・住民登録番号など)。あなたは、このことについてご存知ですか。【SA】

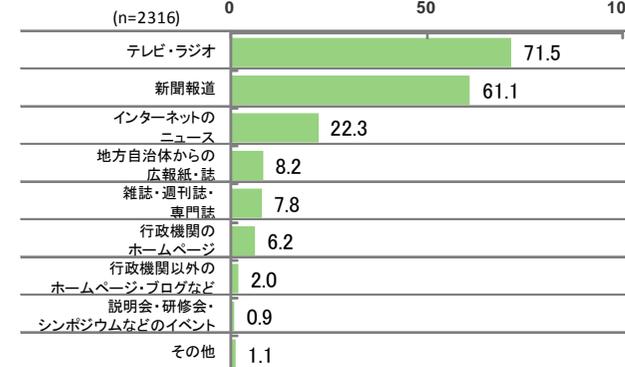
<先進諸外国における番号制度導入の認知度>



質問. あなたは、社会保障・税に関わる番号制度の導入が検討されていることをどのようにして知りましたか。あてはまるものをすべてお選びください。【MA】

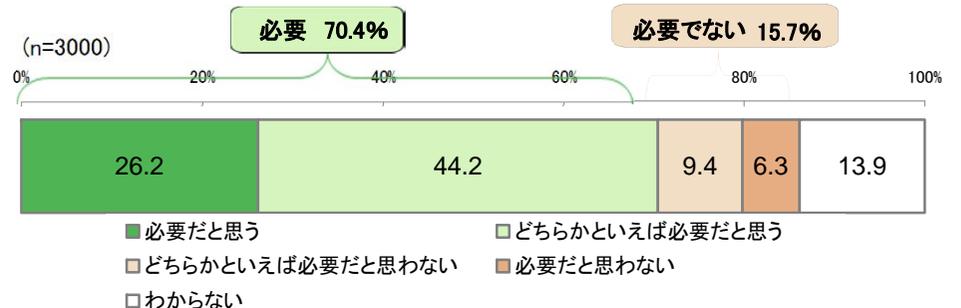
<番号制度導入の認知経路>

※ 導入について「内容も含めて知っている」「内容はよくわからないが聞いたことがある」回答者



質問. あなたは、日本でも共通番号制度が必要だと思いますか。【SA】

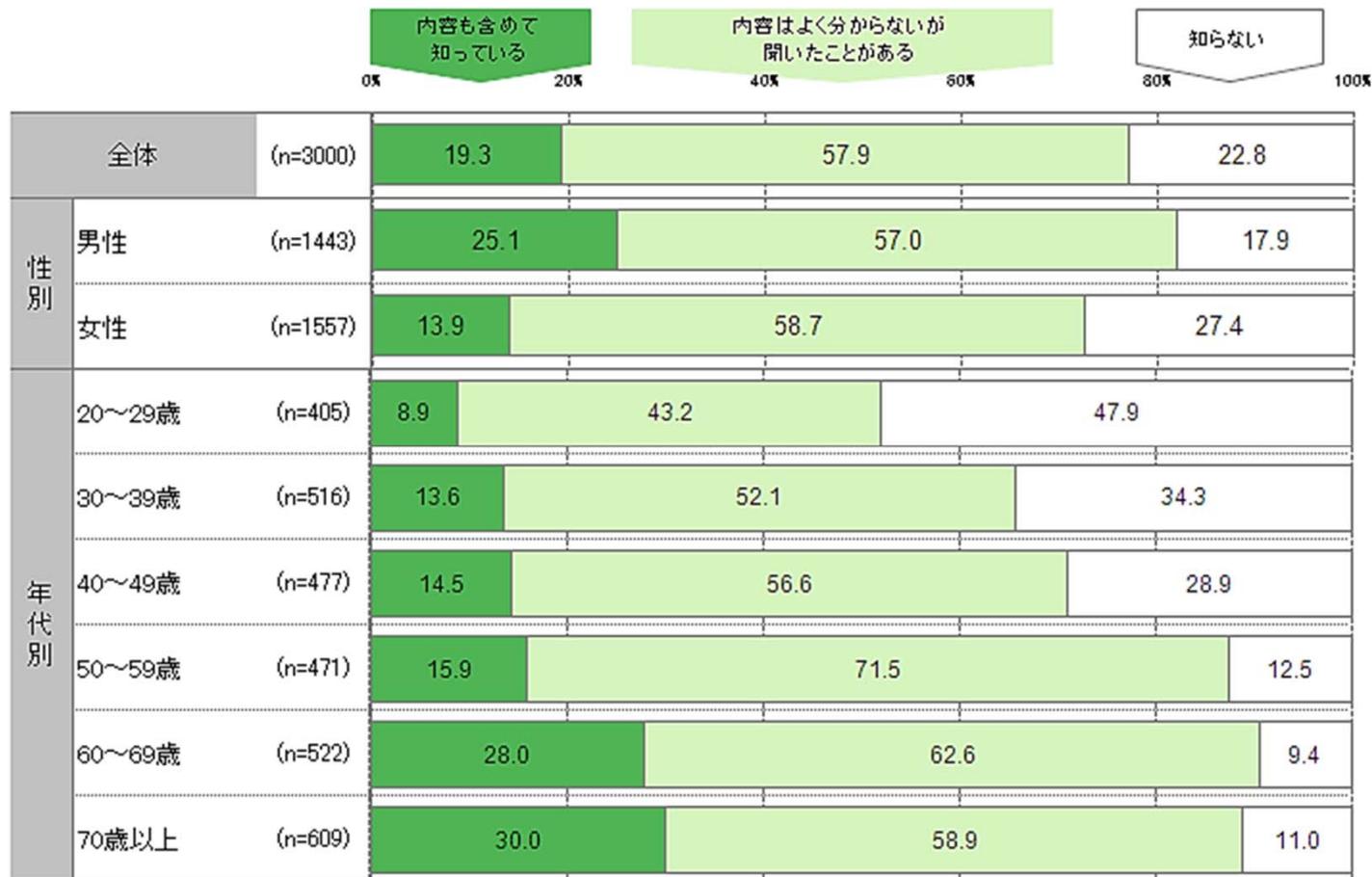
<番号制度必要度>



## 2-2. 番号制度導入についての認知度

- 番号制度導入が検討されていることについての認知度は、女性より男性で高い。「内容を含めて知っている」は男性25.1%に対し、女性は13.9%である。
- 年代が高くなるほど、認知度も高くなる傾向がある。20代では、「内容も含めて知っている」(8.9%)、「内容はよく分からないが聞いたことがある」(43.2%)を合わせて5割程度であるのに対し、50代以降では9割前後を占めている。
- 60代以上では、「内容も含めて知っている」が約3割と他年代と比べて認知度が高い。

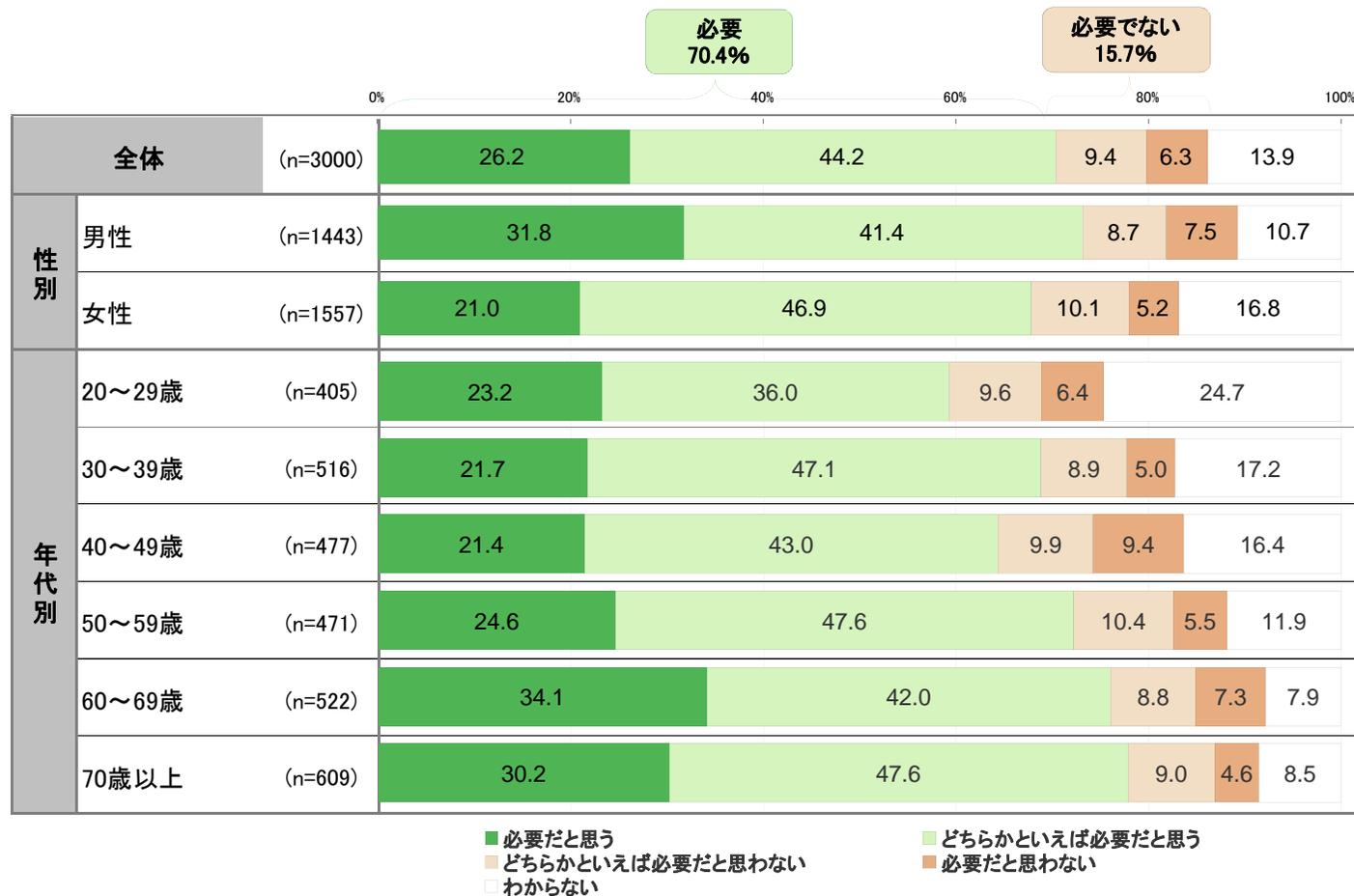
質問. 現在、政府で社会保障・税に関わる番号制度の導入が検討されていることについて、あなたはご存知ですか。[SA]



## 2-3. 番号制度導入に対する必要度(1)

- 番号制度の導入を「必要だと思う」のは、男性で高く31.8%。女性では「わからない」が16.8%と、男性に比べて高い。
- 年代別では、60代以上で必要度が高く、60代、70代ともに「必要だと思う」が3割を超える。
- 「わからない」は20代では24.7%を占め、年代が若いほど高い傾向がある。「必要だと思わない」あるいは「どちらかといえば必要だと思わない」は、年代を問わず1~2割存在する。

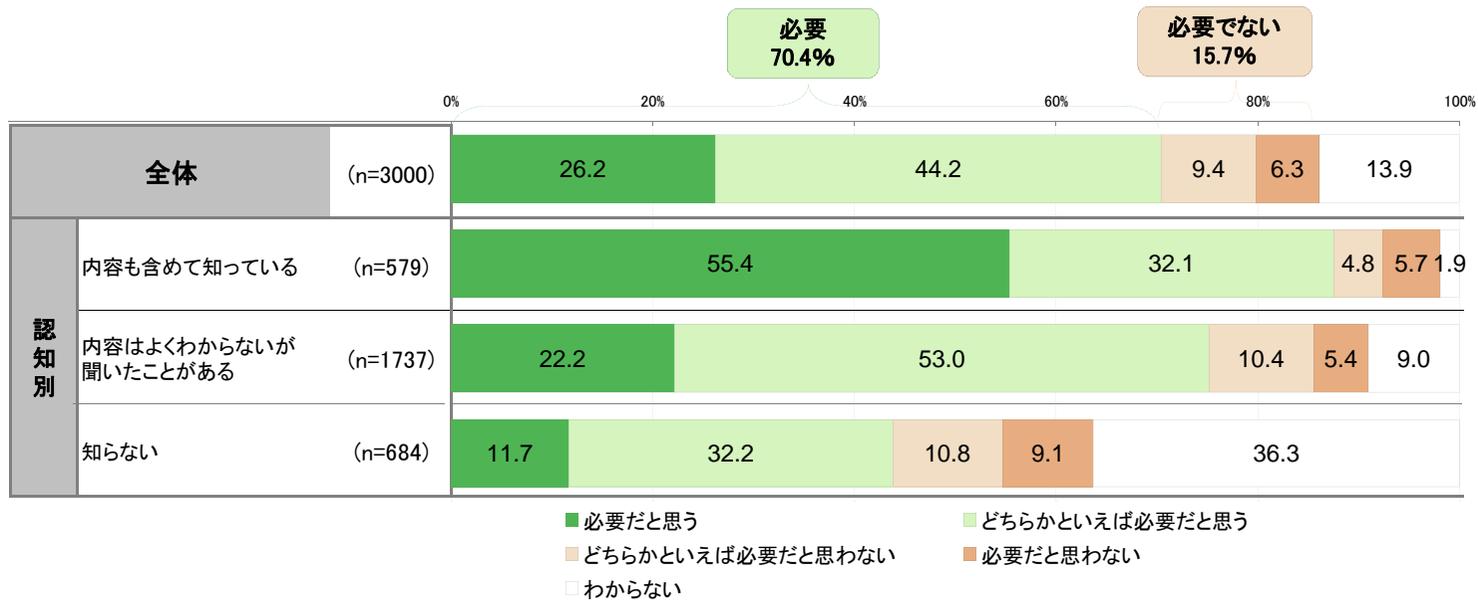
質問. あなたは、日本でも共通番号制度が必要だと思いますか。[SA]



## 2-4. 番号制度導入に対する必要度(2)

- 番号制度の導入検討についての認知が高いほど、必要度も高い。内容も含めて知っている層では、「必要だと思う」が55.4%であり、「どちらかといえば必要だと思う」(32.1%)を合わせると約9割が必要であると思っている。
- 番号制度の導入検討について知らない層では、「必要だと思う」は11.7%と低く、認知の有無による差が明らかである。

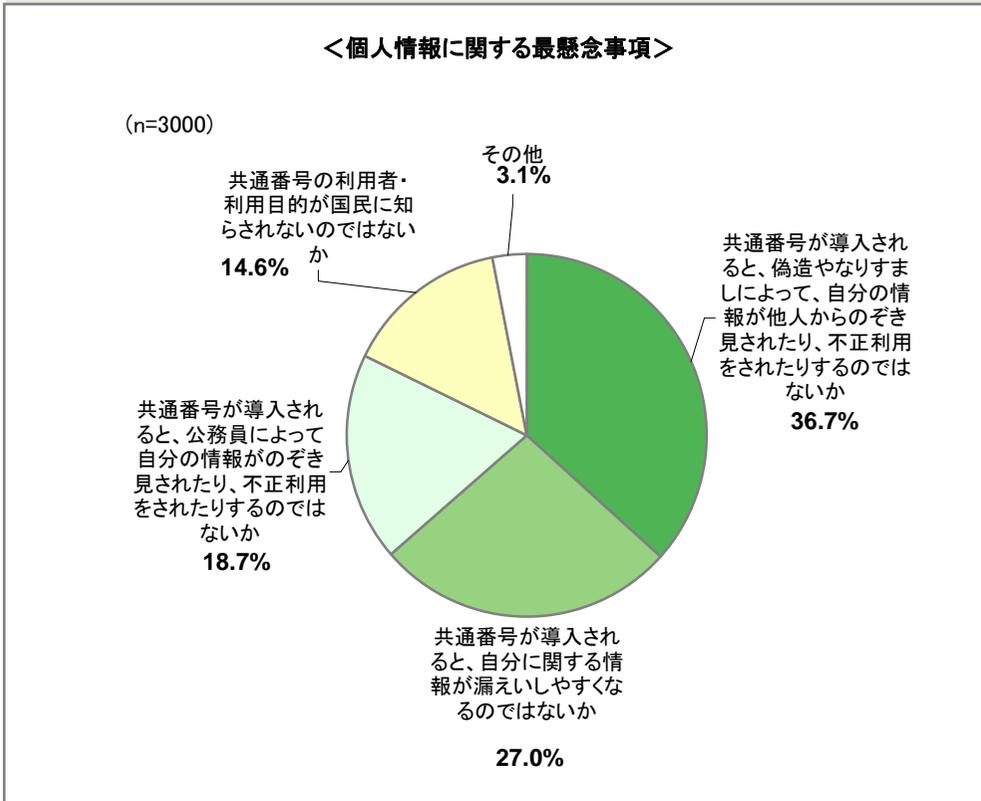
質問. あなたは、日本でも共通番号制度が必要だと思いますか。[SA]



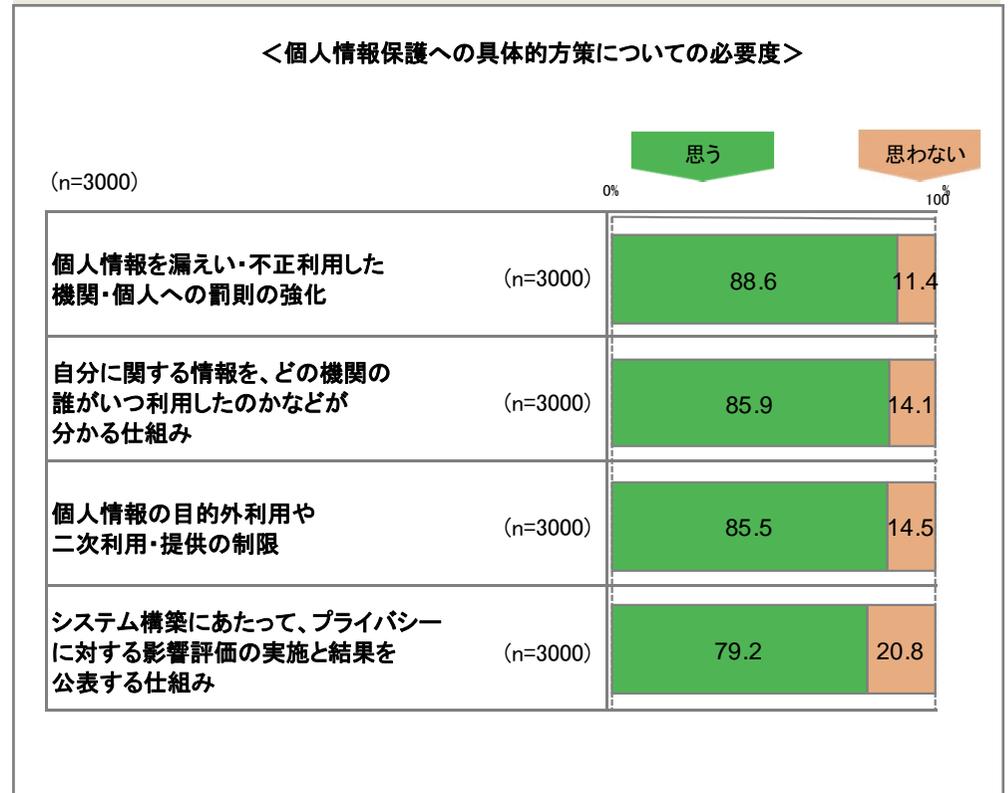
## 2-5. 個人情報保護に関する懸念(1)

- 番号制度導入にともなう、個人情報保護に関する最も懸念することは、「偽造やなりすましによって、自分の情報が他人からのぞき見されたり、不正利用をされたりするのではないか」で36.7%を占める。次に、「自分に関する情報が漏えいしやすくなるのではないか」(27.0%)が続く。
- 個人情報保護に向けた具体的対策について、以下の4つの項目(その他はここでは除く)について必要性を調査した。その結果、ほとんどの項目で8割以上が「思う」と回答し、高い必要性を感じている。
- 最も必要性が高いと感じられたのは「個人情報の漏えい・不正利用した機関・個人への罰則の強化」(88.6%)で、次いで「自分に関する情報を、どの機関の誰がいつ利用したのかなどが分かる仕組み」(85.9%)、「個人情報の目的外利用や二次利用・提供の制限」(85.5%)と続く。

質問. 共通番号制度の導入にあたり、個人情報保護に関して、あなたがもっとも懸念することは何ですか。[SA]



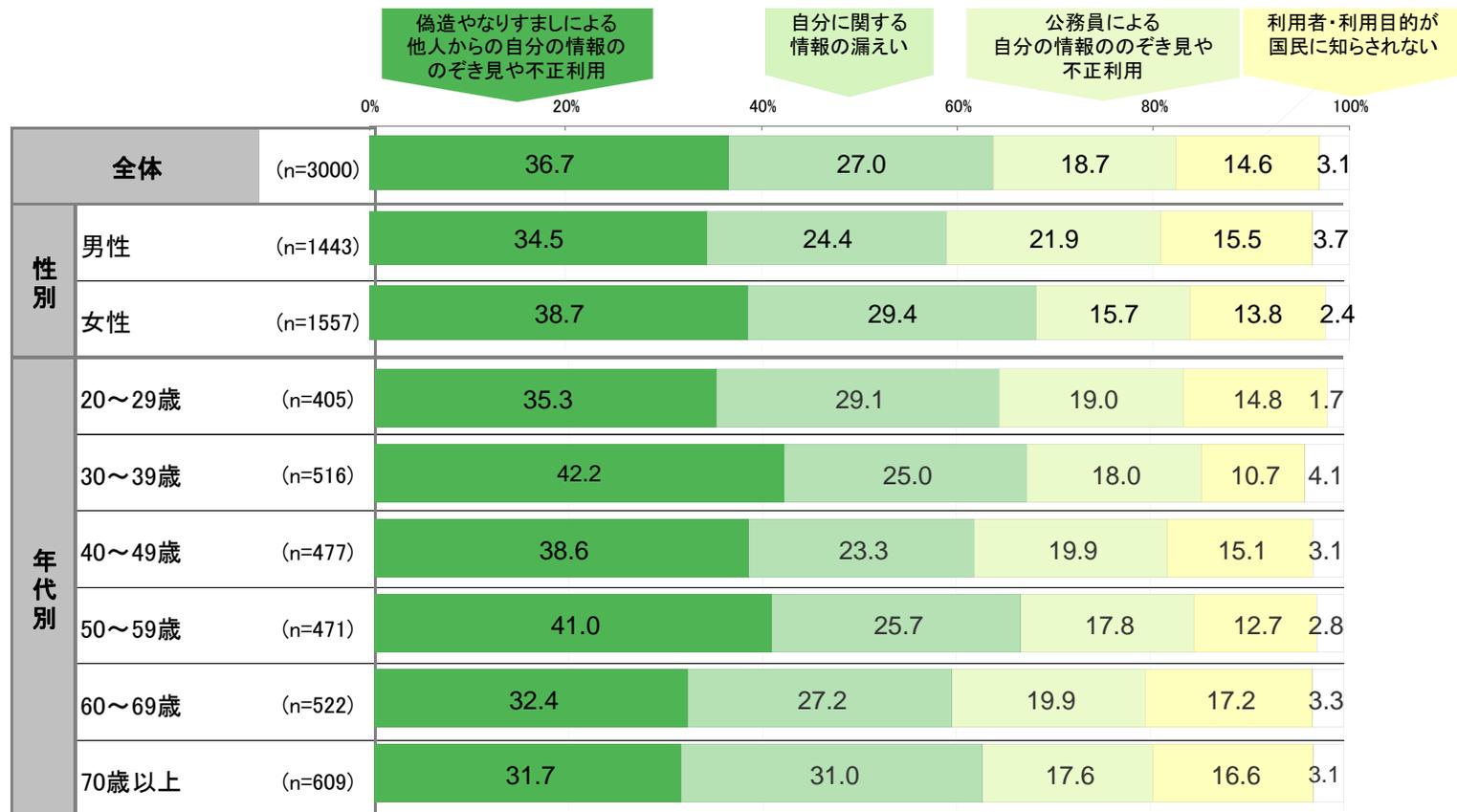
質問. 共通番号制度が導入された場合、個人情報保護の具体的方策として、下記の項目について検討しています。あなたは、それぞれの項目について必要だと思いますか。[SA]



## 2-6. 個人情報保護に関する懸念(2)

- 全体で最も高い「偽造やなりすましによる他人からの自分の情報ののぞき見や不正利用」は、男性(34.5%)より女性(38.7%)でやや高い。男性では、「公務員による自分の情報ののぞき見や不正利用」(21.9%)が女性(15.7%)と比べて高い。
- 年代別では、30代と50代で「偽造やなりすましによる他人からの自分の情報ののぞき見や不正利用」がやや高く、60代以降では低くなる。
- 60代以降では、「利用者・利用目的が国民に知らされない」が他層と比べてやや高い。

質問. 共通番号制度の導入にあたり、個人情報保護に関して、あなたがもっとも懸念することは何ですか。[SA]

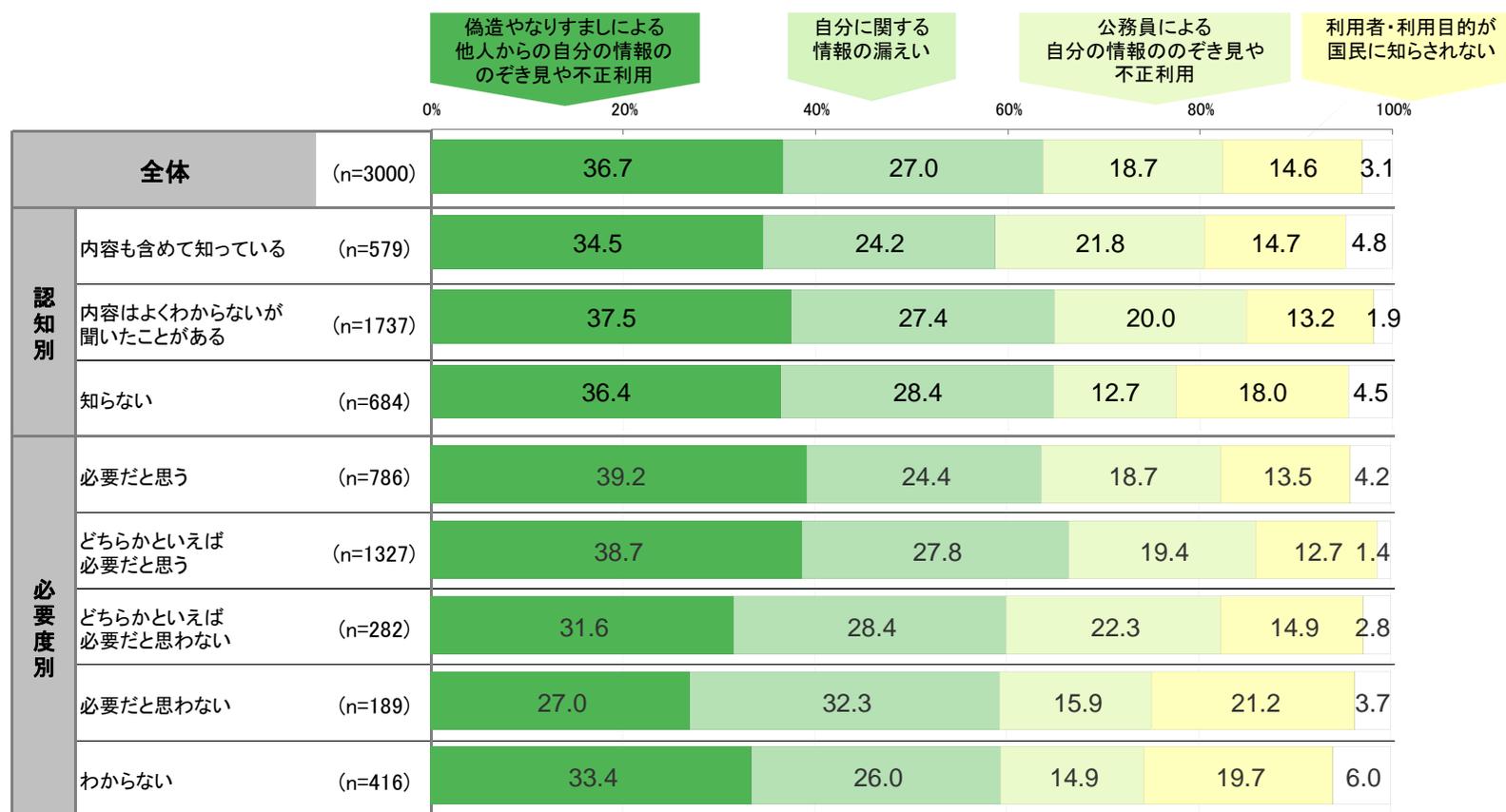


その他

## 2-7. 個人情報保護に関する懸念(3)

- 「偽造やなりすましによる他人からの自分の情報ののぞき見や不正利用」は、番号制度認知別では大差ないが、必要度別では必要度が高い人ほど懸念する傾向が見られる。
- 番号制度を「必要だと思わない」層では、「自分に関する情報の漏えい」の懸念が32.3%と高い。

質問. 共通番号制度の導入にあたり、個人情報保護に関して、あなたがもっとも懸念することは何ですか。[SA]

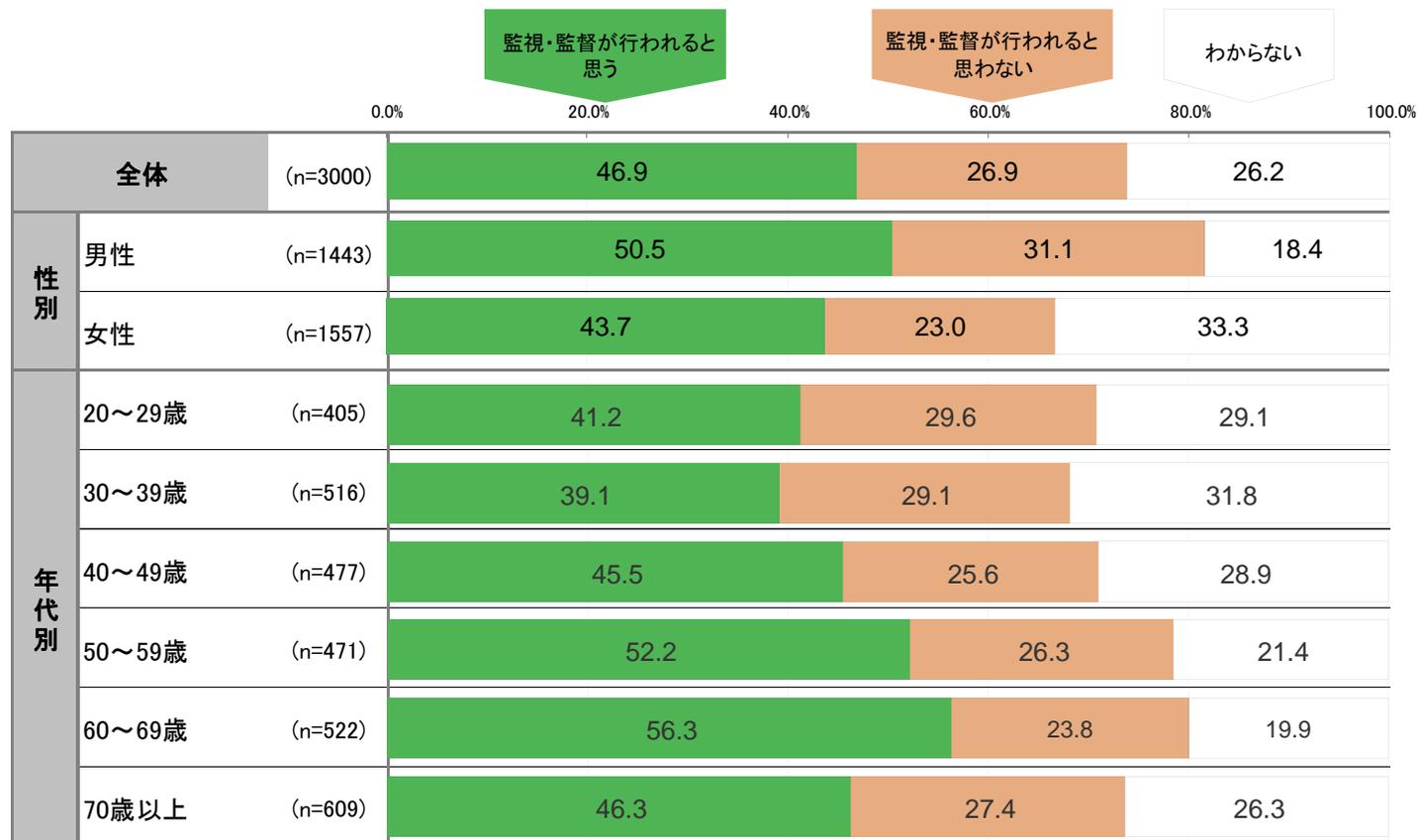


その他

## 2-8. 国家による監視・監督への懸念(1)

- 番号制度の導入により、国家によって国民が監視・監督が行われると思うかどうかでは、全体の46.9%が「思う」と回答している。
- 番号制度の導入で国家による国民の監視・監督については、女性より男性の方が行くと「思う」(50.5%)意識が強い。男性は同時に「思わない」(31.1%)割合も女性より高く、「わからない」は少ない。女性は「わからない」が3割を超え、男女差がある。
- 年代別では60代で、国家による監視・監督が行われると「思う」人が56.3%と最も高い。

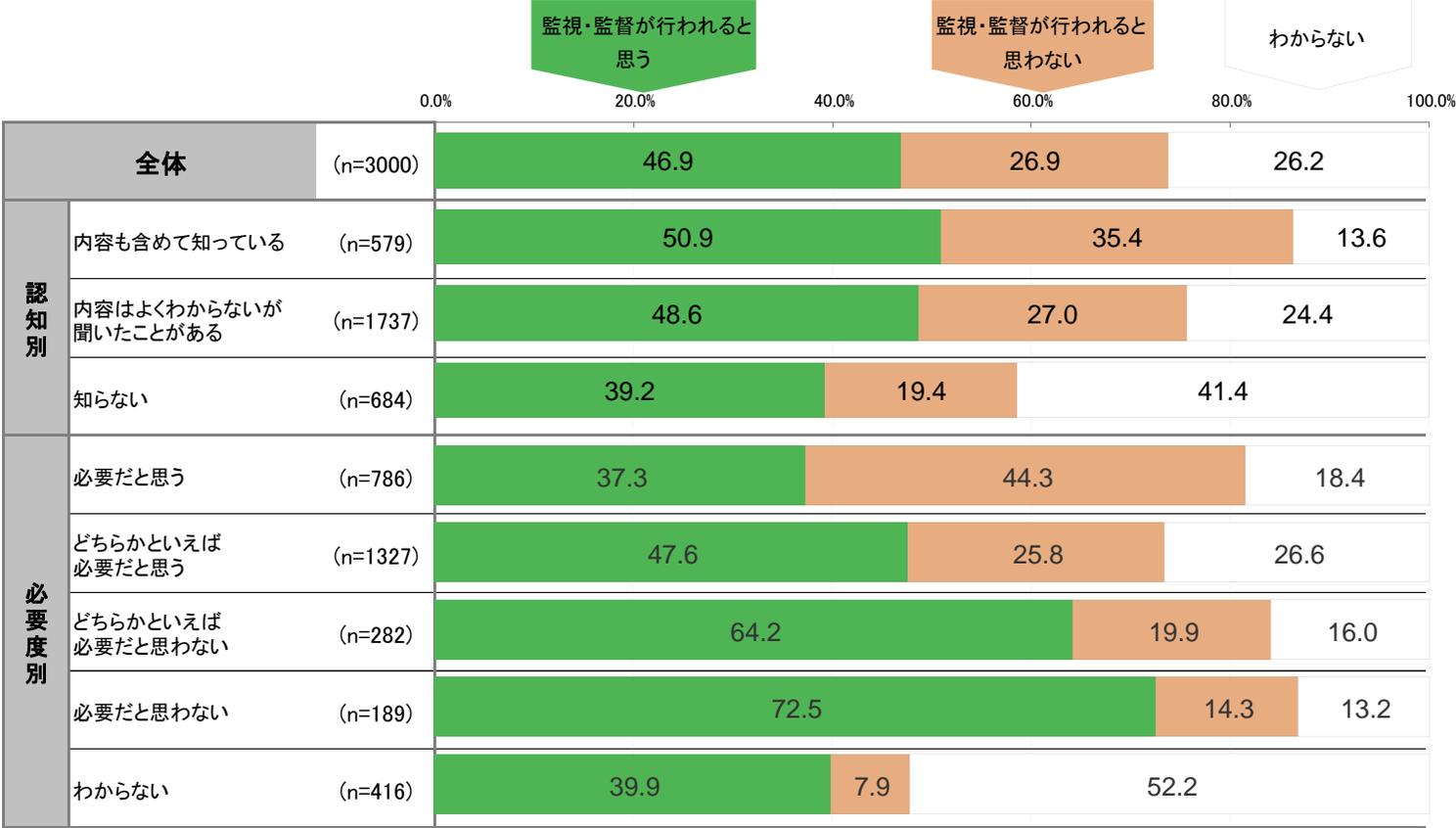
質問. 共通番号制度が導入されると、あなたは、国家による国民の監視や監督が行われるのではないかと思いますか。[SA]



## 2-9. 国家による監視・監督への懸念(2)

- 内容も含めて知っている層では、国家による監視・監督が行われると「思う」と50.9%が回答している一方で、35.4%が「思わない」と回答している。
- 国家による監視・監督が行われると「思う」という懸念は、番号制度を必要だと思わない層(72.5%)、どちらかといえば必要だと思わない層(64.2%)で高い。一方、必要だと思う層では「思わない」が44.3%と高く、認識の差によって違いがはっきりと表れている。

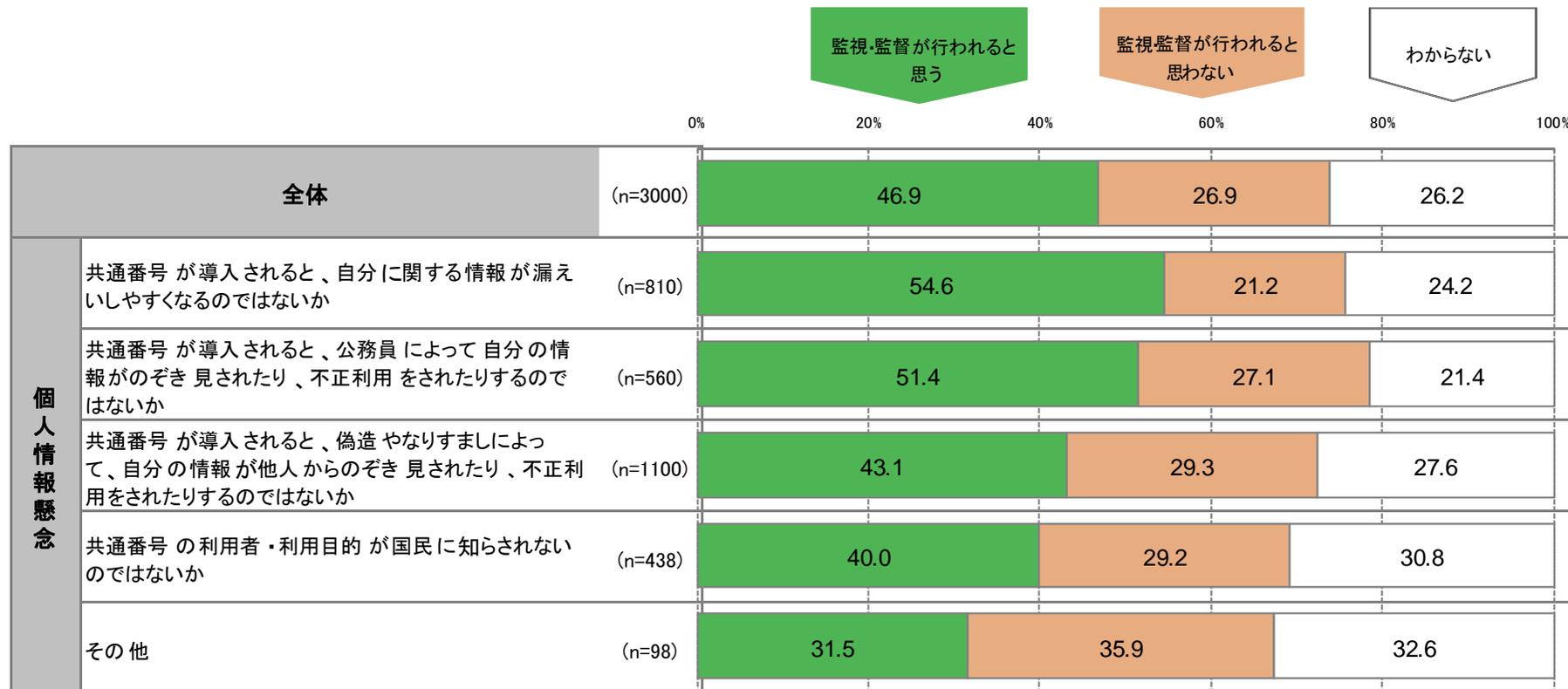
質問. 共通番号制度が導入されると、あなたは、国家による国民の監視や監督が行われるのではないかと思いますか。[SA]



## 2-10. 国家による監視・監督への懸念(3)

- 共通番号制度の導入にあたり、個人情報保護に関して、「自分に関する情報が漏えいしやすくなるのではないか」をもっとも懸念すると回答した層では、「国家による国民の監視や監督が行われると思う」との回答が54.6%。次いで「公務員によって自分の情報がのぞき見されたり、不正利用をされたりするのではないか」と回答した層では、「監視・監督されると思う」との回答が51.4%と5割を超える。
- 国家による国民の監視や監督が行われると思うか、各層で2~3割が「わからない」と回答している。
- 「監視・監督されと思わない」のは、「その他」を除くと「偽造やなりすましによって、自分の情報が他人からのぞき見されたり、不正利用をされたりする」(29.3%)、「共通番号の利用者・利用目的が国民に知らされない」(29.2%)、「公務員によって自分の情報がのぞき見されたり、不正利用をされたりする」(27.1%)の順に高い。

質問. 共通番号制度が導入されると、あなたは、国家による国民の監視や監督が行われるのではないかと思いますか。[SA]



## 2-11. 国家による監視・監督への懸念(4)

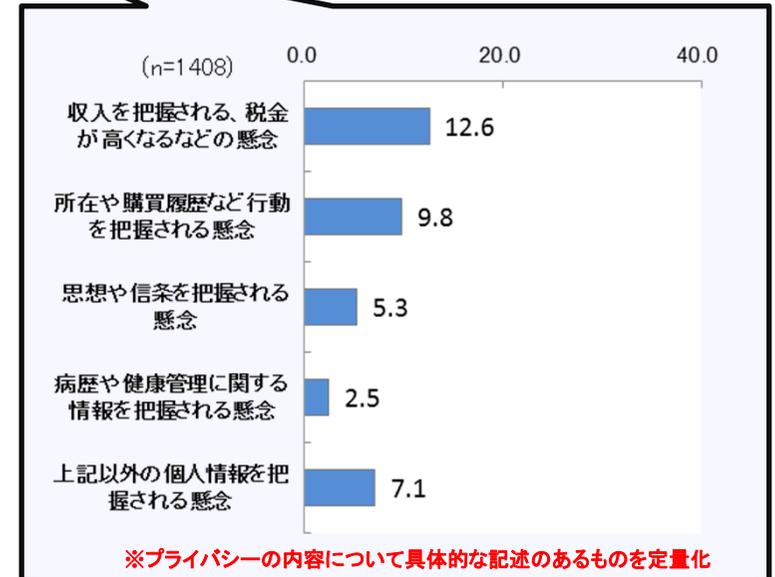
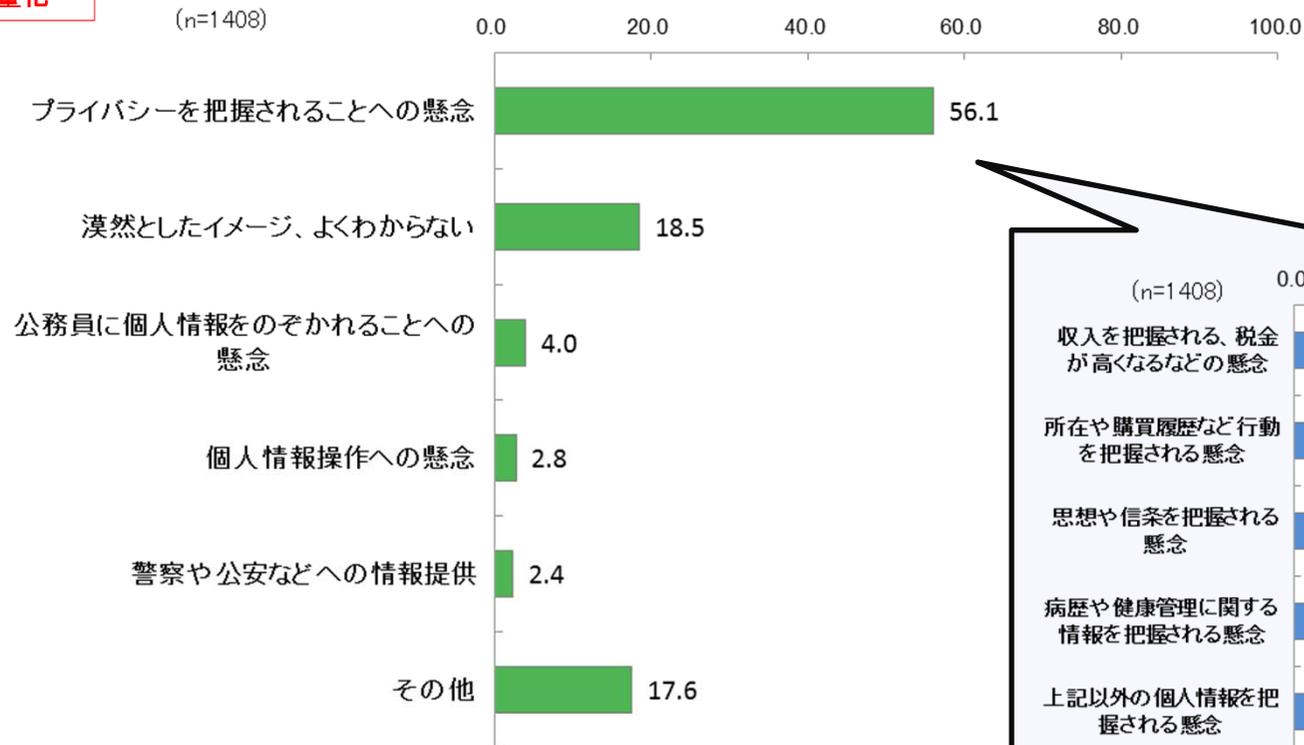
- 国家による国民の監視や監督が行われると「思う」回答者に、イメージする具体的内容を調査したところ、「プライバシーを把握されることへの懸念」が56.1%で最も高い。
- 把握されることが懸念される「プライバシー」の中身としては、「収入を把握される、税金が高くなるなどの懸念」が12.6%と最も高い結果である。

質問. 前問で「思う」と回答された方にお伺いします。国家による国民の監視や監督とは、具体的にはどのようなことですか。[FA]

※ベースは前問(国家による監視・監督への懸念)「思う」回答者

自由記述での回答  
結果を定量化

### <国家による監視・監督の具体的内容>

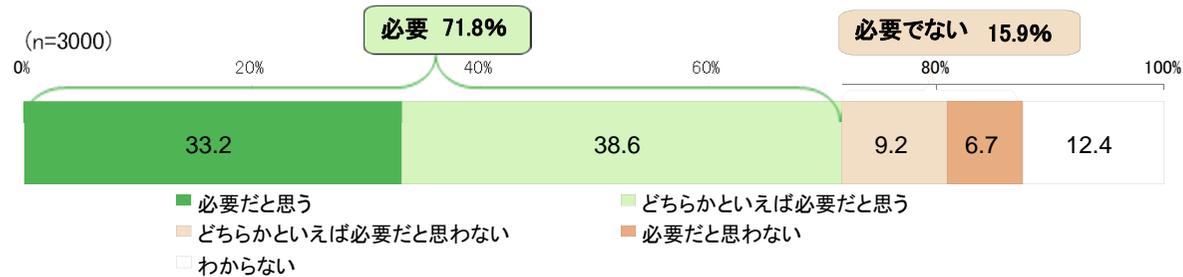


## 2-12. 第三者機関について

- 番号の不適正な利用や国家からの監視・監督の懸念に応えるための第三者機関の設置については、「必要だと思う」(33.2%)、「どちらかといえば必要だと思う」(38.6%)を合わせると7割強が必要を感じている。

質問. 国家による国民の監視や監督が行われたり、番号が不適正に取り扱われるのではなかというご懸念にお応えするために、行政機関から独立して、番号を扱う行政機関や民間事業者を監視し、指導・勧告・命令などの強い権限を発する「第三者機関」を設置すべきであるとの考え方があります。あなたは、このような第三者機関による監視が必要だと思いますか。[SA]

<第三者機関による監視の必要性>



質問. 前問で「どちらかといえば必要だと思わない」「必要だと思わない」と回答された方にお伺いします。「どちらかといえば必要だと思わない」「思わない」とお考えになる理由は何ですか。[FA]

<第三者機関不必要の理由>

自由記述での回答  
結果を定量化

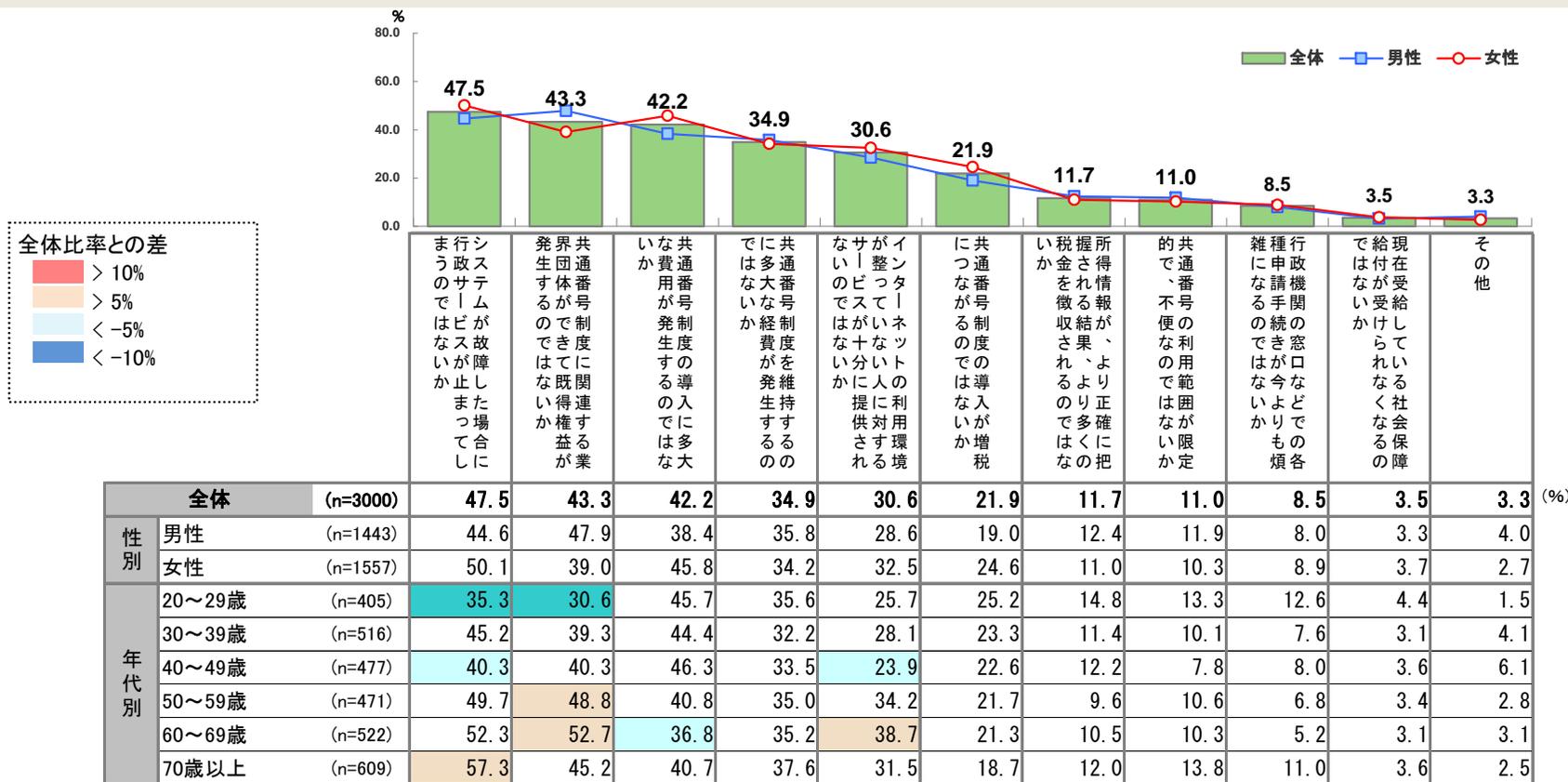


※ベースは前問(第三者機関の必要性)  
「どちらかといえば必要だと思わない」  
「必要だと思わない」回答者

## 2-13. その他の懸念(1)

- その他の懸念としては、「システムが故障した場合に行政サービスが止まってしまうのではないか」(47.5%)がトップ。その他、「共通番号制度に関連する業界団体ができて、既得権益が発生するのではないか」(43.3%)、「共通番号制度の導入に多大な費用が発生するのではないか」(42.2%)も4割以上の方が懸念している。
- 番号制度の導入にあたっての懸念事項は、年代によってやや差が見られる。50代と60代では「共通番号制度に関連する業界団体ができて既得権益が発生するのではないか」と懸念する割合が高い。また、70歳以上では「システムが故障した場合に行政サービスが止まってしまうのではないか」という不安が他層より高い。
- 20代では「共通番号制度の導入に多大な費用が発生するのではないか」が45.7%と高くなっている。

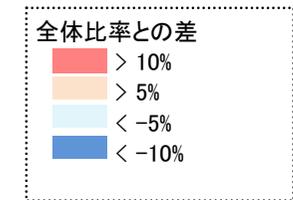
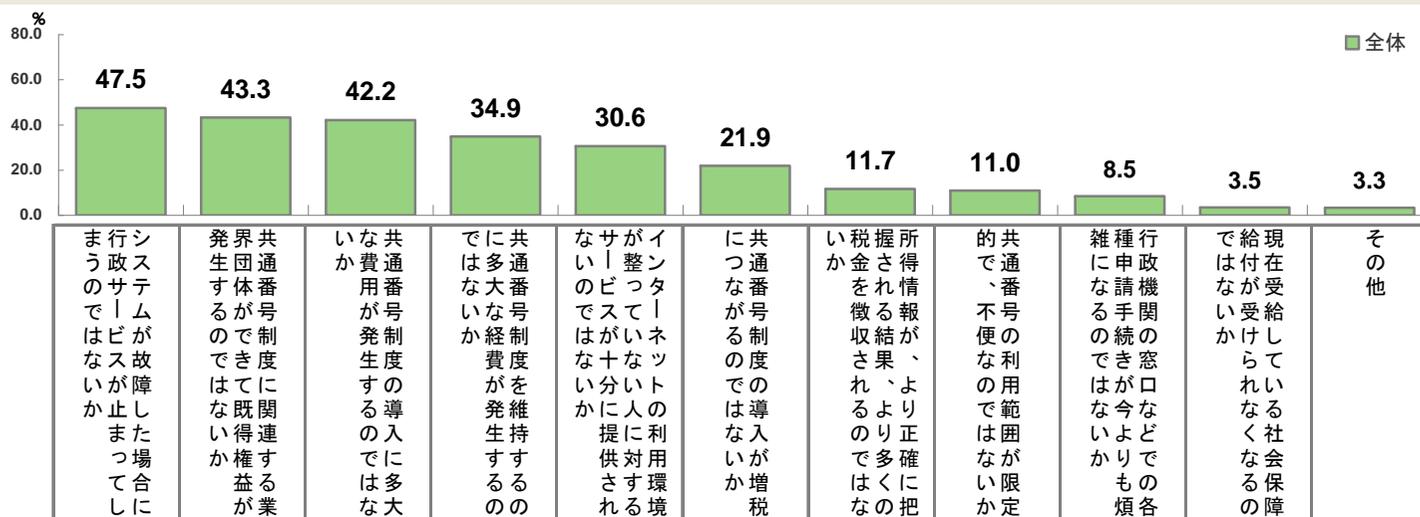
質問. その他、共通番号制度の導入にあたり、あなたが懸念することについて、下記の中から3つまでお選びください。[3MA]



## 2-14. その他の懸念(2)

- 番号制度について内容も含めて知っている層、および必要だと思う層では、「システムが故障した場合に行政サービスが止まってしまうのではないか」、「共通番号制度に関連する業界団体ができて、既得権益が発生するのではないか」を特に懸念している。
- 必要だと思う層では、「インターネットの利用環境が整っていない人に対するサービスが十分に提供されないのではないか」という懸念も高い。
- 番号制度導入検討について知らない層では51.9%、番号制度を必要だと思わない層では51.3%が番号制度の導入に多大な費用が発生するのではないかと懸念している。

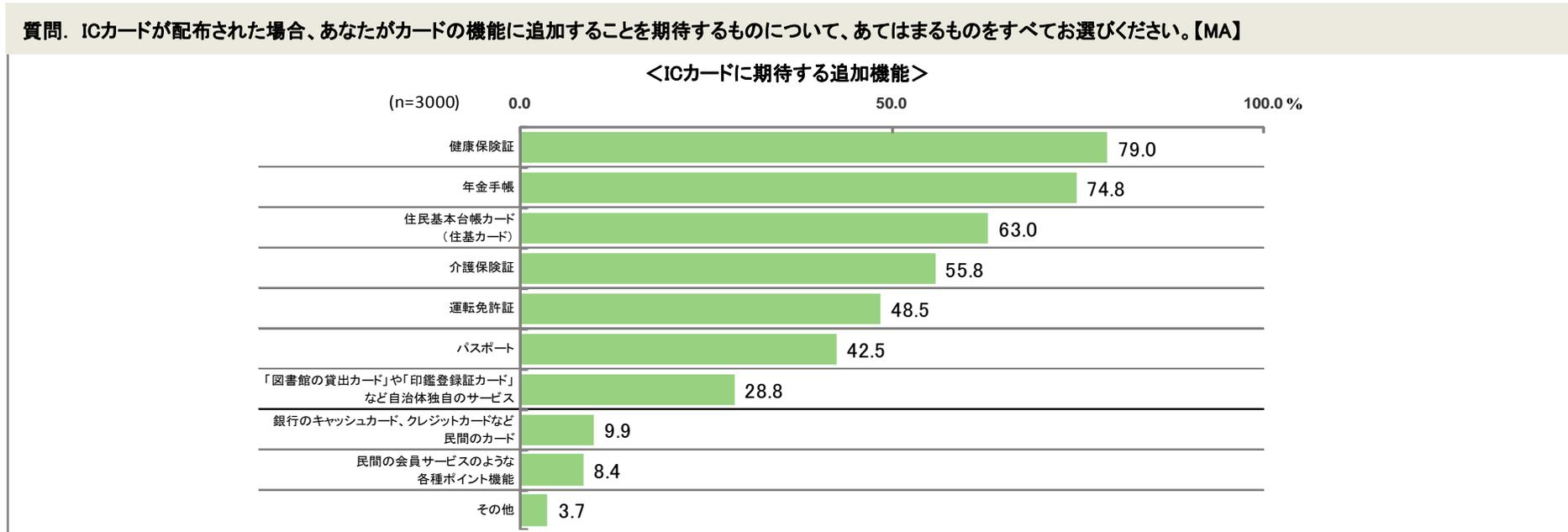
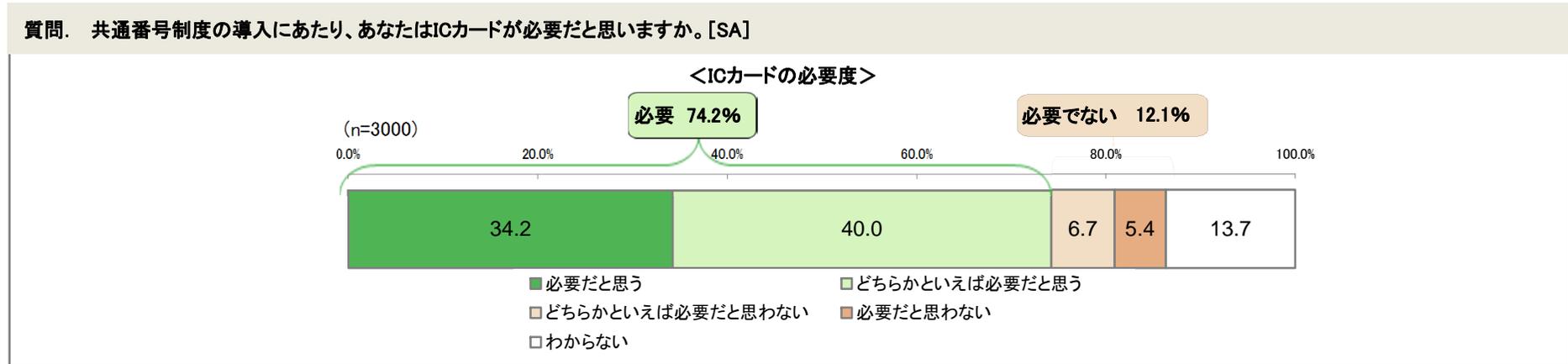
質問. その他、共通番号制度の導入にあたり、あなたが懸念することについて、下記の中から3つまでお選びください。[3MA]



全体		n	47.5	43.3	42.2	34.9	30.6	21.9	11.7	11.0	8.5	3.5	3.3	(%)
認知別	内容も含めて知っている	(n=579)	55.1	56.1	32.5	32.1	33.3	17.6	9.3	15.4	4.8	2.9	3.5	
	内容はよくわからないが聞いたことがある	(n=1737)	49.9	44.8	41.7	35.5	30.9	22.1	11.3	9.7	8.8	2.9	3.2	
	知らない	(n=684)	34.8	28.7	51.9	35.8	27.5	25.0	14.6	10.7	10.8	5.4	3.7	
必要度別	必要だと思う	(n=786)	54.8	53.7	34.1	29.0	36.4	18.1	8.5	13.4	5.2	1.7	3.6	
	どちらかといえば必要だと思う	(n=1327)	52.6	44.2	44.1	38.3	30.6	22.5	12.6	9.2	7.8	3.5	2.0	
	どちらかといえば必要だと思わない	(n=282)	32.3	35.1	45.4	37.9	24.5	28.0	13.1	9.9	14.2	5.0	2.8	
	必要だと思わない	(n=189)	34.9	38.6	51.3	37.0	22.2	24.3	15.9	10.1	11.6	6.3	6.3	
	わからない	(n=416)	33.2	28.6	45.4	32.5	27.6	22.1	11.8	13.7	11.5	4.6	6.0	

## 2-15. ICカードについて(1)

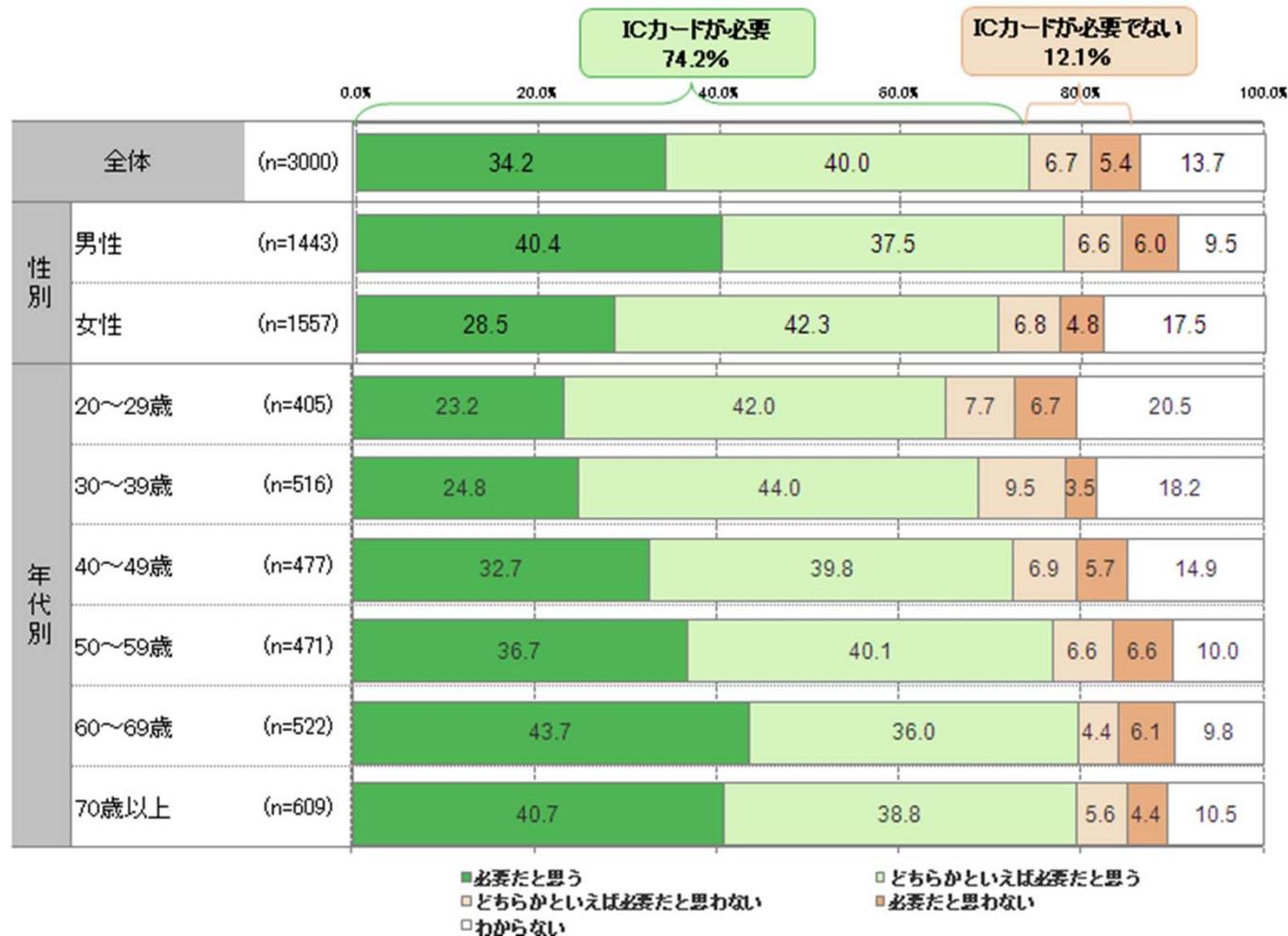
- 番号制度導入にともなうICカードについては、「必要だと思う」(34.2%)、「どちらかといえば必要だと思う」(40.0%)を合わせると7割強が必要だと感じている。
- ICカードに期待する追加機能は、「健康保険証」が79.0%でトップ。次いで「年金手帳」(74.8%)、「住民基本台帳カード」(63.0%)、「介護保険証」(55.8%)が続く。



## 2-16. ICカードについて(2)

- 番号制度導入におけるICカード必要度は、女性より男性で高い。「必要だと思う」は男性では40.4%、「どちらかといえば必要だと思う」(37.5%)を合わせると8割近くが必要だと感じている。
- 年代別では、年齢が高まるほど必要と感じる割合もやや高まる。年齢が若いほど「わからない」が高い。

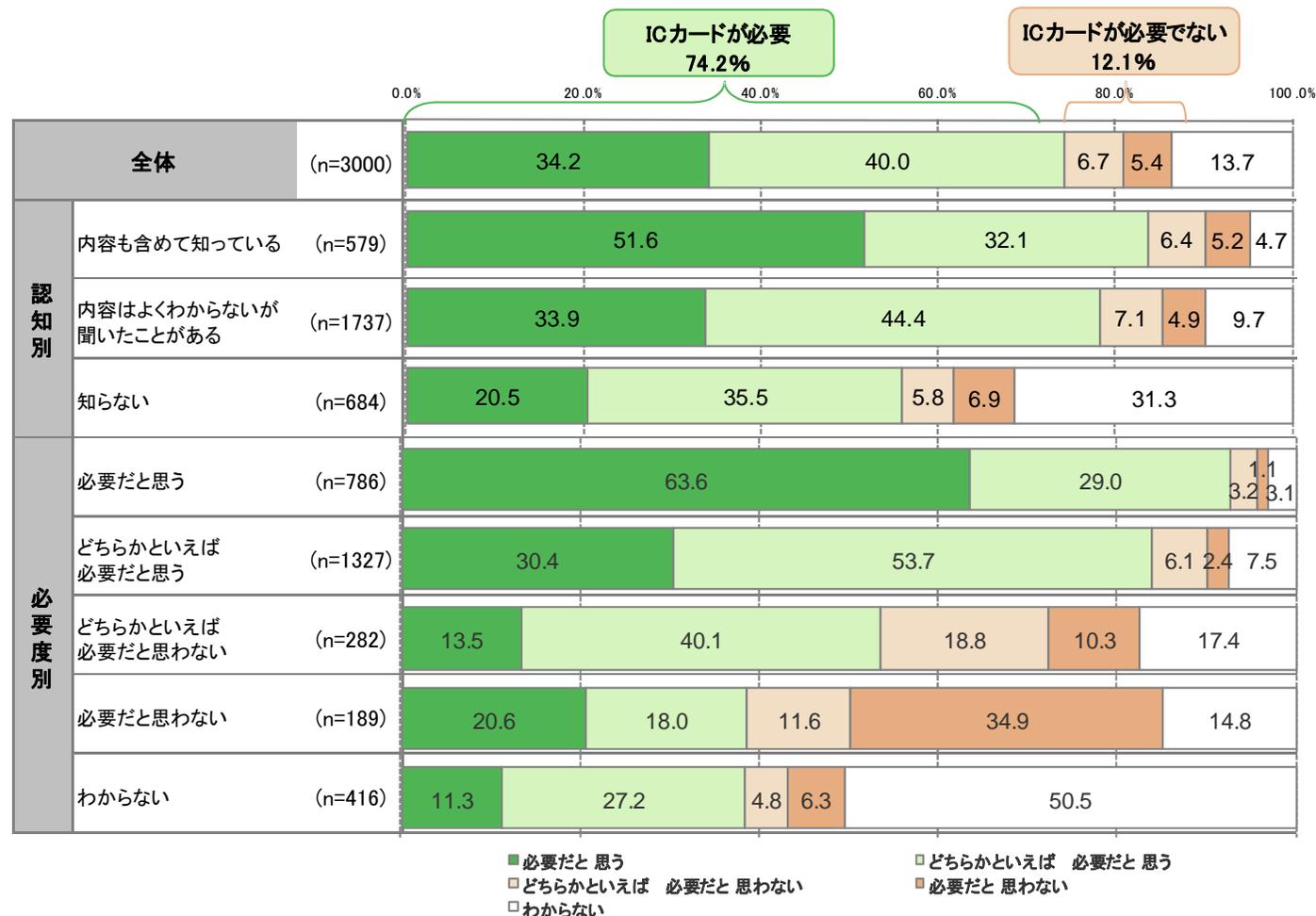
質問. 共通番号制度の導入にあたり、あなたはICカードが必要だと思いますか。[SA]



## 2-17. ICカードについて(3)

- 番号制度導入について内容も含めて知っている層、必要だと思う層では、ICカードが「必要だと思う」割合が高く、特に必要だと思う層では、ICカードが「必要だと思う」(63.6%)、「どちらかといえば必要だと思う」(29.0%)を合わせると9割を超える。
- 番号制度導入が必要だと思う層とどちらかといえば必要だと思う層では、ICカードを「必要だと思う」割合に明らかな差があり、制度導入に対する意識の差がICカードの必要度の差につながっている。

質問. 共通番号制度の導入にあたり、あなたはICカードが必要だと思いますか。[SA]

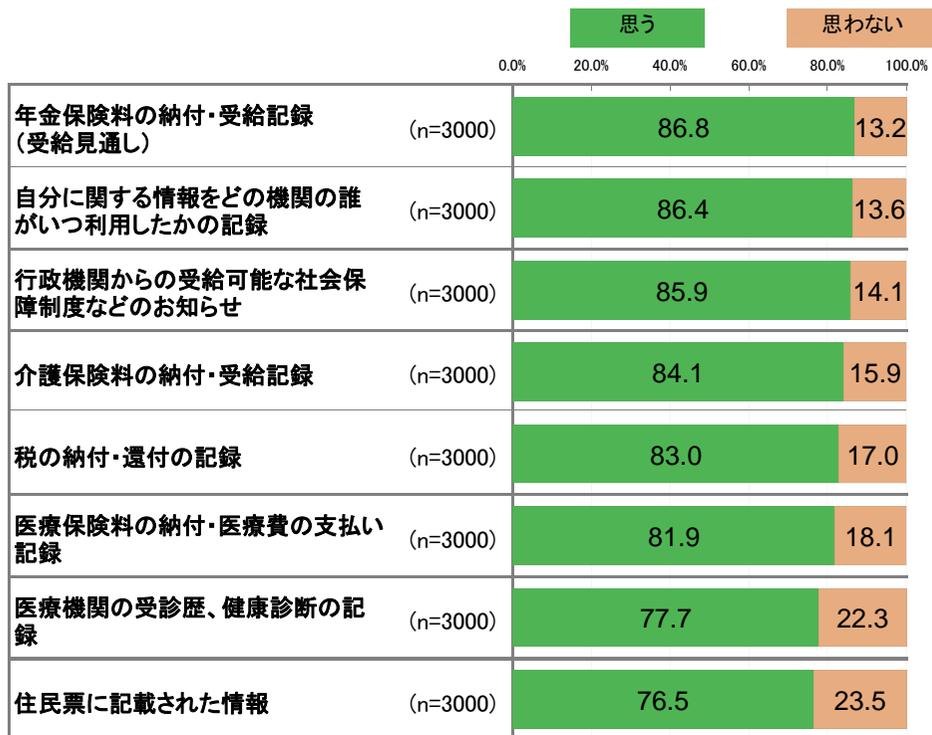


## 2-18. マイ・ポータルについて

- マイ・ポータルについて、以下の8つの機能・情報サービスの利便性を調査した。その結果、ほとんどの項目で8割前後が「(便利だ)と思う」と回答し、公的機関と自分との関わりが見えることに対する期待度は高いといえる。
- 特に便利だと思うものは、「年金保険料の納付・受給記録」(86.8%)、「自分に関する情報をどの期間の誰がいつ利用したかの記録」(86.4%)、「行政機関からの受給可能な社会保障制度などのお知らせ」(85.9%)の順に高い。
- マイ・ポータルでできるようになると良いサービスとしては、「確定申告の手続きができる」(73.6%)、「引っ越しの際の地方自治体、法務局、水道局、電力会社など公共機関への転居届けが出せる」(72.8%)が高い。

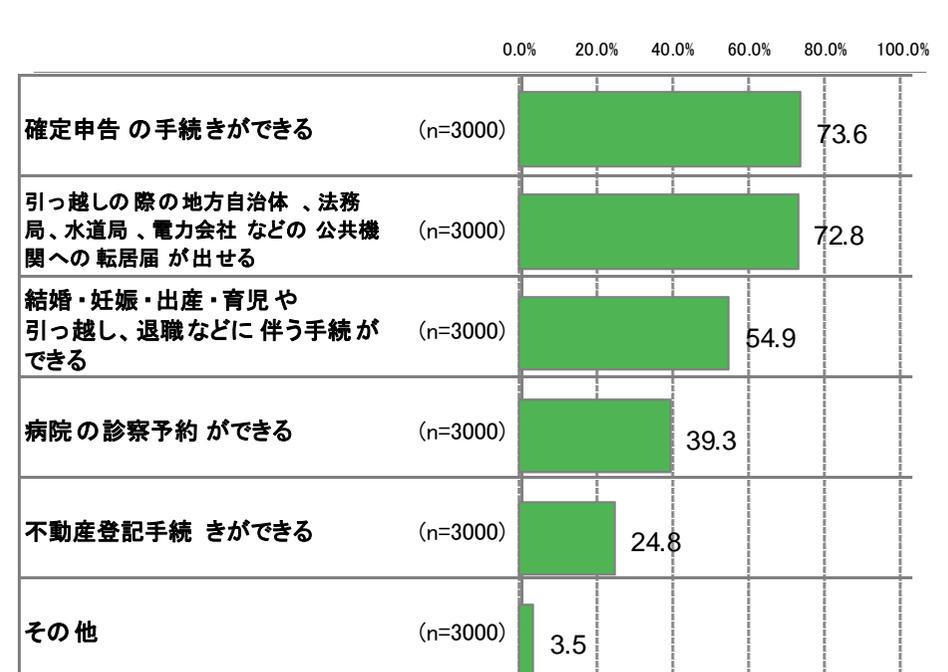
質問. 自分に関する情報や記録を確認できるように、インターネット上に「マイ・ポータル」を設置することが検討されています。以下の項目について、マイ・ポータルで閲覧できると便利だと思いますか。[SA]

＜マイ・ポータルで閲覧できると便利だと思うもの＞



質問. あなたは、マイ・ポータルでどのような手続きができるようになるのと良いと思いますか。以下の項目について、あてはまるものをすべてお選びください。[MA]

＜マイ・ポータルで手続きできると良いもの＞



集中検討会議への準備作業会合（平成 23 年 4 月 23 日）資料 5 関連

報道用参考資料

社会保障に関しては、この調査と類似の調査として、平成 20 年に社会保障国民会議に報告された「社会保障制度に関する国民意識調査」（以下「平成 20 年調査」という。）がある。

（ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyoukokuminkaigi/kaisai/dai09/09siryou4.pdf> ）

しかし、平成 20 年調査と今回の調査は、調査会社が異なるため、調査対象（調査会社のモニタ）が異なる。したがって、両調査の結果は単純に比較できない。

なお、次の項目については、両調査において質問が共通している。

今回の調査		平成 20 年調査	
頁	項目	頁	項目
4	現在の社会保障制度に対する満足度	3 (左下)	満足度
5	社会保障制度の各分野に対する満足度	4 (上)、 5	各制度間の満足度比較
6	社会保障制度の各分野についての改革の緊急度	4 (下)、 6	各制度間の対策緊急度比較
7	社会保障制度の問題点	7	社会保障制度の問題点
8 (左上)、 9	今後の給付と負担のバランス	3 (右上)	給付と負担のバランス
8 (右上)、 10	今後の負担のあり方	3 (右中)	高齢者と現役世代の負担のあり方
8 (右下)、 12	今後の社会保障制度のあり方	3 (右下)	社会保障制度のあり方

※ **本日の資料 5 は、第 7 回社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会（平成 23 年 4 月 13 日）の資料 6（すでに公表）と同じ。**

# 社会保障制度に関する 国民意識調査報告書 (抄)

平成20年11月4日

## 1-1.調査概要

◆調査目的 : 社会保障制度の課題、今後のあり方について国民の意識を詳細に分析する

◆調査方法 : インターネットWeb定量調査

◆調査対象 : 20歳以上 男女

◆エリア : 全国

◆回答者数 : 2,000人 (内訳は人口動態構成比に権力近似)

◆調査項目 :

- ・社会保障制度に対する関心度/満足度
- ・満足している/緊急に取り組むべき分野
- ・社会保障制度の問題点
- ・各制度の給付と負担のバランスについて
- ・各制度の高齢者と現役世代の負担のあり方
- ・各制度における優先課題
- ・各制度の問題点/改善点

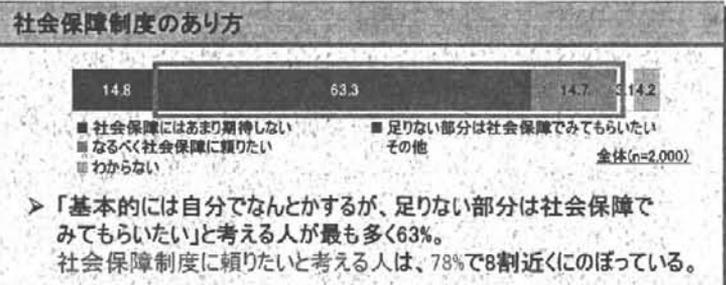
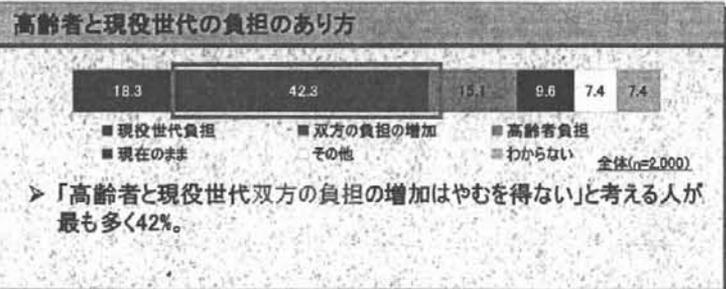
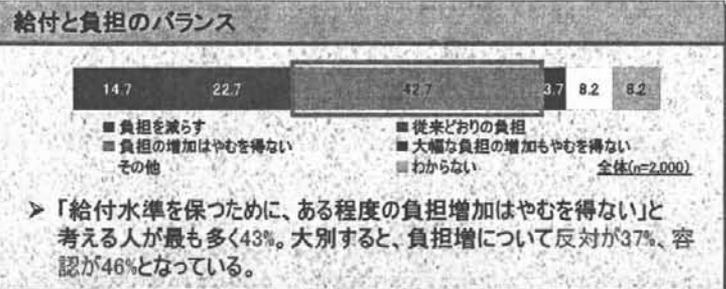
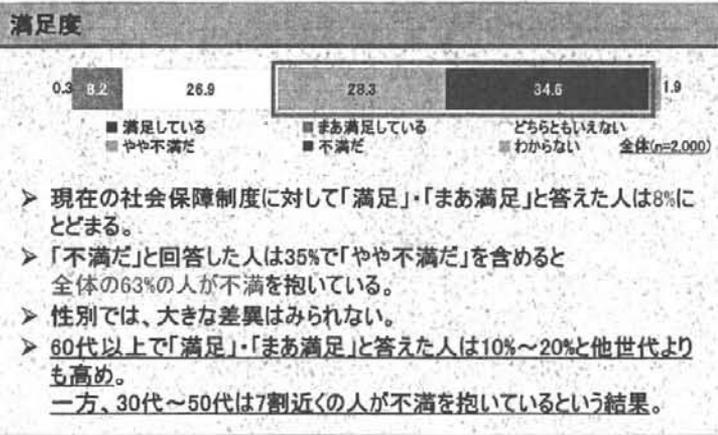
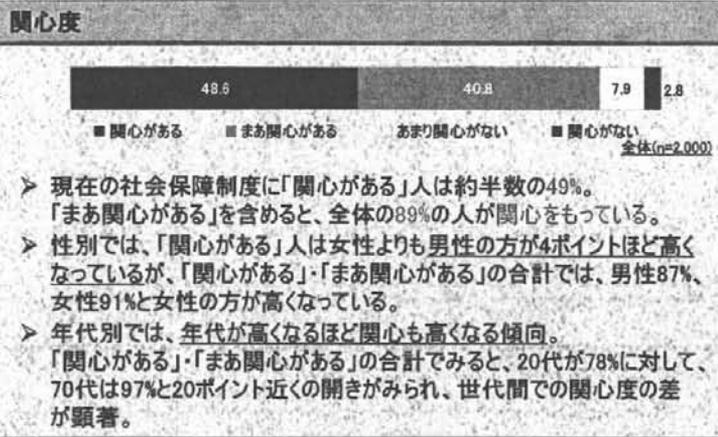
◆実施時期 : 2008年8月29日(金)~2008年9月1日(月)

◆調査機関 : ヤフーバリューインサイト株式会社

	20代	30代	40代	50代	60代以上	計
男性	147	183	154	176	304	964
女性	141	178	152	179	386	1,036
計	288	361	306	355	690	2,000

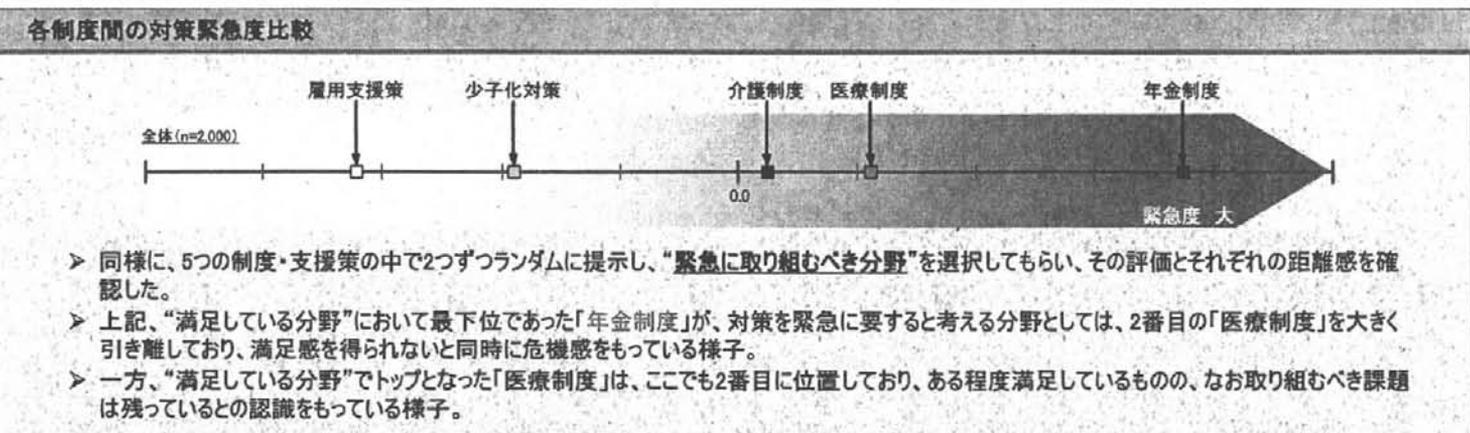
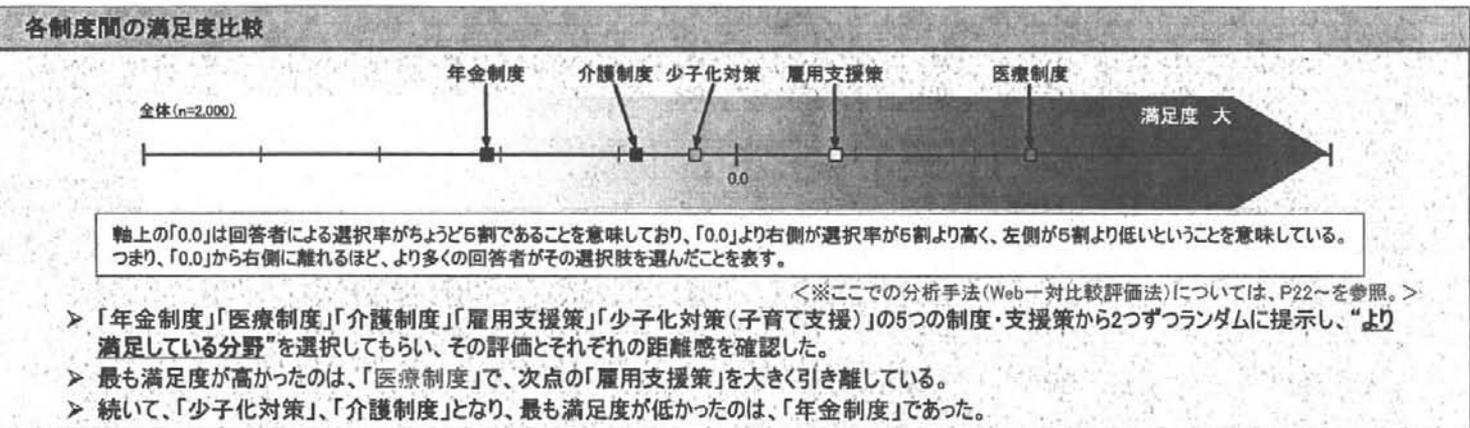
※平成19年10月1日現在 総務省 統計発表資料より性別、年代別の構成比に準じて割付。

## 2-1. 社会保障制度総論について



3

## 2-1. 社会保障制度総論について



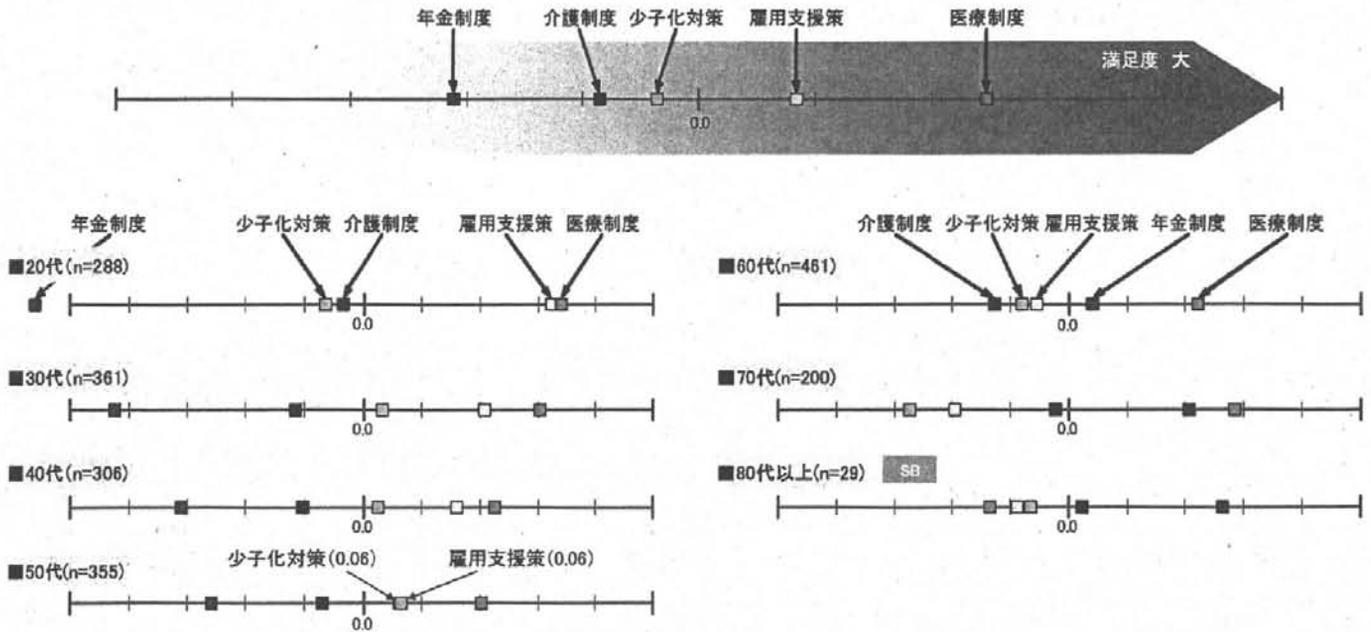
4

## 2-2.各制度間の満足度比較 年代別

- 年代別では、50代以下と60代以上で傾向が異なる。
- 50代以下では、「年金制度」の満足度が最も低く、年代が下がるにつれ相対的な満足度が下がるのに対し、60代以上では「年金制度」の満足度が他分野に比べて高いことが特徴的。

■満足している分野\_全体(n=2,000)

<※ここでの分析手法(Web一対比較評価法)については、P22~を参照。>



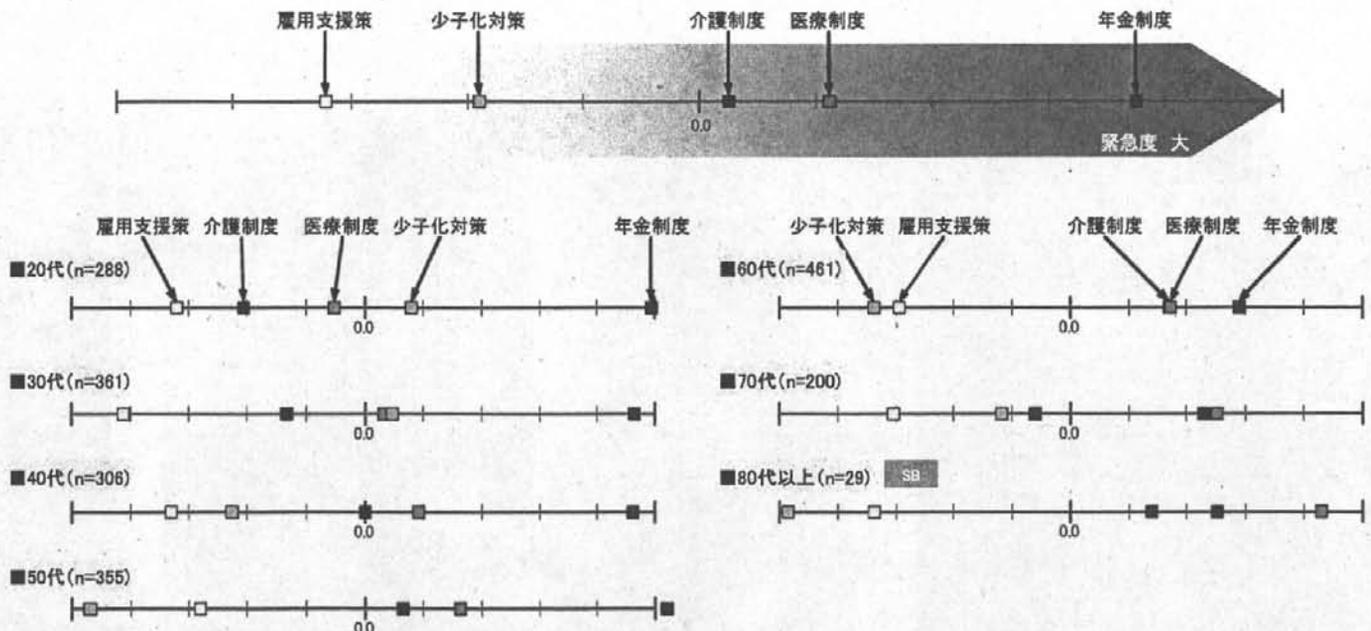
5

## 2-3.各制度間の対策緊急度比較 年代別

- 50代以下では、「年金制度」が緊急に取り組むべきものとして一番に挙げられている。
- 20代、30代の若年層では、「少子化対策」が「年金制度」に次いで対策が緊急に必要な分野と考えている。
- 「介護制度」「医療制度」については、年代が高くなるほど緊急に取り組むべきだと考える人が多くなる。

■緊急に取り組むべき分野\_全体(n=2,000)

<※ここでの分析手法(Web一対比較評価法)については、P22~を参照。>



6

## 2-4. 社会保障制度の問題点 年代別

- どの年代においても「制度の内容に非効率やムダがある」と考える人が最も多く、全体と同様の順で項目が並んでいる。
- 「制度の内容に世代間の不公平がある」、「制度の内容に所得の高低による(世代内の)不公平がある」については、40代で最も深刻度が高い。

■問題が深刻である全体(n=2,000)

<※ここでの分析手法(Web-対比較評価法)については、P22~を参照。>

